

高知市屋外広告物の手引き

よりよい広告景観の形成をめざして

令和5年4月

高知市 都市計画課

目 次

第1編 高知市屋外広告物条例の概要

第1章 総則

1 屋外広告物規制の必要性	1
2 屋外広告物とは	1
3 法及び条例の沿革	4
4 屋外広告物に関係する法令等	4
5 条例及び規則のあらまし	6
6 許可申請手続きの流れ	8
7 受付窓口	8

第2章 屋外広告物規制の解説

1 禁止地域等	9
2 禁止物件	12
3 禁止広告物等	13
4 広告物等の規格	13
5 総量規制	15
6 広告物等の許可	15
7 許可の基準	16
8 個別地区制度	19
9 許可の期間, 条件及び更新の許可	19
10 変更等の許可	19
11 禁止地域等における特例許可	20
12 適用除外	21
13 経過措置	26
14 表示又は設置する者等の届出義務等	26
15 屋外広告業の登録	28
16 屋外広告物等許可等の手数料	32
17 表示面積の算定	33

付 その他資料

1 屋外広告物等の種類ごとの基準一覧表	37
2 景観形成重点地区整備基準における広告物に関する基準	40
3 地区計画区域内における屋外広告物に関する基準等	42
4 広告物等許可申請書の記載事項等	43
5 広告物等許可申請関係書類記載例	46
6 屋外広告業登録申請書の記載事項等	48
7 屋外広告業登録申請の添付書類等	49
8 屋外広告業登録申請関係書類記載例	51

第2編 法令等

○ 屋外広告物法	55
○ 高知市屋外広告物条例	69
○ 高知市屋外広告物条例施行規則	86
○ 屋外広告物条例の表示等の禁止地域の指定(平成18年4月1日告示第89号)	129
○ 桂浜花海道西地区広告景観形成地区指定(平成18年4月1日告示第90号)	130
○ 高知城周辺広告景観形成地区の指定(平成18年4月1日告示第91号)	135

第1編 高知市屋外広告物条例の概要

第1章 総則

1 屋外広告物規制の必要性

街なかや郊外の道路沿いなどには、立看板や張り紙、広告板や広告塔、ネオンサインなど多種多様な屋外広告物が設置されています。

これらの広告物は、私たちの生活に必要な情報を提供するとともに、街ににぎわいや活気を与えるなど大切な役割を担っていますが、その反面、無秩序、無制限に設置された場合は、市民共有の貴重な財産である都市や自然の景観を損なう場合があるので、広告物の設置に当たっては、周辺景観との調和や配慮が求められます。

また、屋外広告物は、落下や倒壊により公衆に危害を与えることを防止するため、設置工事や維持管理を適正に行い、安全性を確保することが必要です。

高知市では、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止し、もって本市の都市美の形成に資することを目的として、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）に基づき、高知市屋外広告物条例（平成9年条例第47号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成9年規則第88号。以下「規則」という。）を定め、屋外広告物の規制を実施しています。

2 屋外広告物とは

(1) 屋外広告物の定義

法第2条で定義する屋外広告物とは、次の4つの要件をすべて満たしているものをいいます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①『常時又は一定の期間継続して』表示されるものであること②『屋外』で表示されるものであること③『公衆に表示されるもの』であること④『看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの』であること |
|--|

以上の要件から、屋外広告物とは、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、『常時又は一定の期間継続して』『屋外で』、『公衆に表示されるもの』であれば、その表示する内容にかかわらず、屋外広告物に該当します。

このため、建物の外壁などに表示される絵画などについても、一定の観念やイメージを伝達するものであるため、屋外で常時又は一定の期間表示されるものであれば、表示した者の事業等との関係を問わず、屋外広告物に該当します。

条例では、屋外広告物と屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を総称して「広告物等」といいます。

(2) 屋外広告業の定義

法第2条で定義する屋外広告業は、広告物等の表示又は設置を行う営業をいいます。具体的には、屋外広告物の広告主から広告物等の表示又は設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を指し、元請け、下請けなどの立場の形態は問わず該当します。

広告物等の表示又は設置に関する工事を請け負わない広告代理業や、屋外広告物の印刷、製作のみを行う場合は、屋外広告業に該当しません。

(3) 屋外広告物法、条例及び規則による主要な定義

名称	根拠条項	定義
屋外広告物	法第2条	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
屋外広告業	法第2条	屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいう。
色、色彩	規則第2条	広告物等の素材、塗装、フィルム、プラスチックその他これらに類するものの色又は色彩をいう。
地色	規則第2条	文字その他の図柄以外の地の色をいう。
色相、明度、彩度	規則第2条	日本産業規格の標準色票（JISZ8721 準拠）の色相、明度又は彩度をいう。
けばけばしい色	規則第2条	彩度が8以上の色をいう。

(4) 屋外広告物の種類（規則第2条）

条例及び規則では、広告物等について、3つの視点から次ページの表のように分類して区分しています。この表には、規制を行う広告物等の種類のみを規定しているため、広告物等がいずれの種類にも該当しない場合や複数の種類に該当する場合があります。

○広告物等の種類及びその意義

区分	広告物等の種類	意義	
素材及び形態による区分	はり紙	紙等を素材とし、建物その他の物件にはり付けて表示するもので、立看板等及びはり札等以外のもの	
	はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物	
	広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）	
	立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）	
	旗、のぼり類	布等を土地又は建物等に固定した旗ざお等に取り付け、当該旗ざお等により広告物等を支えて、恒常的に表示し、又は設置するもの	
	広告幕等	布等により表示し、又は設置するもので、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等及び旗、のぼり類以外のもの	
	アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの	
	可変表示式広告物	電気等を利用して自ら発光して表示し、常時表示内容を変えることができるデジタルサイネージ、電光掲示板その他これらに類する広告物又は掲出物件（文字のみを表示するものを除く。）	
利用物件による区分	道路横断広告物等	道路の上空を横断するもの又は道路の上空を横断する工作物等に表示し、又は設置するもの	
	アーケード利用広告物等	アーケード（日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。）に表示し、又は設置するもの	
	特定工作物利用広告物等	煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するものに表示し、又は設置するもの	
	電柱等利用広告物等	電柱その他これに類するものに表示し、又は設置するもの	
	公益物件利用広告物等	国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件（市長が認めるものに限る。）を利用して、表示し、又は設置するもの（寄贈者名等を表示し、又は設置するものを除く。）	
敷地形態による区分	建物利用広告物等	屋上広告物等	建物の屋上若しくは最上階のひさしの上又は屋上の工作物に表示し、又は設置するもの。屋上にある建築面積の8分の1以内の建築物の階の壁面に表示し、又は設置するものを含む。
		突出広告板等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に、これらに沿わない方向に突き出して、表示し、又は設置するもので、板状又はこれに類するもの
		壁面等広告物等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に表示し、又は設置するもので、屋上広告物等及び突出広告板等以外のもの
	敷地内独立広告物等	建物の所在する敷地内に、建物その他の工作物とは別個に独立して、表示し、又は設置するもの	
	野立て広告物等	建物の所在しない土地に表示し、又は設置するもの	

- 備考 1 一の広告物等がこの表の複数の種類に該当することがある。
 2 この表においては、規制をする広告物等のみを規定しているため、いずれの種類にも該当しない広告物等がある。

3 法及び条例の沿革

(1) 屋外広告物法の沿革

昭和 24 年制定	広告物取締法（明治 44 年法律第 70 号）に代わって、美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的として制定される。
昭和 27 年改正	略式代執行等を追加
昭和 38 年改正	簡易除却等を追加
昭和 48 年改正	簡易除却の拡充，屋外広告業届出制度創設等
平成 16 年改正	簡易除却の拡充，許可対象区域の全国拡大，屋外広告業登録制度導入等

(2) 高知市屋外広告物条例の沿革

平成 9 年制定	中核市移行に伴い，屋外広告物行政の権限委譲を受け条例を制定
平成 12 年改正	手数料の改定
平成 14 年改正	屋外広告物審議会を都市美審議会と統合
平成 16 年改正	鏡村，土佐山村合併に伴う経過措置を規定(平成 17 年 1 月 1 日施行)
平成 17 年改正	屋外広告業登録制度を導入，法改正に伴う制度の整備等
平成 20 年改正	春野町合併に伴う経過措置を規定(平成 20 年 1 月 1 日施行)
平成 22 年改正	景観法に基づく景観条例制定に伴い文言等を整理
令和 3 年改正	屋外広告物更新申請時の安全点検に資格者要件を追加

4 屋外広告物に関する法令等

(1) 屋外広告物の関係法令について

屋外広告物については，法及び法に基づく条例で広告物等の形態，設置方法及び設置場所等を規制しています。

このほか，広告物等については，建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）などで広告物等の形態，設置方法等について，道路法（昭和 27 年法律第 180 号）などで設置場所等，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）などで表示内容等についても規制しており，広告物等の表示又は設置に当たっては，屋外広告物法だけでなく関係法令の規制に適合することが必要です。

(2) 景観法，都市計画法及び高知市景観条例について

① 景観法（平成 16 年法律第 110 号）

屋外広告物は景観の重要な構成要素であるため，景観法に基づく景観計画では，広告物等の設置の制限に関する事項などを定めることができます。この場合，法に基づく条例は，景観計画に即して定めることとされています。

② 地区計画

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 第 1 項に規定する地区計画は，建築物の建築形態，公共施設その他の施設の配置等からみて，一体としてそれぞれの

区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画であり、地区の特性に合わせ、広告物等の形状、規模、色彩等について基準を定めています。

高知市においても令和元年10月現在で21地区において地区計画が定められており、うち19地区で広告物等に関する基準が定められています。

地区計画の区域内で広告物等を表示又は設置する場合は、屋外広告物条例だけでなく地区計画に定める基準に適合させる必要があります。

※ 地区計画区域内の広告物等基準については42ページに掲載しています。

③ 景観条例

高知市景観条例は、景観法に基づき、都市美形成の理念その他良好な景観の形成に関する基本的な事項等について定めています。

広告物等の表示又は設置は、良好な景観の形成に対して影響を与えるため、高知市景観条例において景観形成重点地区を指定して、屋外広告物についても整備基準を定めています。

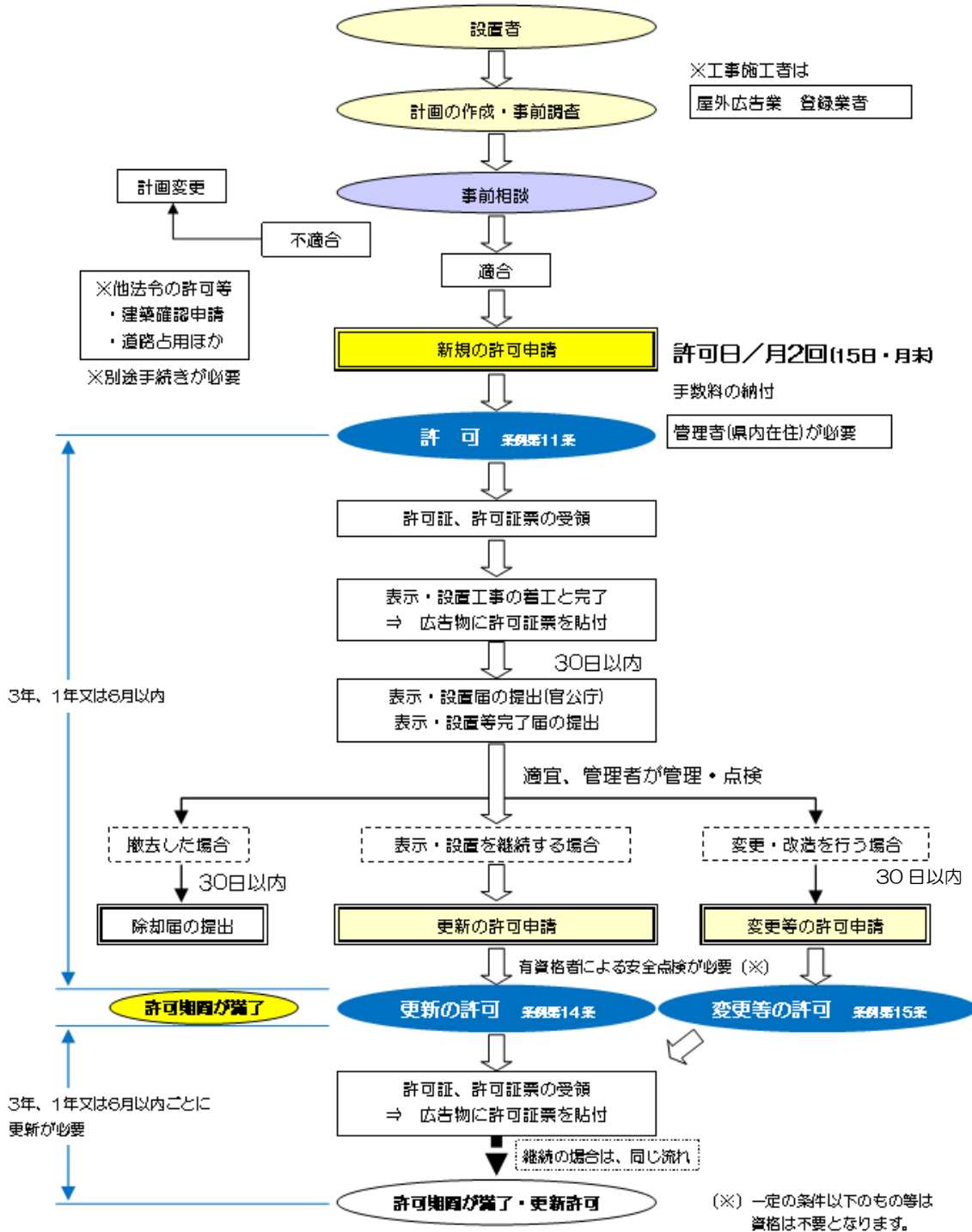
※ 景観形成重点地区内の広告物等基準については40～41ページに掲載しています。

5 条例及び規則のあらまし

条 例				施 行 規 則			
章・節		条	項目	条	項目	別表	様式
第1章	総則	第1条	目的	第1条	趣旨		
		第2条	広告物等の在り方	第2条	定義	第1	
		第3条	市長の責務				
		第4条	屋外広告業を営む者及び広告主の責務				
		第5条	市民の責務				
第2章	広告物等の規制						
第1節	禁止許可等	第6条	禁止地域等				
		第7条	禁止物件				
		第8条	禁止広告物等				
		第9条	規格の設定	第3条	規格の設定	第2	
		第10条	総量規制	第4条	総量規制	第3	
		第11条	広告物等の許可	第5条	表示又は設置の許可の申請等		第1号
				第5条の2			第2号
				第6条	許可の基準	第4	第3号
		第12条	広告景観形成地区				
		第13条	広告物協定地区	第7条	広告物協定の認定の申請等		
		第14条	更新の許可				
		第15条	変更等の許可	第8条	軽微な変更等		
		第16条	禁止地域等における特例許可	第6条	許可の基準	第5	
		第17条	許可の基準の特例				
		第18条	許可の期間及び条件	第9条	許可の期間	第6	
		第19条	適用除外	第10条	公益性の認定の申請等		第4号
				第11条		適用除外の基準	
				第12条	指定等の案の公告		第6号
		第20条	指定等の案の縦覧等				第7号
		第21条	告示及び経過措置				
		第2節	表示又は設置する者等の義務	第22条	表示又は設置等の完了の届出義務	第13条	表示又は設置等の完了の届出
第23条	許可証票の表示義務			第14条	許可証票等		第9号
第24条	管理者の設置及び管理義務			第15条	管理者の設置等		
第25条	管理者等の届出義務			第16条	管理者等の届出		第10号
第26条	除却義務及び除却等の届出義務			第17条	除却等の届出		第11号
第27条	手続, 処分等の効力の承継						
第3節	違反に対する措置等	第28条	違反に対する措置				
		第29条	許可の取消し				
		第30条	違反事実の公表等	第18条	違反事実の公表等		第12号
		第31条	広告主に対する勧告等	第19条	広告主等の公表事項		
		第32条	広告物等を保管した場合	第20条	広告物等を保管し		

			合の公示事項		た場合の公示事項		
		第33条	広告物等を保管した場合の公示の方法	第21条	公示の方法		第13号
		第34条	広告物等の価額の評価の方法				
		第35条	保管した広告物等を売却する場合の手續	第22条	保管した広告物等を売却する場合の手續		
		第36条	公示の日から売却可能となるまでの期間				
		第37条	広告物等を返還する場合の手續	第23条	広告物等の返還の手續		第14号
		第38条	立入検査等	第24条	身分証明書		第15号
		第39条	簡易除却に係る身分証明書				
第3章	屋外 広告業	第40条	屋外広告業の登録	第26条	登録の更新の申請期限		
		第41条	登録の申請	第25条	屋外広告業の登録等		第16号 第17号 第18号 第19号
		第42条	登録の実施				
		第43条	登録の拒否				
		第44条	登録事項の変更の届出	第27条	変更の届出		第20号
		第45条	屋外広告業者登録簿の閲覧				
		第46条	廃業等の届出	第28条	廃業等の届出		第21号
		第47条	登録の抹消				
		第48条	講習会	第29条	屋外広告物講習会		第22号 第23号
				第30条	講習科目		
				第31条	講習会の委託		
		第49条	業務主任者の設置				
		第50条	標識の掲示	第32条	標識の掲示		第24号
		第51条	帳簿の備付け等	第33条	帳簿の記載事項等		第25号
		第52条	屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告				
		第53条	登録の取消し等				
		第54条	監督処分簿の備付け等	第34条	監督処分簿		
		第55条	報告及び検査				
第4章	高知市景 観審議会	第56条	審議会				
第5章	雑則	第57条	手数料の納付等				
		第58条	適用上の注意				
		第59条	委任				
第6章	罰則	第60条～63条	罰則				
		第64条	両罰規定				
		第65条	過料				
附則							

6 許可申請手続きの流れ



7 受付窓口

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
 高知市 都市建設部 都市計画課 (本庁舎5階 510窓口)
 TEL: 088-823-9465 FAX: 088-823-9454
 E-mail: kc-170200@city.kochi.lg.jp
 HP: http://www.city.kochi.kochi.jp

第2章 屋外広告物規制の解説

1 禁止地域等（条例第6条）

次に掲げる地域又は場所においては、原則として広告物等を表示し、又は設置することはできません。ただし、条例第19条第1項及び第2項に該当するものであれば、許可を受けずに表示し、又は設置することができます。

また、条例第16条の規定により案内誘導広告物等又は公益物件利用広告物等に限り、許可を受けて表示し、又は設置することができます。

種別	対象地域（下記のうち指定区域等は次表による）
第一種禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区(市長が指定する区域を除く。) (2) 都市計画法第2章の規定による景観地区のうち、市長が指定する区域 (3) 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、市長が指定する区域 (4) 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例(以下「地区計画等形態意匠条例」という。)により制限を受ける地域のうち、市長が指定する区域 (5) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の区域(市長が指定する区域を除く。) (6) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は第110条第1項の規定により仮指定された地域 (7) 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条第1項、第26条第1項又は第30条第1項の規定に基づく高知県保護有形文化財、高知県保護有形民俗文化財又は高知県史跡、高知県名勝若しくは高知県天然記念物で定着性を有するもの (8) 高知市文化財保護条例(昭和51年条例第16号)第4条第1項、第30条第1項又は第34条第1項の規定に基づく高知市保護有形文化財、高知市保護有形民俗文化財又は高知市史跡、高知市名勝若しくは高知市天然記念物で定着性を有するもの (9) 前3号に掲げる区域の周囲の地域で市長が指定する区域 (10) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定に基づく名所又は旧跡の風致の保存のための保安林のある地域(市長が指定する区域を除く。)

<p>第一種禁止地域等</p>	<p>(11) 高知県自然環境保全条例(昭和 48 年高知県条例第 27 号)第 18 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定に基づく高知県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域</p> <p>(12) 鏡川清流保全条例(平成元年条例第 37 号)第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく自然環境保全区域又は景観形成区域(市長が指定する区域を除く。)</p> <p>(13) 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和 49 年条例第 63 号)第 13 条第 1 項, 第 19 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の規定に基づく特別保護地区, 保存緑地又は保存樹林のある地域(市長が指定する区域を除く。)</p> <p>(14) 高速自動車国道及び自動車専用道路(当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。)の全区間並びにこれらの道路以外の道路(当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。)のうち市長が指定する区間並びに鉄道, 軌道及び索道(以下「鉄道等」という。)のうち市長が指定する区間</p> <p>(15) 道路又は鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域</p> <p>(16) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園並びに社会資本整備重点計画法施行令(平成 15 年政令第 162 号)第 2 条各号に規定する公園及び緑地の区域</p> <p>(17) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域</p> <p>(18) 前号に掲げる区域の付近の地域で市長が指定する区域</p> <p>(19) 湖沼, 溪谷, 海浜, 高原, 山及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域</p> <p>(20) 港湾, 漁港, 駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域</p> <p>(21) 官公署, 学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定するものに限る。), 図書館, 公会堂, 公民館, 集会所, 体育館, 博物館, 美術館及び公衆便所の建物並びにその敷地</p> <p>(22) 古墳, 墓地, 火葬場及び葬祭場</p> <p>(23) 社寺及び教会の境域で市長が指定する区域</p> <p>(24) 前各号に掲げるもののほか, 特に良好な景観を形成し, 又は風致を維持するために必要なものとして市長が指定する地域又は場所</p>
<p>第二種禁止地域等</p>	<p>都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定による第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域</p>

○禁止地域等の指定区間及び指定区域（告示）

指定区間及び指定区域	
1	県道春野赤岡（高知市仁井田字西ノ野 220 番 2 地先から同字御出道 4220 番地先を經由して高知市池字住吉林 2220 番 2 地先に達するまでの区間を除く。以下同じ。）の高知市内（旧春野町の区域を除く。）の区間
2	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
3	都市計画道路高知山田線（予定地を含む。）の高知市内の区間
4	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
5	都市計画道路曙町波川線（予定地を含む。）の高知市内の区間
6	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
7	都市計画道路浦戸東部道路（予定地を含む。）の高知市内の区間
8	前項の区間の道路の区域から側方 100 メートル以内の区域
9	都市計画道路高知新港線のうち、その終点から県道春野赤岡に接するまでの区間
10	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
11	都市計画道路百石町長浜線（予定地を含む。）のうち、その終点から都市計画道路梅ノ辻孕橋線に接するまでの区間
12	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
13	都市計画道路長浜桂浜線（予定地を含む。）のうち、その起点から県道春野赤岡に接するまでの区間
14	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
15	都市計画道路五台山道路（予定地を含む。）のうち、五台山を通過するトンネルの南出口から都市計画道路高知新港線に接するまでの区間
16	都市計画道路五台山道路（予定地を含む。）のうち、五台山を通過するトンネルの南出口から下田川左岸に接するまでの区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
17	都市計画道路五台山道路（予定地を含む。）、都市計画道路高知新港線及び下田川左岸に囲まれる区域
18	都市計画道路五台山道路（予定地を含む。）、都市計画道路浦戸東部道路（予定地を含む。）及び下田川左岸に囲まれる区域
19	四国横断自動車道（予定地を含む。）の高知市内の区間
20	前項の区間の道路の区域から側方 100 メートル以内の区域

備考 (1) この表にいう道路は、道路交通の用に供される区域（停車可能な区域を含む。）とし、法面等を含まないものとする。

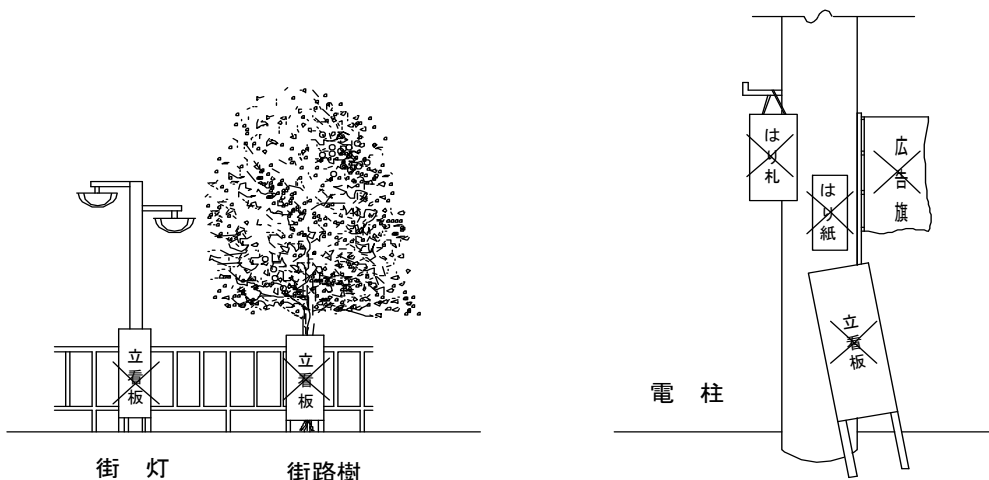
(2) この表（別添位置図を含む。）による指定区間及び指定区域には、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域である区域を含まない。

2 禁止物件（条例第7条）

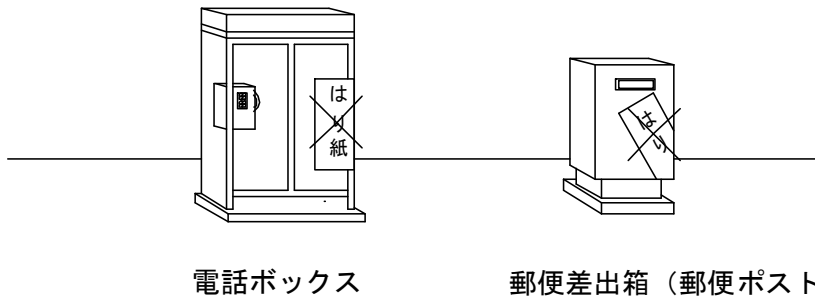
次に掲げる物件には、基本的に広告物等を表示し、又は設置することはできません。ただし、条例第19条第1項及び第2項に該当するものであれば、許可を受けずに表示し、又は設置することができます。

禁止物件
<p>(1) 橋,トンネル及び高架構造物</p> <p>(2) 石垣,擁壁その他これらに類するもの</p> <p>(3) 街路樹,路傍樹及び高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例第21条第1項の規定に基づく保存樹木</p> <p>(4) 信号機,道路標識,道路情報管理施設,歩道さく,車道さく,駒止め,分離帯,植樹帯,里程標その他これらに類するもの</p> <p>(5) 道路のうち市長が指定する区間に設置された電柱</p> <p>(6) 国又は地方公共団体が設置した街灯柱及び消火栓標識</p> <p>(7) 消火栓及び火災報知器</p> <p>(8) 郵便差出箱,信書便差出箱,公衆電話ボックス及び路上変電施設</p> <p>(9) 送電塔,送受信塔及び照明塔</p> <p>(10) 形像,記念碑その他これらに類するもの</p> <p>(11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物のうち市長が指定するもの</p> <p>(12) 景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか,特に良好な景観を形成し,又は風致を維持するために必要なものとして市長が指定する物件</p> <p>○ 道路の路面には,広告物を表示してはならない。</p> <p>○ 次に掲げる物件には,はり紙,はり札等,広告旗又は立看板等(法第7条第4項に規定するはり紙,はり札等,広告旗又は立看板等をいう。以下同じ。)を表示してはならない。</p> <p>(1) 電柱,街灯柱,消火栓標識その他これらに類するもの(第1項第5号及び第6号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) アーケード,アーチその他道路を横断する工作物の支柱</p>

○ 禁止物件の例



○ 禁止物件の例



3 禁止広告物等（条例第8条）

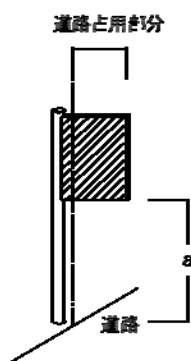
次の広告物等は，表示し，設置し，又は放置することはできません。

- (1) 著しく汚染し，たい色し，又は塗料その他の表層物のはく離したものの。
- (2) 著しく破損し，又は老朽したものの。
- (3) 倒壊，落下又は飛散のおそれのあるもの。
- (4) 信号機若しくは道路標識等に類似し，又はこれらの効用を妨げ，若しくは妨げるおそれのあるもの。
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの。

4 広告物等の規格（条例第9条）

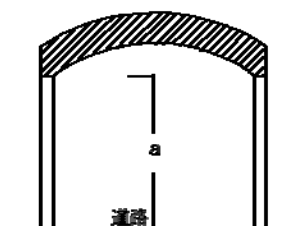
広告物等を表示し，又は設置しようとするときは，規則で定める規格（一定の種類 of 広告物等に共通する表示又は設置の基準をいう。）に適合しなければなりません。

● すべての広告物等（共通事項）



- ① 歩道上 $a = 2.5$ m以上 （別途道路管理者の許可が必要）
 - ② 車道上 $a = 4.5$ m以上 （別途道路管理者の許可が必要）
- 注）突き出し幅についても制限があります。

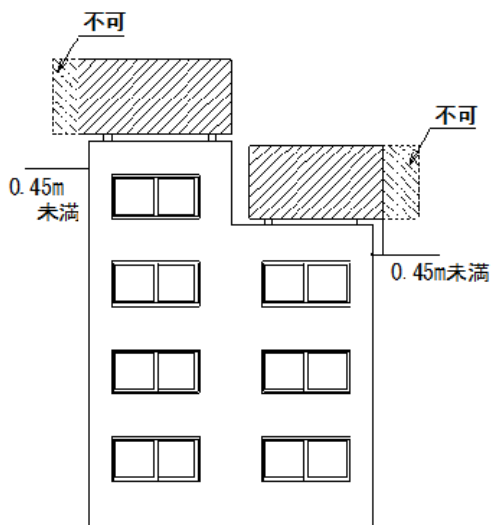
● 道路横断広告物等



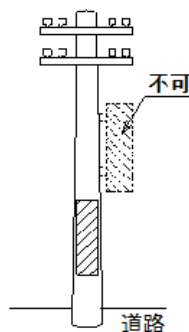
- ① 道路上 $a = 4.7$ m以上（別途道路管理者の許可が必要）
- ② 公益のため表示するもの

○ 広告物等の規格

● 屋上広告物等



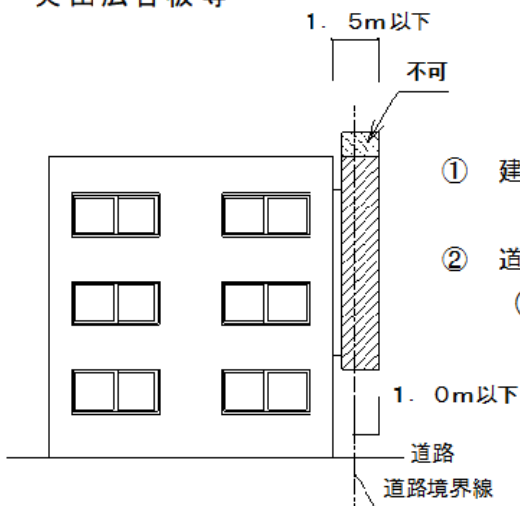
● 電柱等利用広告物等



- ① 道路に設置される電柱には、巻き付けるもの以外設置不可
- ② 1本につき1㎡以下（許可基準）

建物の壁面又は最上階のひさしの端の垂直面状を超えて0.45m以上外部に突き出ていないこと

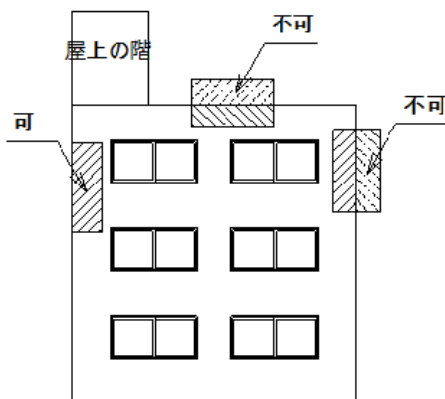
● 突出広告板等



- ① 建物その他の工作物からの突き出し幅は1.5m以下
- ② 道路境界線からの突き出し幅は1.0m以下（別途道路管理者の許可が必要）

注）道路占用の許可基準によって、突き出し幅が制限される場合があります。

● 壁面等広告物等



当該広告物等を表示し、又は設置している壁面以外の壁面の延長面状を超えて突き出ていないこと

5 総量規制（条例第 10 条）

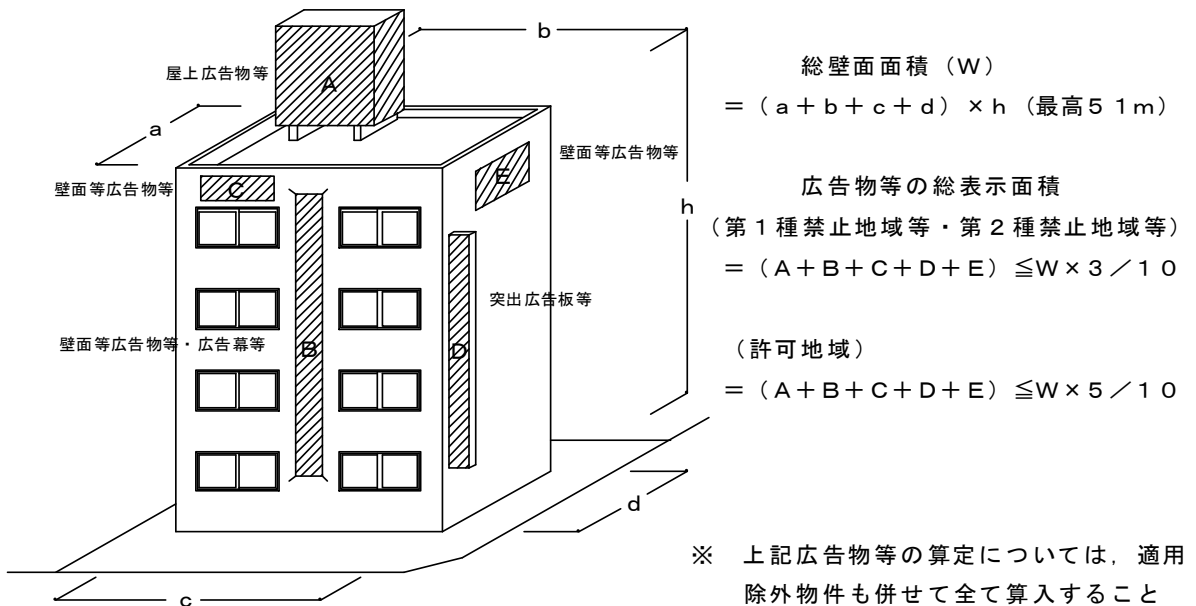
建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物で、地上に設置されるもの（門及び塀を除く。）をいう。）及び規則で定める工作物（煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの。以下「特定工作物」という。）に表示する広告物の表示面積の合計は、当該建築物の壁面の面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはなりません。

なお、広告景観形成地区では、広告景観形成方針で総量規制を別途に定めることとなります。

○建築物に係る総量規制

区 域	建物に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計
第一種禁止地域等 第二種禁止地域等	建物の壁面面積の合計の 10 分の 3 以下
許可地域	建物の壁面面積の合計の 10 分の 5 以下

- 備考 1 地盤面から建物の上端までの高さが 51 メートルを超えるときは、51 メートルを超える部分の壁面については、この表の壁面面積に算入しない。
- 2 屋上にある建築面積の 8 分の 1 以内の建築物の階の壁面については、この表の壁面面積に算入しない。



○特定工作物に係る総量規制

当該広告物等を表示し、又は設置する工作物の面積の合計の 4 分の 1 以下とする。

6 広告物等の許可（条例第 11 条）

条例第 6 条各号に掲げる地域又は場所を除く本市域内においては、規則で定める許可基準に適合する広告物等であれば、許可を受けて表示し、又は設置することができます。

ただし、条例第 19 条第 1 項から第 3 項に該当するものであれば、許可を受けずに表示し、又は設置することができます。

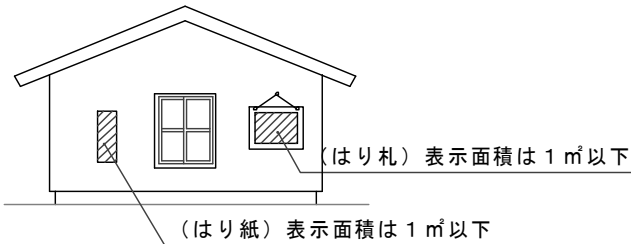
7 許可の基準（条例第 11 条関係）

許可地域等における許可の基準は、規則第 6 条に規定する基準に適合するほか、禁止広告物等（条例第 8 条）、規格（条例第 9 条）及び総量規制（条例第 10 条）等の法及び条例の規定に適合しなければなりません。

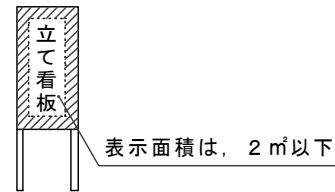
なお、この条例の許可を受けた場合であっても他法令の許可を必要とする場合は、その許可を受けるまでは表示又は設置することはできません。

- すべての広告物等 蛍光色を使用しないこと

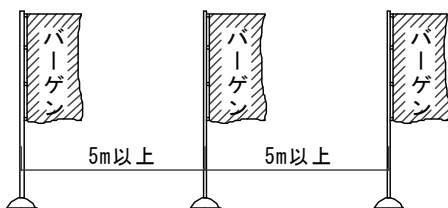
- はり紙及びはり札等



- 立看板等

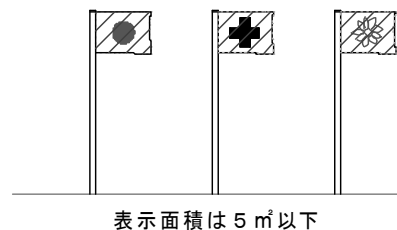


- 広告旗

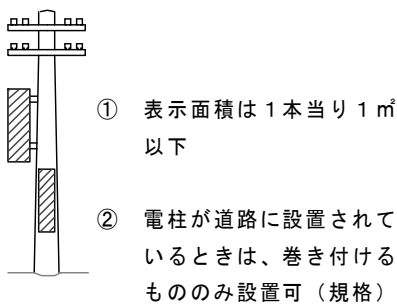


- ① 表示面積は 2 m²以下
- ② 相互に 5m 以上離すこと（自家用広告物等を除く）

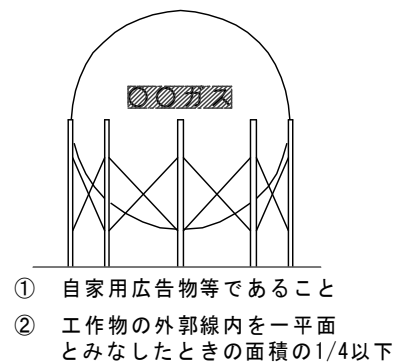
- 旗、のぼり類



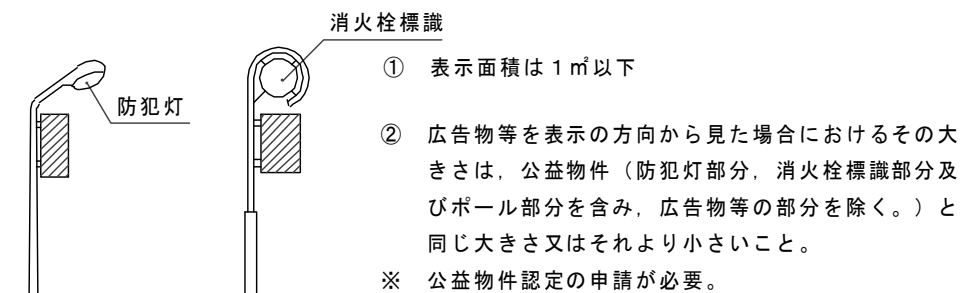
- 電柱等利用広告物等



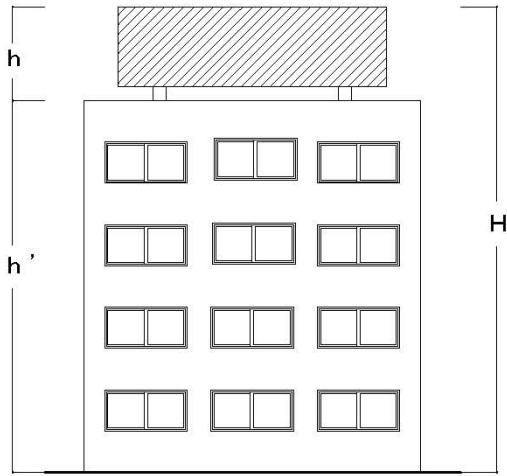
- 特定工作物利用広告物等



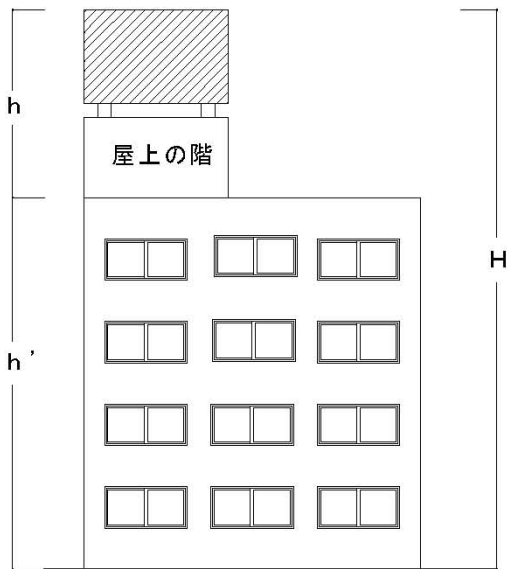
- 公益物件利用広告物等



● 屋上広告物等

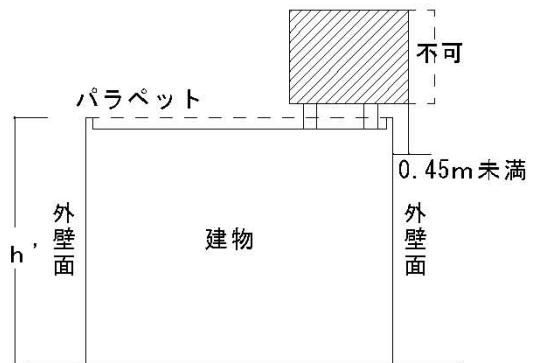


- ① Hが15m以下のとき・・・規制なし
- Hが15mを超え、51m以下のとき
・・・hは $1/2h'$ 以下
- Hが51mを超えるととき・・・hは3m以下

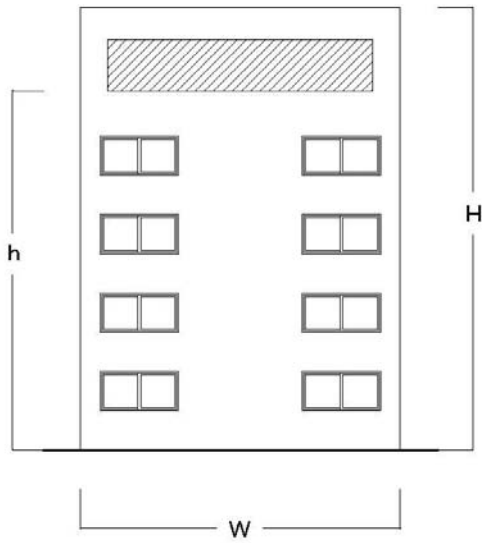


- ② 屋上の階(屋上にある建築面積の8分の1以内の建築物の階), 工作物等その他これらに類するもの上部に広告物等を設置する場合は, これらの屋上の階等も広告物等の縦の長さを含めて算定する。(表示面積の算定には含めない。)
- ③ 建物の壁面又は最上階のひさし端の垂直面状を超えて0.45メートル以上外部に突き出していないこと。(規格)

※ h' = 屋上スラブ面 (パラペットがある場合は, パラペット部分の天端面)



● 壁面等広告物等



① Hが5.1m以下のとき・・・表示面積は、当該壁面面積の1/2以下 ($W \times H / 2$)

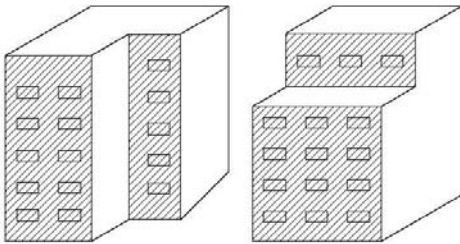
Hが5.1mを超えるとき・・・表示面積は壁面の5.1m以下の部分の面積の1/2以下


② hが5.1mを超えるとき・・・広告物等の縦の長さは3m以下

③ 広告物等の一部が他の壁面の延長線状を超えて突き出していないこと（規格）

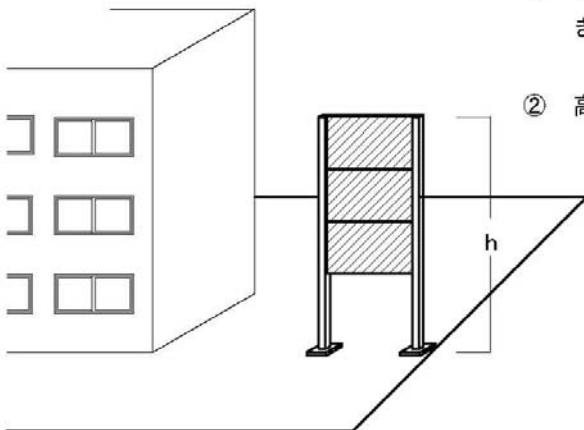
※ 壁面面積

壁面広告物等と言う壁面面積とは、当該広告物等が掲出される壁面一面のみの壁面である。



左図のような場合（部分）も同一のその壁面とみなす

● 敷地内独立広告物等
● 野立て広告物等



① 表示面積は1面50㎡以下、かつ1基につき140㎡以下

② 高さは（h）15m以下

8 個別地区制度（条例第 12 条，第 13 条）

(1) 広告景観形成地区

広告景観形成地区は，良好な景観の形成又は風致の維持を目的として，広告物等の表示及び設置の方針を定め，区域若しくは範囲について指定する制度です。

① 指定区域若しくは範囲

- ・ 個性的で魅力ある都市景観の保全及び創出を図る必要があると認める区域
- ・ 市長が定める場所から展望することができる範囲

② 広告景観形成基準

広告景観形成地区を指定するときは，当該広告景観形成地区における広告物等の表示及び設置に関する広告景観形成基準を定めます。

③ 広告物等の許可等の基準

広告景観形成地区では，広告物等の許可，総量規制及び適用除外について，許可地域等の地域区分とは別途に基準が定められます。

広告景観形成地区で広告物等を表示又は設置する場合は，広告景観形成地区の基準に適合させ，市長の許可を受ける必要があります。

(2) 広告物協定

相当規模の一団の土地所有者等が協定を締結して市長の認定を受ければ，その協定（その地区の一般規制規定を緩和するものであってはならない。）の基準によって広告物等の規制を行います。協定期間は 5 年以上，30 年以内となります。

当該地区において，制度の促進を図るために市長が認めた場合においては，手数料を免除する場合があります。

9 許可の期間，条件及び更新の許可（条例第 14 条，第 18 条）

次に掲げる許可の期間を経過した後に，広告物等を引き続き表示し，設置しようとするときは，更新の許可を受ける必要があります。

広告物等の種類	許可の期間
はり紙，はり札等，広告旗，立看板等，広告幕等，アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物等	6 ヶ月以内
可変表示式広告物	1 年以内
上記の種類以外の広告物等	3 年以内

10 変更等の許可（条例第 15 条）

許可を受けて表示，設置している広告物等を変更し，又は改造しようとするときは，規則で定める軽微な変更等の場合を除き，変更等の許可を受ける必要があります。

軽微な変更等（規則第 8 条）
(1) 既設の広告物等の表示内容又は意匠に変更を加えない程度の補修，塗料の塗り替え，補強，美化等
(2) 掲出物件の形状及び位置を変更することなく行う，当該物件に表示される新聞，ポスター等，興行の表示内容又は商品等の表示内容の短期かつ定期的な変更
(3) 自己の住所又は事業所，営業所若しくは作業場に設置した広告幕等を掲出する物件の形状及び位置を変更することなく行う，当該物件に表示される自己の営業内容等を表示する広告幕等の短期かつ定期的な変更
(4) 可変表示式広告物の表示内容の変更

11 禁止地域等における特例許可（条例第16条）

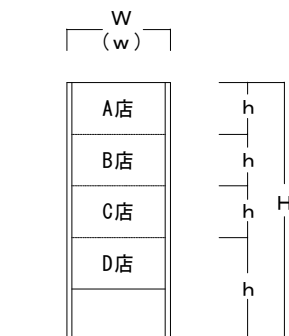
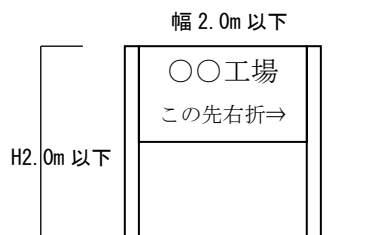
禁止地域等のうち広範囲な区域を指定する一部の地域について、一律に自家用広告物等など適用除外となる広告物等以外の広告物等を禁止すると、かえって住民に不利益となると認められるものについて、広告物等の種類を限定して例外的に表示又は設置を認める規定です。

対象となる広告物等は、案内誘導広告物等及び公益物件利用広告物等となります。

(1) 案内誘導広告物等

自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への案内誘導を目的として表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの

案内誘導広告物等（規則第6条，別表第5）	
1	自己の住所又は事業所，営業所若しくは作業場の名称，方向，距離，略図又は方向を示す記号等案内誘導を目的とする事項を表示するものであること
2	事業内容を表示するときは，必要な最小限のものであること
3	商品名を表示しないこと
4	縦及び横の長さはそれぞれ2メートル以下，かつ，表示面積は2平方メートル以下であること
5	地色にけばけばしい色を使用しないこと
6	表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用しないこと
7	照明装置付きのものであるときは，当該照明装置は，点滅しない構造のものであること
8	1の事業所，営業所又は作業場につき4基以下であること
9	集合広告物等にあつては次に掲げるものとする (1) 集合広告物等の縦及び横の長さは，それぞれ8メートル以下であること (2) 集合広告物等の表示面積は，1面につき8平方メートル以下であり，かつ，1基につき16平方メートル以下であること (3) 1の広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ2メートル以下であり，かつ，表示面積は2平方メートル以下であること



● 案内誘導広告物等

- 案内誘導を目的とする記号等の表示
- 商品名は表示しないこと
- 総表示面積 $\leq 2.0 \text{ m}^2$
- 地色にけばけばしい色を使用しないこと
- 表示面積の1/2を超えてけばけばしい色を使用しないこと
- 照明装置は点滅しないこと

● 集合広告物等

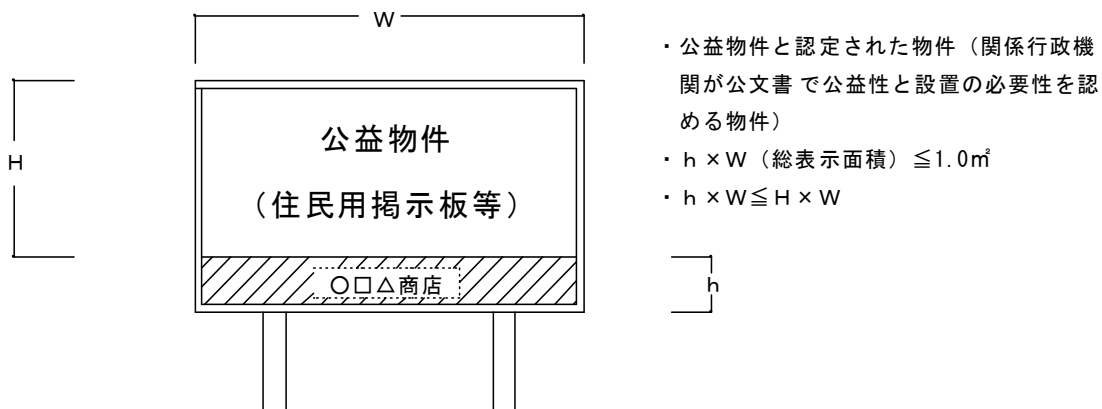
- 1面 $\leq 8.0 \text{ m}^2$ かつ1基 $\leq 16.0 \text{ m}^2$
- H及びW $\leq 8.0 \text{ m}$
- h及びw $\leq 2.0 \text{ m}$ ，表示面積 $\leq 2.0 \text{ m}^2$

(2) 公益物件利用広告物等

国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件（公益性を有する物件で、それ自体が公衆の利便に供されるものをいい、市長が認めるものに限る。）に表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの

公益物件利用広告物等（規則第6条，別表第5）
(1) 公益物件とは、国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件（公益性を有する物件で、それ自体が公衆の利便に供されるものをいい、市長が認めるものに限る）をいいます
(2) 公益物件の取扱は、「公益のため表示し、又は設置するもので、市長が認める広告物等」（P.23:2-2参照）に準じ、公益性について関係行政機関が公文書（意見書）により認め、申請により市長が認定する物件となります
(3) 表示面積は、1本又は1基につき1平方メートル以下であり、かつ、広告物等を表示する方向から見た場合の公益物件の外郭線内を一平面とみなしたときの面積（当該広告物等の表示面積を除く）以下であること

○ 公益物件利用広告物等



12 適用除外（条例第19条）

(1) 適用除外の広告物等

屋外広告物法に規定する広告物の定義が広範なため、日常的な慣習や祭礼、各種の行事などに不可欠な屋外広告物についても規制の対象となります。

このため、屋外広告物条例では、一部の広告物について、条例の規定の一部（禁止地域、禁止物件、広告物の許可等）を適用しない「適用除外」を設けています。

ただし、適用除外の広告物といえども、景観に与える影響や公衆への危害を与えることは、一般の広告物と変わらないため、本条例の趣旨に沿って表示又は設置することが必要です。

○ 適用除外の広告物等

項	号	広告物等の種類	例	適用除外となる規定		
				・禁止地域 ・禁止物件	・広告物の許可	・広告景観形成 地区 ・広告物協定地 区
1	1	他の法令の規定により表示し、又は設置するもの	道路標識，建築確認の表示	○	○	○
1	2	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター，立札等又はこれらの掲出物件	選挙ポスター（選挙期間中のもの）	○	○	○
1	3	臨時的，仮設的又は慣習的なもので，規則で定めるもの	冠婚葬祭のための一時的な表示	○	○	○
1	4	人及び動物並びに車両，電車，汽車，船舶等（土地に定着しているものを除く。）に表示し，又は設置するもの	車体広告	○	○	○
2	1	国又は地方公共団体が表示し，又は設置するもの	観光案内地図	○	○	別途規定
2	2	公益のため表示し，又は設置するもので，市長が認めるもの	交通安全標語	○	○	別途規定
2	3	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し，又は設置するもので，規則で定める基準に適合するもの	記念碑・彫像等の寄贈者名プレート	○	○	別途規定
2	4	自家用広告物等で，規則で定める基準に適合するもの	○△□商店	○	○	別途規定
2	5	前号に掲げるもののほか，自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し，又は設置するもので，規則で定める基準に適合するもの	危険につき立入禁止！ ○△社所有地	○	○	別途規定
2	6	道路法第32条の許可を受けて設置する道標又は案内板	高知県庁→	○	○	別途基準
3		政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙，はり札等，広告旗又は立看板等で，規則で定める基準に適合する広告物等	○△□党	×	○	別途規定

※2-1の広告物等については，市長に届け出たものに限る。

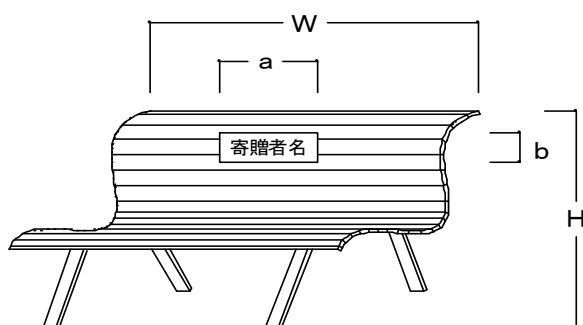
※2-4の自家用広告物等とは，自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため，自己の住所又は事業所，営業所若しくは作業場に表示し，又は設置する広告物等をいう。

(2) 適用除外の基準

適用除外の基準を有する広告物等及びその基準は次のとおりとなります。

○ 適用除外の基準

1	3	臨時的、仮設的又は慣習的なもので、規則で定めるもの
<p>(1) 冠婚葬祭若しくは祭礼のために一時的に表示し、又は設置するもの</p> <p>(2) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のために、当該会場の敷地内に表示し、又は設置するもの</p> <p>(3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに工事期間中に限り表示されるもので、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されていないもの</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、臨時的、仮設的又は慣習的なもので、市長が特に認めるもの</p>		
2	2	公益のため表示し、又は設置するもので、市長が認めるもの
<p>関係行政機関が当該物件の公益性と設置の必要性を公文書（意見書）により認める広告物等で、市長が認定する広告物等</p> <p>ア 公益性と設置の必要性を認める関係行政機関とは、表示内容や目的によって異なります。公益性があると考えられる広告物等を表示設置しようとする者は、関係行政機関に「意見書」の発行を依頼し、発行を受けた意見書を「公益物件等認定申請書」に添付し、市（都市計画課）に申請します</p> <p>イ 関係行政機関の意見書が添付されていない場合は、表示内容に関わらず一般の広告物等として取り扱います</p> <p>ウ 道路交通の安全上支障があると認められる場合など、関係行政機関の意見書があっても認定をおこなわないことがあります</p>		
2	3	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの
<p>表示面積が、0.5 m^2以下であり、かつ、広告物等を表示の方向から見た場合における当該広告物等を表示し、又は設置する施設若しくは物件の外郭線内を一平面とみなしたときの当該一平面の面積（当該広告物等の表示面積を除く）の10分の1以下であること</p> <p>※公益上必要な施設又は物件の取り扱いは、前項の高知市長が認めるものの認定に準ずる</p>		



外郭線内面積 = $H \times W$

$$1/10 (H \times W - a \times b) \geq a \times b \leq 0.5 \text{ m}^2$$

○ 適用除外の基準

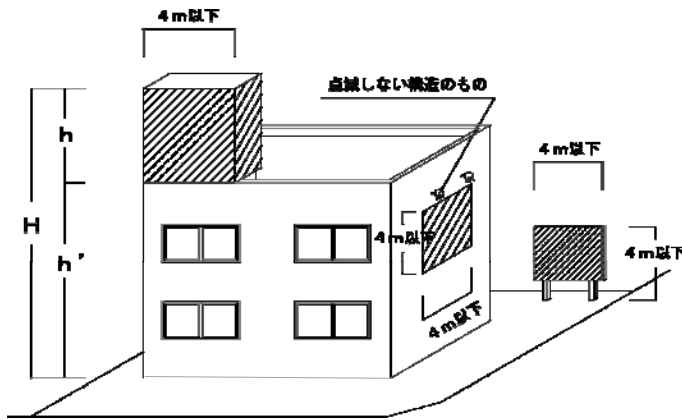
2	4	自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
<p>(1) 第一種禁止地域等において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4m以下であり、かつ、表示面積は4㎡以下であること</p> <p>(2) 第二種禁止地域等又は許可地域において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4m以下であり、かつ、表示面積は、10㎡以下であること</p> <p>(3) 集合広告物等（複数の広告物等で構成される広告物等をいう。以下同じ。）においては、前2号の規定は一の広告物等に適用する</p> <p>(4) 屋上広告物等であるときは、その高さが当該屋上広告物等を表示し、又は設置する建物の高さの2分の1以下であること</p> <p>(5) 広告物等が照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること</p> <p>(6) 規則第6条第1項に規定する許可の基準に適合しているものであること</p>		

2	5	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの
<p>(1) 第一種禁止地域等において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4m以下であり、かつ、表示面積は4㎡以下であること</p> <p>(2) 第二種禁止地域等又は許可地域において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4m以下であり、かつ、表示面積は10㎡以下であること</p> <p>(3) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等のときは、当該管理に必要な最小限の事項を表示するものであること</p> <p>(4) 自己の管理する物件（建物を除く）に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等のときは、その表示面積が、当該広告物等を表示する方向から見た場合の当該物件の外郭線内を一平面とみなしたときの当該一平面の面積（当該広告物等の表示面積を除く）の10分の1以下であること</p> <p>(5) 広告物等が照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること</p> <p>(6) 規則第6条第1項に規定する許可の基準に適合しているものであること</p>		

○ 適用除外の基準

※条例第19条第2項 関係

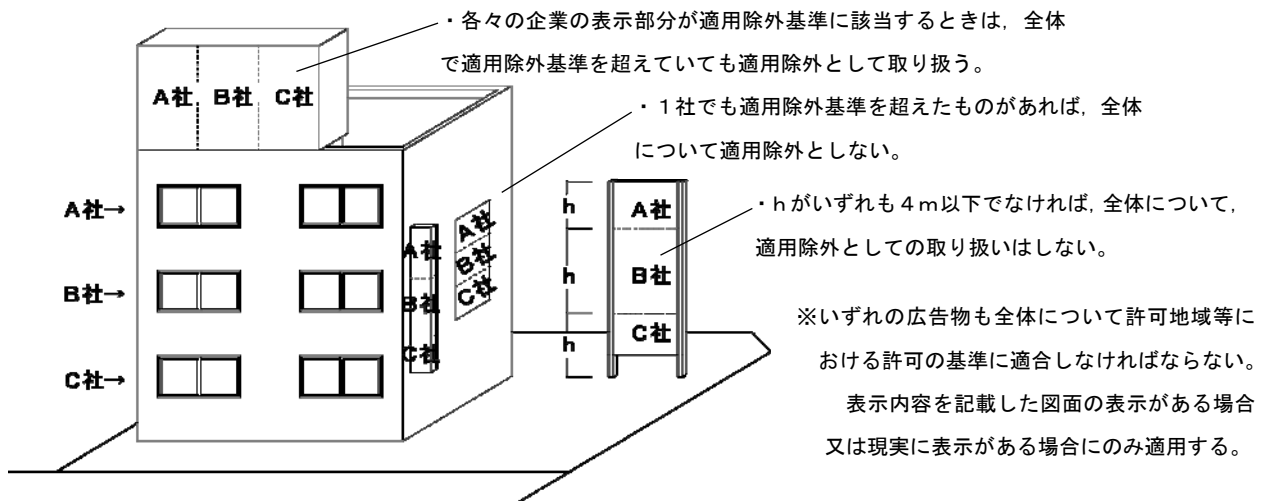
(自家用広告物等及び自己の管理する土地・物件等に管理上必要に基づき設置するもの)



- 表示面積は
 - ① 第1種禁止地域等・・・4㎡以下
 - ② 第2種禁止地域等，許可地域
・・・10㎡以下
- 縦・横の長さは
 - ① それぞれ4m以下
- ※ 長さは支柱等の掲出物件を含む。

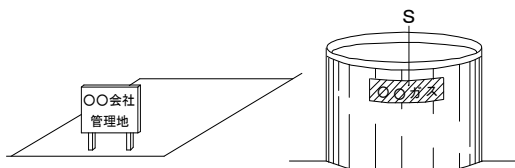
- 屋上広告物の高さは
 - ① Hが15m以下のときhは $1/2 h'$ ，かつ4m以下 ※hには支柱等の掲出物件を含む。
 - ※ hが $1/2 h'$ を超えるときは，適用除外とならないが，許可基準に適合すれば，許可を受けることができる
 - ② Hが15mを超え51m以下のとき・・・hは4m以下
 - ③ Hが51mを超えるとき・・・hは3m以下
- 許可地域等の許可の基準（個別基準及び総量規制）に適合するとともに，規格に適合しているものであること。

● 複合ビルの集合広告物等の場合について



● 管理上の必要に基づき表示するものについて

※ 表示面積及び縦横の長さは上に示す基準に適合していること



- ① 自己の管理物件（建物を除く）に表示する場合の表示面積は
(外郭線内面積－広告物等面積) × 1/10以下

- ② 管理に必要な最小限の事項のみ表示

(3) 許可地域において許可が不要な広告物等

次に掲げる広告物等は、規則で規定する基準に適合すれば、条例第 11 条第 1 項（許可地域における許可規定）が適用除外となり、許可地域で許可が不要となります。

ただし、禁止地域、禁止物件などその他の条例の規定は適用されます。

3	政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合する広告物等
<p>(1) 第 6 条第 1 項に規定する許可の基準に適合しているものであること</p> <p>(2) 表示期間が 30 日以内であること</p> <p>(3) 表示期間並びに表示設置者又は管理者の氏名及び連絡先を明示していること</p> <p>(4) 表示又は掲出する場所又は施設の管理者（管理者がない場合にあっては、その所有者）の承諾を得ていること</p>	

13 経過措置（条例第 21 条）

- (1) 新たに禁止地域等になった場合、その指定された日から 3 年間は経過措置の適用があります。
- (2) 経過措置期間中は、新規に表示し、又は設置する広告物等は新しい規制を受けますが、従前に許可を受け、又は適法に表示され、設置されていたものは引き続き許可を受けて、又は従前の例により表示し、設置することができます。（ただし、当該広告物等の改造等の変更を行う場合はこの限りではない。）
- (3) 従前から違法に表示され、又は設置されている広告物等には、この経過措置の適用はありません。

14 表示又は設置する者等の届出義務等（条例第 22 条～第 27 条）

(1) 表示又は設置等の完了届（条例第 22 条）

この条例の規定による許可（更新の許可を除く。）を受けて広告物等の表示若しくは設置又は変更若しくは改造を完了したときは、30 日以内に広告物等表示・設置等完了届（第 8 号様式）により届出することが必要です。

なお、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等などの簡易な広告物等については、完了届の提出は不要です。

(2) 許可証票の表示義務（条例第 23 条）

広告物等を表示又は設置する者（以下「表示設置者」という。）は、許可証と併せて送付する許可証票を道路に面した箇所等容易に確認できる場所にはり付けておくことが必要です。

なお、許可の押印を受けたものについては、許可証票のはり付けは不要です。

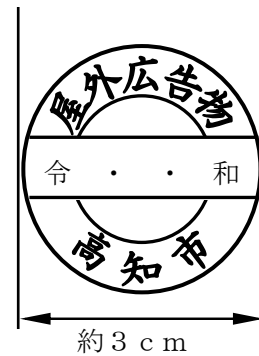
○ 許可証票

← 8.2 cm →

高知市屋外広告物許可証票	
許可番号	
許可期限	
管理者	
連絡先	

↑ 3.6 cm ↓

○ 許可の押印



(3) 管理義務、管理者の設置及び届出義務 (条例第 24 条, 第 25 条)

① 管理義務

表示設置者, 若しくは広告物等の管理者 (以下「管理者」という。) は, 当該広告物等に関して, 補修その他必要な管理を怠らないようにし, 常に良好な状態に保持する管理義務があります。

② 管理者の設置

表示設置者は, 管理者を設置し, 広告物等の許可申請時に, 第 1 号様式の管理者欄に当該管理者の氏名及び住所, 電話番号を記載し, 市長に届け出ることが必要です。

また, 管理者を変更又は管理者の住所若しくは氏名を変更する場合は, 広告物等表示・設置者等変更届 (第 10 号様式) により 30 日以内に届出することが必要です。

なお, 表示設置者の変更も同様式により 30 日以内の届出が必要です。

③ 管理者の資格

管理者は高知県内在住者 (住所を有する者) でなければなりません。

また, 広告物等が自家用広告物等以外であって, その表示面積が 30 平方メートルを超える場合の管理者は, 高知県内在住者で, 次のいずれかに該当する者であることが必要です。この場合, 許可申請時あるいは管理者変更時等に資格を証する書類の提出が必要となります。

○ 屋外広告士 (屋外広告物法第 10 条第 2 項第 3 号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人 (以下「登録試験機関」という。) が広告物の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者)

○ 講習会修了者であって次に掲げる者

- ・ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 1 項に規定する「建築士」の資格を有する者
- ・ 建設業法施行規則別表に掲げる一級土木施工管理技士及び二級土木施工管理技士の資格を有する者
- ・ 建設業法施行規則別表に掲げる一級建築施工管理技士及び二級建築施工管理技士の資格を有する者

(4) 除却義務及び除却等の届出義務（条例第 26 条）

表示設置者は、許可期間（経過措置期間）の満了、許可の取消、又は広告物等を表示又は設置する必要がなくなったときは、30 日以内に当該広告物等を除却しなければなりません。

表示設置者又は管理者は、広告物又は掲出物件を除却したとき、又は滅失したときは広告物等除却等届（第 11 号様式）により 30 日以内に届出が必要です。

15 屋外広告業の登録（条例第 3 章）

高知市の区域で屋外広告業を営む場合は、高知市長の登録を受ける必要があります。

なお、高知市の区域を除く高知県の区域で屋外広告業を営む場合は、高知県知事の登録を受ける必要があります。

(1) 屋外広告業の登録（条例第 40 条）

高知市の区域内で屋外広告業を営もうとする者は、高知市長の登録を受けることが必要です。

(2) 登録有効期間及び更新登録（条例第 40 条）

登録の有効期間は 5 年であり、登録有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、更新の登録を受ける必要があります。

なお、更新の登録を受けようとするときは、登録の有効期間満了日の 30 日前までに当該登録の更新を申請することが必要です。

(3) 業務主任者の資格及び職責（条例第 49 条）

屋外広告業の登録をしようとする者は、営業所ごとに業務主任者を選任することが必要です。業務主任者の資格及び職責は次のとおりです。

① 業務主任者の資格

屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければなりません。

業務主任者の資格
(1) 登録試験機関が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
(2) 条例第 48 条第 1 項の講習会の課程を修了した者
(3) 都道府県、指定都市又は他の中核市の行う広告物等の表示又は設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
(4) 職業能力開発促進法の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
(5) 前各号に掲げる者のほか、条例第 48 条第 1 項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者として市長が認める者

② 業務主任者の職責

業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行います。

業務主任者の職責
(1) 条例その他広告物等の表示又は設置に関する法令の規定の遵守に関すること
(2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること
(3) 条例第 51 条に規定する帳簿の記載に関すること
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること

(4) 登録申請 (条例第 41 条)

登録申請には次に掲げる書類等及び登録手数料（高知市収入証紙）が必要です。

① 屋外広告業登録申請書（第 16 号様式）

② 誓約書（第 17 号様式）

登録申請者（法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいう。）又は，営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人が条例第 43 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約する書面

③ 業務主任者の資格証明書

業務主任者の資格を有することを証する書面

④ 略歴書（第 18 号様式）

登録申請者の略歴を記載した書面（法人の場合は，法人と法人役員全員分の略歴書。登録申請者が個人であって営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）

⑤ 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登録申請者が法人である場合）

⑥ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

次に掲げる者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

- ・登録申請者が個人である場合にあっては，当該登録申請者
- ・登録申請者が選任した業務主任者

※登録申請者が法人である場合の役員について住民票抄本が必要な場合があります。

(5) 登録の拒否 (条例第 43 条)

市長は，登録申請者が次のいずれかに該当するとき，又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり，若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登録を拒否します。

登録の拒否要件
(1) 第 53 条第 1 項の規定により登録を取り消され，その処分のあった日から 2 年を経過しない者
(2) 屋外広告業者で法人であるものが第 53 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあった日前 30 日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から 2 年を経過しないもの
(3) 第 53 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ，当該停止の期間が経過しない者
(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
(6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(6) 届出義務等

① 登録事項の変更（条例第 44 条）

屋外広告業者は、第 41 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、屋外広告業登録事項変更届出書（第 20 号様式）により、市長に届け出なければなりません。

届出に必要な添付書類は次のとおりです。

変更事項		添付書類
商号、名称又は氏名 及び住所の変更	法人	・登記事項証明書
	個人	・住民票抄本
営業所の名称及び所在地の変更		・登記事項証明書（商業登記の変更がある場合）
営業所の追加		・登記事項証明書（商業登記の変更がある場合） ・業務主任者の資格証明書の写し ・業務主任者の住民票抄本
営業所の削除		・登記事項証明書（商業登記の変更がある場合）
法人の役員（取締役）の就任及び交代		・登記事項証明書 ・誓約書 ・略歴書（種別：登録申請者）※代表者の交代時のみ ・略歴書（種別：法人の役員）※新たに就任した役員のみ
法人の役員（取締役）の退任		・登記事項証明書
業務主任者の変更		・業務主任者の資格証明書類写し ・住民票抄本
法定代理人の変更 （登録申請者が個人の場合）		・誓約書 ・略歴書 ・住民票抄本

② 廃業等の届出（条例第 46 条）

屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第 1 号の場合にあつては、その事実を知った日）から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければなりません。

該当事項	届出する者
(1) 死亡した場合	その相続人
(2) 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であつた者
(3) 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
(4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
(5) 高知市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

③ 標識の掲示（条例第 50 条）

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に次に掲げる事項を記載した標識（第 24 号様式）を掲げなければなりません。

- ・ 商号，名称又は氏名
- ・ 法人である場合にあっては，その代表者の氏名
- ・ 登録番号，登録年月日及び登録期間
- ・ 営業所名及び業務主任者の氏名

④ 帳簿の備付け等（条例第 51 条）

屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿（第 25 号様式）を備えなければなりません。帳簿は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成し、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存する必要があります。

帳簿の記載事項は、次に掲げる事項となります。

- ・ 契約名又は工事名及び契約又は工事着手年月日
- ・ 請負金額
- ・ 注文者の氏名又は名称及び住所
- ・ 広告物等の表示又は設置の場所
- ・ 広告物等の名称又は種類，表示内容及び数量
- ・ 表示又は設置の年月日

なお、帳簿は、コンピューターのファイル又は磁気ディスク、CD-ROMなど、一定の事項を確実に記録しておくことができる物に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所においてコンピューターその他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができます。

⑤ 屋外広告業者登録簿（条例第 42 条，第 44 条，第 45 条，第 47 条）

市長は、屋外広告業の登録をする場合は、登録申請書記載事項，登録年月日及び登録番号等を屋外広告業者登録簿に登録します。

また、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第 53 条第 1 項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消します。屋外広告業者登録簿は条例で一般の閲覧に供しなければならないこととされています。

⑥ 監督処分簿（条例第 54 条）

市長は、処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載した屋外広告業者監督処分簿を備え付けます。屋外広告業者監督処分簿は、条例で公衆の閲覧に供しなければならないこととされています。

16 屋外広告物許可等の手数料

広告物等許可申請及び屋外広告業登録申請等に当たっては、高知市収入証紙による手数料の納付が必要です。手数料の額は次の表のとおりです。

○許可等の手数料

広告物等の区分		単位	手数料(円)
はり紙		100枚までごと	500
はり札等		10枚までごと	500
はり紙及びはり札等以外の広告物等で、許可の期間が規則で6ヶ月以内と定められているもの		1基につき	600
上記以外の広告物等	表示面積(屋外広告物を掲出する物件にあつては、表示可能面積)が	1基につき	
	2平方メートル未満のもの	〃	1,400
	2平方メートル以上 5平方メートル未満のもの	〃	2,300
	5平方メートル以上 10平方メートル未満のもの	〃	3,500
	10平方メートル以上 15平方メートル未満のもの	〃	5,500
	15平方メートル以上 20平方メートル未満のもの	〃	6,900
	20平方メートル以上 30平方メートル未満のもの	〃	9,500
	30平方メートル以上 40平方メートル未満のもの	〃	12,700
	40平方メートル以上 50平方メートル未満のもの	〃	17,000
	50平方メートル以上のもの	〃	20,100円に、50平方メートルを超える面積が10平方メートルごと(10平方メートル未満の端数を切り捨て)に3,100円を加算して得た額

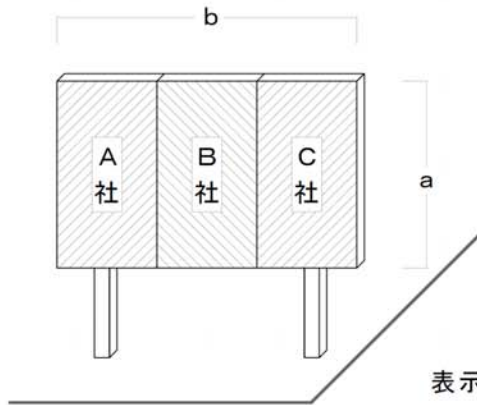
○屋外広告業登録(新規・更新)手数料 10,000円

○屋外広告物講習会受講手数料受講1回につき 3,400円

※手数料は高知市収入証紙による納付となります。

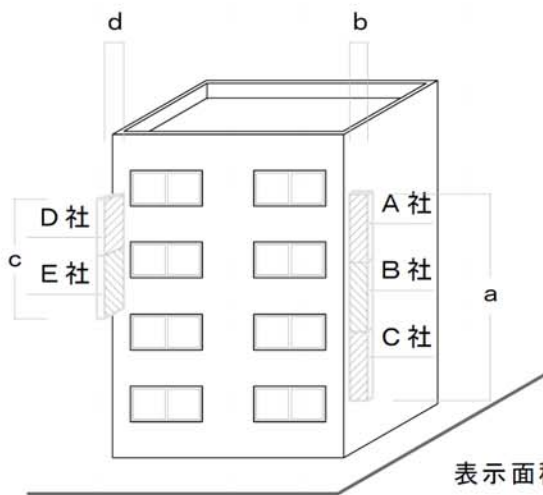
17 表示面積の算定

- (1) 表示面積の算定は1基の広告物等毎に行います。1基の判定は、表示部分、支柱などの掲出物件が1体となっていることなどから判断します。
- (2) 広告物の掲出物件が、専ら広告物等を表示することを目的としない場合は、一体となって1つの広告内容を表示している広告物ごとに表示面積を算定します。
- (3) 空間部分のある広告物等については、一体となって1つの広告内容を表示しているものであれば、空間部分も含めて表示面積を算定します。
- (4) 平面状の広告物等の表示面積の算定は、当該表示面をそれぞれの長方形又は正方形で面積を算定します。三角形、台形、円形等は使用しません。
- (5) 立体的な広告物等の表示面積の算定は、原則として当該広告物等の側面積を合算して算定しますが、各側面の面積算定は、前項の平面状の広告物等の例により行います。円柱状の広告物等については、円柱表面積で算定します。
- (6) 敷地内独立広告物等、野立て広告物等については、脚台、支柱、コンクリート基礎部分等を除いて面積を算定します。
- (7) 敷地内独立広告物等、野立て広告物等について、広告幕が同時に表示される場合は、広告幕の面積を別途に算定し、敷地内独立広告物等、野立て広告物等の表示面積と合計します。
- (8) 1基の広告物等に、複数の種類（企業）の広告がある場合は、原則として全体の表示面積を合算して計算します。この場合は、表示面積の割合による案分は行いません。ただし、申請者が特に希望して、かつ市長がやむを得ないと認める場合に限り、例外的に各種類（企業）別に申請を受け付け、個別に表示面積を算定することがあります。（合算の場合よりも手数料が割高となります。）また、許可の期限は原則として1基の広告物等について同一となります。なお、屋外広告物を掲出する物件が、専ら広告物等を表示することを目的としない場合には、その物件に掲出される広告物等は個別に表示面積を算定するものとします。（例えば、建物に複数の種類の広告のある突出看板等が2基設置されている場合は、各々の突出広告板等ごとに表示面積を算定しますが、2基の合算はしません。）
- (9) 表示可能面積の相当部分が白地で、掲出者（スポンサー）を募集している旨の表示のある場合は、白地部分も含めて表示面積を算定します。



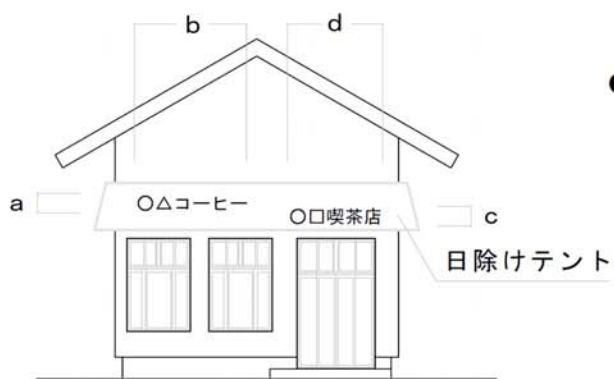
- 全体の表示面積を合算する。
(支柱等は除く。)

表示面積 = $a \times b$
両面の場合は $a \times b \times 2$ 面



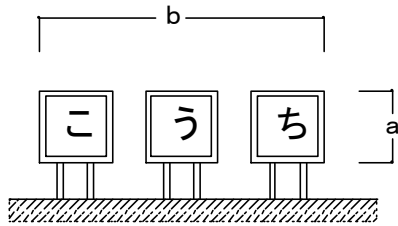
- 建物は専ら広告物等を掲出することを目的としていないので、「A・B・C」と「D・E」の合算はしない。
(建物への塗装等による表示も同様)

表示面積 = $a \times b$
= $c \times d$



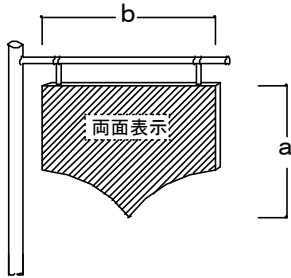
- 日除けテントは専ら広告物等を掲出することを目的としていないので合算はしない。

表示面積 = $a \times b$
= $c \times d$



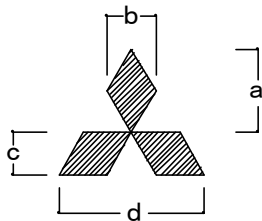
- 1つの広告内容を表示しているものであれば、空間部分も含めて算定する。

表示面積 = $a \times b$



- 長方形又は正方形の面積を算定する。
(1基の総表示面積を算定する。)

表示面積 = $a \times b \times 2$ 面

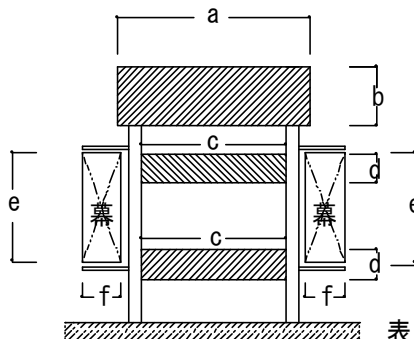


- 三角形は使用せず、長方形又は正方形の組み合わせで算定する。

表示面積 = $a \times b + c \times d$

両面の場合 = $(a \times b + c \times d) \times 2$ 面

- 長方形又は正方形の組み合わせで算定する。



表示面積 = $a \times b + 2 \times (c \times d)$

両面の場合 = $(a \times b + 2 \times (c \times d)) \times 2$ 面

※ 幕の同時表示の場合

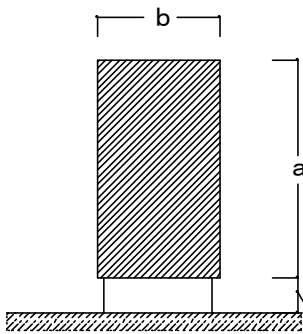
原則として、上記表示面積とは別途に、長方形又は正方形の組み合わせで計算した面積の合計とする。

表示面積

= $(a \times b + 2 \times (c \times d)) + (e \times f + e \times f)$

両面の場合

= $\{ (a \times b + 2 \times (c \times d)) + (e \times f + e \times f) \} \times 2$ 面

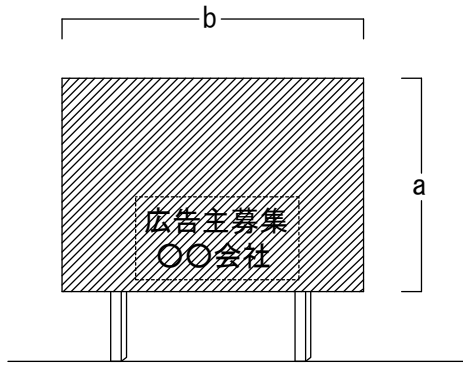


※ 基礎がある場合

表示面積 = $a \times b$

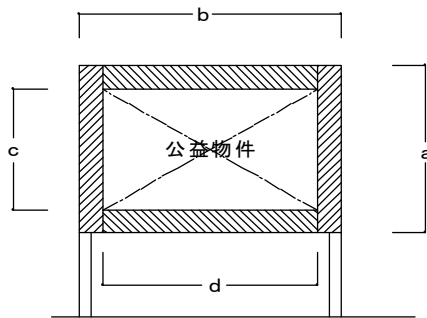
両面の場合 = $a \times b \times 2$ 面

基礎部分は算入しない



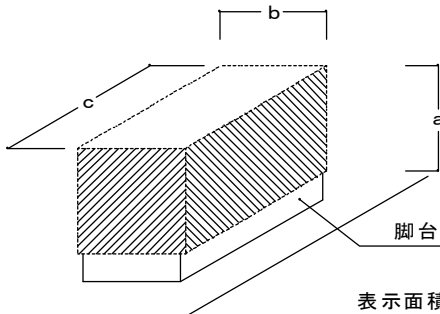
- 表示可能面積で算定する。
基礎及び支柱等の部分は算入しない。

表示面積 = $a \times b$
両面の場合 = $a \times b \times 2$ 面



- 原則として、長方形又は正方形
それぞれで計算し合計する。

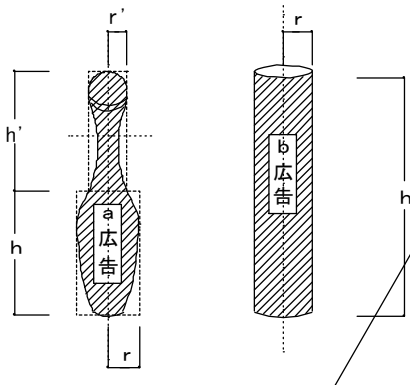
表示面積 = $a \times b - c \times d$



- 立体的な広告物等は側面積を合計
して算定する。
(社会通念上広告物等を掲出しない
ことが明らかな面は合計しない。)

脚台は算定しない。

表示面積 = $(a \times b) \times 2$ 面 + $(a \times c) \times 2$ 面



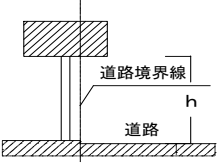
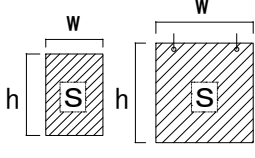
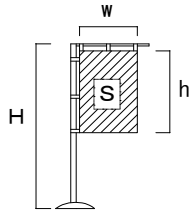
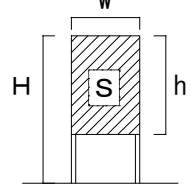
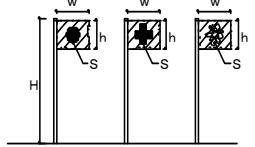
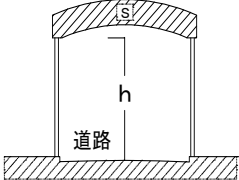
- 円柱状等の広告物については、
円柱側面積で計算する。

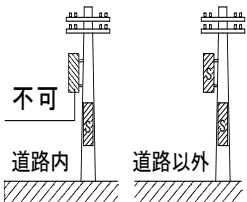
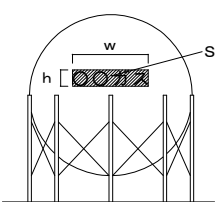
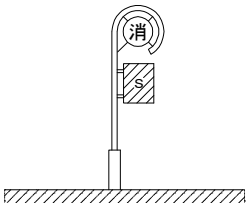
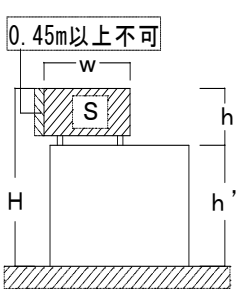
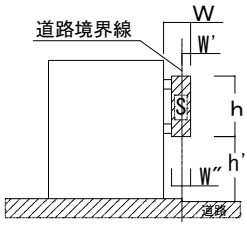
a 広告
表示面積 = $2 \pi r h + 2 \pi r' h'$

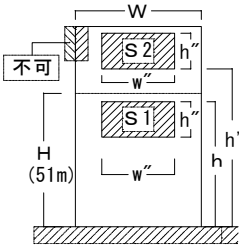
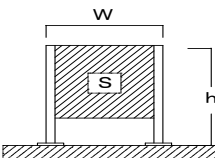
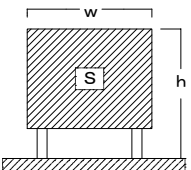
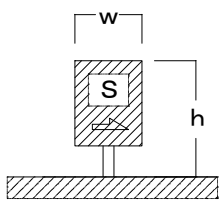
b 広告
表示面積 = $2 \pi r h$

付1 広告物等の種類ごとの基準一覧表

その1

区分 広告物の種類	共通基準・適用除外基準・許可基準等	
	適用除外の基準(禁止地域等で表示設置可, 許可地域で許可不要), 禁止地域での特例許可基準	許可地域の許可基準
全ての広告物等 	○共通基準 ・ 蛍光色を使用しないこと ・ $h \geq 2.5\text{m}$ (歩道上) ・ $h \geq 4.5\text{m}$ (車道上)	
はり紙・はり札等 	○適用除外の基準 ・ 自家用広告物等 ・ h 及び $w \leq 4\text{m}$ かつ $S \leq 1 \text{ m}^2$	・ $S \leq 1 \text{ m}^2$
	○共通基準 ・ 電柱, 街灯柱, 消火栓標識その他これらに類するものには表示不可 ・ アーケード, アーチその他道路を横断する工作物の支柱には表示不可	
広告旗 	○適用除外の基準 ・ 自家用広告物等 ・ H 及び $w \leq 4\text{m}$ かつ $S \leq 2 \text{ m}^2$	・ $S \leq 2 \text{ m}^2$ ・ 相互間 $\geq 5\text{m}$ (自家用広告物等を除く)
	○共通基準 ・ 電柱, 街灯柱, 消火栓標識その他これらに類するものには表示不可 ・ アーケード, アーチその他道路を横断する工作物の支柱には表示不可	
立看板等 	○適用除外の基準 ・ 自家用広告物等 ・ H 及び $w \leq 4\text{m}$ かつ $S \leq 2 \text{ m}^2$	・ $S \leq 2 \text{ m}^2$
	○共通基準 ・ 電柱, 街灯柱, 消火栓標識その他これらに類するものには表示不可 ・ アーケード, アーチその他道路を横断する工作物の支柱には表示不可	
旗・のぼり類 	○適用除外の基準 ・ 自家用広告物等 ・ H 及び $w \leq 4\text{m}$ かつ ・ $S \leq 4 \text{ m}^2$ (1禁) ・ $S \leq 5 \text{ m}^2$ (2禁)	・ $S \leq 5 \text{ m}^2$
道路横断広告物等 	○共通基準 ・ $h \geq 4.7\text{m}$ ・ 公益のために表示するもの ※別途道路管理者の許可が必要	

区分 広告物の種類	共通基準・適用除外基準・許可基準等	
	適用除外の基準(禁止地域等で表示設置可, 許可地域で許可不要), 禁止地域の特例許可基準	許可地域の許可基準
電柱等利用広告物等 	○禁止地域の特例許可基準 ・案内誘導広告物等(その3に記載)の基準に適合 ・ $S \leq 1 \text{ m}^2$ (電柱1本につき) ○共通基準 ・道路内は巻きつけのみ設置できる	・ $S \leq 1 \text{ m}^2$ (電柱1本につき)
特定工作物等利用広告物等 	○適用除外の基準 ・自家用広告物等, 許可基準・総量規制等適合 ・ h 及び $w \leq 4\text{m}$ ・ $S \leq 4 \text{ m}^2$ (1禁) ・ $S \leq 10 \text{ m}^2$ (2禁)	・自家用広告物等 ・ $S \leq$ 広告物等を表示する方向から見た場合の工作物の外郭線内を一平面とみなした面積の 1/4
公益物件利用広告物等 	○禁止地域の特例許可基準 ・ $S \leq 1 \text{ m}^2$ かつ, 広告物等を表示する方向から見た場合の公益物件の外郭線内を一平面とみなした面積 ○共通基準 ・国又は地方公共団体が設置した街灯柱及び消火栓標識は設置禁止	左記に同じ
屋上広告物等 	○適用除外基準 ・自家用広告物等, 許可基準・総量規制等適合 ・ h 及び $w \leq 4\text{m}$ $h \leq 1/2h'$ ・ $S \leq 4 \text{ m}^2$ (1禁) $S \leq 10 \text{ m}^2$ (2禁) ・照明装置がある場合は点滅不可 ○共通基準 ・建物の壁面又は最上階の庇の端の垂直面を超えて0.45m以上外部に突き出していないこと	・ $H \leq 15\text{m}$ の場合 $h =$ 制限なし ・ $15\text{m} \leq H \leq 51\text{m}$ の場合 $h \leq 1/2h'$ ・ $H > 51\text{m}$ の場合 $h \leq 3\text{m}$
突出広告板等 	○適用除外の基準 ・自家用広告物等, 総量規制等適合 ・ h 及び $w'' \leq 4\text{m}$ ・ $S \leq 4 \text{ m}^2$ (1禁) $S \leq 10 \text{ m}^2$ (2禁) ・照明装置がある場合は点滅不可 ○共通基準 ・ $W \leq 1.5\text{m}$ $w' \leq 1\text{m}$ ・ $h' \geq 2.5\text{m}$ (歩道上)及び 4.5m (車道上)	・共通基準, 総量規制等適合

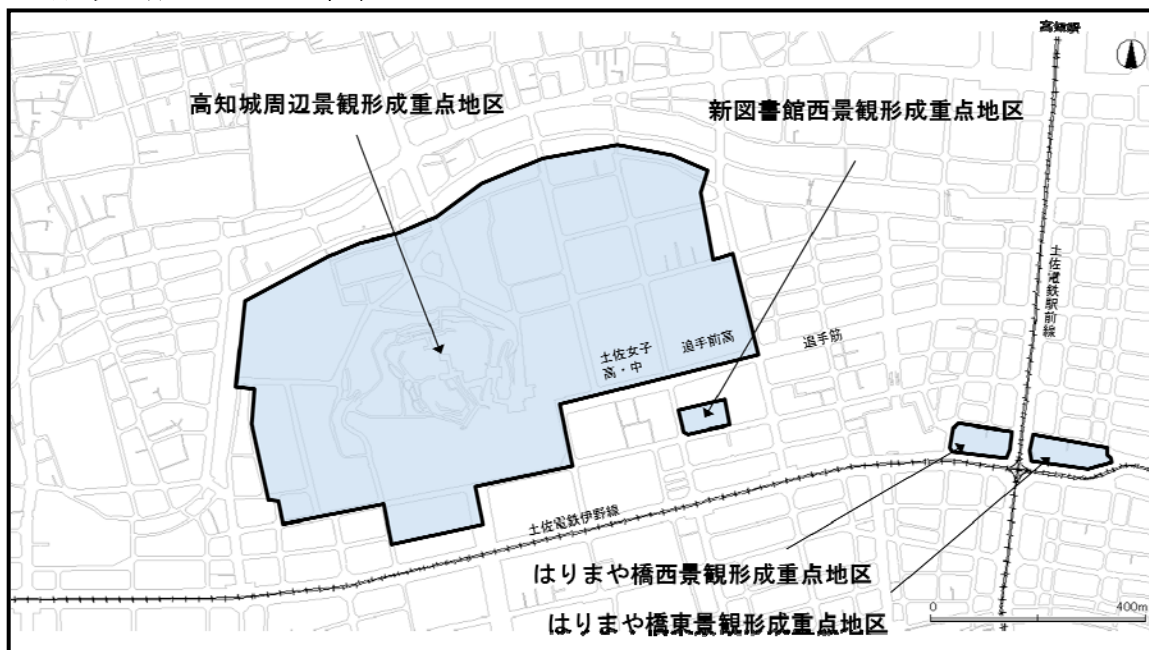
区分 広告物の種類	共通基準・適用除外基準・許可基準等							
	適用除外の基準(禁止地域等で表示設置可, 許可地域で許可不要), 禁止地域の特例許可基準	許可地域の許可基準						
壁面等広告物等 	<p>○適用除外の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用広告物等, 許可基準・総量規制等適合 ・ h'' 及び $w'' \leq 4m$ ・ $S \leq 4 m^2$ (1禁) $S \leq 10 m^2$ (2禁) ・ 照明装置がある場合は点減不可 <p>○共通基準 ・ 広告物等が, 当該広告物等を表示, 設置している壁面以外の壁面の延長面状を超えて突き出していないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h \leq 51m$ の場合 $S \leq H \times W \times 1/2$ ($H \leq 51m$ の部分) ・ $h' > 51m$ の場合 上記及び $h'' \leq 3m$ 						
敷地内独立広告物等 	<p>○適用除外の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用広告物等, 許可基準等適合 ・ h 及び $W \leq 4m$ ・ $S \leq 4 m^2$ (1禁) $S \leq 10 m^2$ (2禁) ・ 照明装置がある場合は点減不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h \leq 15m$ ・ $S \leq 1$ 面 $50 m^2$ かつ 1 基 $140 m^2$ 						
野立て広告物等 	<p>○適用除外の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用広告物等, 許可基準等適合 ・ h 及び $w \leq 4m$ ・ $S \leq 4 m^2$ (1禁) $S \leq 10 m^2$ (2禁) ・ 照明装置がある場合は点減不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h \leq 15m$ ・ $S \leq 1$ 面 $50 m^2$ かつ 1 基 $140 m^2$ 						
案内誘導広告物等 	<p>○禁止地域の特例許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の住所又は事業所, 営業所若しくは作業場の名称, 方向, 距離, 略図又は方向を示す記号等案内誘導を目的とする事項を表示 ・ 事業内容の表示は, 必要な最小限のもの ・ 商品名を表示しない ・ h 及び $w \leq 2m$ かつ $S \leq 2 m^2$ ・ 地色及び表示面積 $1/2$ 以上にけばけばしい色を使用しない ・ 照明装置がある場合は点減不可 ・ 一の事業所, 営業所等につき 4 基以下 							
総量規制基準 建築物 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 域</th> <th>建物に表示し, 又は設置する広告物等の表示面積の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種禁止地域等 第二種禁止地域等</td> <td>建物の壁面面積の合計の 10 分の3以下</td> </tr> <tr> <td>許可地域</td> <td>建物の壁面面積の合計の 10 分の5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 地盤面から建物の上端までの高さが 51 メートルを超えるときは, 51 メートルを超える部分の壁面については, この表の壁面面積に算入しない 2 屋上にある建築面積の8分の1以内の建築物の階の壁面については, この表の壁面面積に算入しない</p> <p>特定工作物(煙突, ガスタンク, 水道タンクその他これらに類するもの) 広告物等を表示し, 又は設置する特定工作物の面積の合計の4分の1以下</p>			区 域	建物に表示し, 又は設置する広告物等の表示面積の合計	第一種禁止地域等 第二種禁止地域等	建物の壁面面積の合計の 10 分の3以下	許可地域	建物の壁面面積の合計の 10 分の5以下
区 域	建物に表示し, 又は設置する広告物等の表示面積の合計							
第一種禁止地域等 第二種禁止地域等	建物の壁面面積の合計の 10 分の3以下							
許可地域	建物の壁面面積の合計の 10 分の5以下							

※本表(一覧表)は, 屋外広告物等の規制概要であり, 詳細は条例及び規則をご参照ください

付2 景観形成重点地区整備基準における広告物に関する基準

高知市では、許可地域、第一種禁止地域、第二種禁止地域のほか、広告景観形成地区や都市計画法に基づく地区計画、景観法に基づく景観形成重点地区により屋外広告物に関する制限が定められています。それぞれの詳しい内容については、都市計画課ホームページ又は窓口にて配布をしている資料を御確認ください。また、広告景観形成地区については P.130～P.138 をご覧ください。なお、これらの地区で広告物の掲出をされる方は、なるべく早めに都市計画課まで事前相談をお願いします。

景観形成重点地区 位置図



景観形成重点地区の制限の概要

	はりまや橋東 A～C地区 共通	はりまや橋西 B地区	新図書館西
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 公園にはみ出さない形態とする 街並みや店のイメージを高めるようなデザインとする 建物や街並みと調和させ、できるだけ集約する 街並みの連続性を乱さないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物に限る
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> 原則的に建物1棟につき1か所とする。 屋上や塔屋に設置するものは、それぞれの水平投影面をはみ出さないようにする ベースの色は、基本的に外壁に近い色とする 広告物を指示する支柱は、見えないような工夫をする 	<ul style="list-style-type: none"> 建物1棟につき1か所とする 広告物を支持する支柱等は見えない工夫をする 自己用に表示するものを原則とする 公園側には原則的に設置しない 	<ul style="list-style-type: none"> 建物1棟につき1基までとする 建物外壁面から、はみ出さないものとする 共同化による大規模ビルや、デザイン的に検討がされたものは、別途協議を行う

景観形成重点地区の制限の概要

	はりまや橋東 A～C地区 共通	はりまや橋西 B 地区	新図書館西
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル名、マークは原則的に各ファサードにつき1か所とする ・ベースの色は、基本的に外壁に近い色とする。極端な色を使用する場合は協議すること ・取り付け位置や大きさ、デザインは周辺との調和を考慮する ・文字はビル名、マークのみとし箱文字を基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファサードに1か所とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者及び入居テナントそれぞれが、各面に1基までとする。 ・ビル名、マークなど箱文字を基本デザインとする ・取り付け位置や大きさ、デザインは周辺との調和に努める ・ベース色は外壁色もしくは、近似色を基本とする
そで看板 (突出広告 板)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に各ファサードにつき1か所とする。 ・ベースの色は、基本的に外壁に近い色とする。 ・突出幅は、取り付け壁面から1m以下とする ・取り付け位置や大きさ、デザインは周辺との調和を考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファサードに1か所とする ・突き出し幅は、取り付け面から1m以内とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道及び歩道に突出し占有しては設置しない ・取り付け位置や大きさ、デザインは周辺との調和に努める ・ベース色は外壁色、もしくは近似色を基本とする ・突出幅は、取付ける壁面から1m以下とする
窓面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に3階以上に設置しないものとし、1階、2階においてもデザインに考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面などへの設置は3階以上には行わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に3階以上の部分には設置しないものとし、1～2階においてもデザイン的に配慮する
独立看板 (固定式)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と同一敷地内の設置とし、建物と調和するようデザインに配慮する ・建物内の事業所、商店の案内は集合化に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合化に努める ・街並みの全体イメージと調和したデザインとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内に設置するもので建物と調和するデザインとする ・建物内の店舗、事業所の案内は集合化に努める
独立看板 (可動式)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と同一敷地内の設置とし、建物と調和するようデザインに配慮する 		<ul style="list-style-type: none"> ・可動式のスタンド看板などは、敷地内に設置する
テント	<ul style="list-style-type: none"> ・取り付け位置やデザインは建物との調和を図る 		

※高知城周辺地区については、景観形成重点地区の整備基準には屋外広告物に関する記述はなく、別途に高知城周辺広告景観形成地区(P.135)を定めています。

付4 広告物等許可申請書の記載事項等

1 申請者

広告物等を表示し、又は設置しようとする者の住所、氏名を記入してください。

2 表示又は設置の場所

許可地域か禁止地域かの確認等に必要ですので、正確に記入してください。

3 地域の区分

該当する地域、地区の番号を○印で記入してください。

地域区分の確認に、用途地域の確認が必要な場合があります。

4 広告物等の種類

規則第2条第3項（別表第1）に規定する広告物等の種類を参照してください。

5 表示面積等

四角形の縦×横の寸法とし、寸法及び面積は小数点第三位を切り捨てて記入してください。（複数の場合は、それぞれ記入してください。）

6 手数料

屋上広告物、敷地内独立広告物、突出広告板等及び野立広告物等は、1基当たりの面積の合計で手数料を算定します。

壁面広告物等は、それぞれ1基当たりの面積ごとに条例第57条（別表）による手数料を算定してください。

【計算例】

広告物等の種類	縦(m)×横(m)×面=表示面積(m ²)	数量×手数料	手数料額
敷地内独立広告物等	5.00×1.80×2面=18.00 m ²	1基×6,900	6,900
壁面広告物等	2.40×8.64×1面=20.73 m ²	3基×9,500	28,500
屋上広告物等	5.40×3.64×4面=78.62 m ²	1基×26,300	26,300
		合計 ↑	61,700

(内訳算出例) 手数料： 26,300円 = 20,100 + 3,100 + 3,100 + 0 (切り捨て)
 表示面積： 78.62 m² = 50.00 + 10.00 + 10.00 + 8.62

7 高さ

掲出される広告物等の地盤面（GL）からの最高の高さ（天端部分の高さ）を記入してください。（複数の場合は個々に高さを記入してください。）

8 広告物等の表示内容

表示される内容を簡潔に記入してください。

9 表示又は設置の期間

表示又は設置の予定期間について、許可日（15日又は月末）から許可期間（6月又は3年以内（可変表示式は1年））の満了日までの日を記入してください。

10 照明装置等の有無等

該当する箇所にレ点を記入してください。該当するものが無い場合は、かっこ内に具体的に記入してください。

11 広告物等の管理者

広告物等の管理者は、高知県内に住所を有する者でなければなりません。

また、自家用広告物等以外で、表示面積が 30 m²を超える場合は、広告物等の管理者は、高知県内に住所を有する屋外広告士、又は屋外広告物講習修了者等であって建築士・土木施工管理技士・建築施工管理技士の資格を有する者でなければなりません。(氏名まで必ず記入してください。)

12 工事の施工者

工事施工者は、高知市に屋外広告業の登録をしている業者でなければなりません。(屋外広告業の登録番号は必ず記入してください。)

13 高知市収入証紙はり付け欄

「6 手数料」で算定した手数料による金額となりますが、収入証紙は買わずに一度、都市計画課の窓口までおいでください。(庁舎内でも収入証紙の販売をしています。)

14 添付図面等

区分	名称	内容
新規 ・ 変更	配置図	広告物等を表示し、又は設置する場所の配置図(敷地内独立広告物等にあつては当該土地の区域並びに区域内の建築物及びその周辺の公共施設の位置を示したもの、野立て広告物等にあつては当該土地の区域及びその周辺の公共施設の位置を示したもの)
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を示したもの
	仕様書及び図面	広告物等の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置、構造、寸法その他表示又は設置の方法を明らかにしたもの(照明装置又は特殊装置を伴うものにあつてはその概要を示したもの、壁面等利用広告物等にあつては建築物及び工作物の立面図に位置を示したもの、屋上広告物等にあつては建築物の立面図に位置を示したもの、はり紙にあつてはその現物又は見本を含みます。)
	資格証明書	自家用広告物等以外の広告物等で表示面積が30平方メートルを超えるものときは、その広告物等の管理者が条例第24条第1項の規定による資格を有することを証明する書類の写し
更新 ・ 変更	広告物等安全点 検報告書	第2号様式 ※新規での申請であっても既存物件利用の場合などは、報告書の添付が必要な場合がある

※ 変更許可であつて表示内容又は意匠のみを変更する場合は、許可申請書に変更部分が明らかになる図面を添付してください

●図面に関する注意事項

- (1) 添付図面は2部必要です。(資格証明書、広告物等安全点検報告書を除く)
- (2) デザイン、表示内容、色彩等が分かるカラーの完成予想図の添付をお願いします。
- (3) 建物利用広告物等の場合、建物と広告物の寸法入り立面図が必要です。なお、図面には建物と広告物の地盤面からの高さも記載してください。
- (4) 敷地内独立広告物等及び野立て広告物等では、基礎部分の構造図が必要です。
- (5) 広告物等の素材、取り付け方法を記載してください。

●安全点検報告書に関する注意事項

- (1) 安全点検報告書は、掲出されている広告物の件数分必要となります。
- (2) 広告物の最高位置が地盤面から4.0mを超える場合(壁面に直接塗装したものやフィルム状のものを貼り付けたもの等は除く)は、有資格者の安全点検が必要となります。
- (3) 有資格者とは、①屋外広告士、②建築士(1級, 2級, 木造)でかつ自治体が行う屋外広告物講習会受講修了者、③屋外広告物安全点検技能講習会修了者をいいます。申請時には、資格者証の写しを添付してください。

15 提出部数

- ・ 広告物等許可申請書 1部
- ・ 添付図面等 2部

16 許可申請の提出時期

許可日は月2回(15日, 月末)になっております。ご計画については、早めにご相談いただき、申請書の提出は各許可日の約3日前(土日, 祝日, 年末年始を除く)までには、お願いします。

17 その他(訂正, 修正等)

押印の省略に伴い、細かい数値や字句の訂正及び修正は、全て申請者若しくは委任者において行い、郵送、又は、窓口にて直接申請してください。高知市において印刷等は行いません。

18 提出先

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
高知市 都市建設部 都市計画課 (本庁舎5階, 510窓口)

TEL : 088-823-9465 FAX : 088-823-9454

E-mail : kc-170200@city.kochi.lg.jp

HP : <http://www.city.kochi.kochi.jp>

付5 広告物等許可申請関係書類記載例

第1号様式 (第5条関係)

(表)

<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">記載例</div>		整理番号※	
		広告物等 (新規・更新・変更等) 許可申請書 (元号) ○年 ○月 ○日	
高知市長 様			
申請者	住所 (事務所の所在地)	(〒780-****) 高知市○○町△丁目×番×号	
	氏名 (名称及び代表者の職・氏名)	○△株式会社 代表取締役 高知太郎	
	電話番号	088-823-9465	
高知市屋外広告物条例の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
許可年月日※	※更新, 変更許可時に記入してください	許可番号※	
表示又は設置の期間	(元号)○年○月○日～(元号)○年○月○日		
広告物等の管理者 (高知県内在住者である必要 があります。)	住所	(〒780-****) 高知市○○町△丁目×番×号	※管理者は高知県内在住者 であること
	氏名	○△株式会社 総務部長 高知次郎	※氏名まで記入してください。
	電話番号	088-823-9465	
※管理者は、自家用以外の広告物等で表示面積が30㎡を超える場合は、屋外広告士、又は講習会修了者であって建築士などの資格が必要です(規則第15条第2項)			
工事の施工者 (新規又は 変更等の場合に記入)	住所 (事務所の所在地)	(〒780-****) 高知市□□町*丁目*番*号	※施工者は高知市に屋外 広告業の登録をした業 者であること
	氏名 (名称)	△○広告株式会社 ○○ 太郎	
	電話番号	088-822-8111	屋外広告業登録番号 第*****号
表示又は設置の場所	高知市○○町○○番地		
地域の区分	1 第一種禁止地域等	2 第二種禁止地域等	3 許可地域
	4 広告景観形成地区	5 広告物協定地区	
広告物等の表示内容	○△株式会社 ※簡潔に表示内容を記載してください。		
照明装置等の有無等	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 外照式 <input type="checkbox"/> 内照式 <input type="checkbox"/> デジタルサイネージ <input type="checkbox"/> ()		
広告物等の種類	縦(m)×横(m)×面=表示面積(㎡)	数 量	手数料 高さ(m)
敷地内独立広告物等	5.00m×1.80m×2面=18.00㎡	1	6,900 5.50m
壁面広告物等	2.40m×8.64m×1面=20.73㎡	3	28,500 7.50m
屋上広告物等	5.40m×3.64m×4面=78.62㎡	1	26,300 15.00m
※数字は小数点第二位まで (小数点第三位切り捨て)		※1基当たりの面積に対する 手数料×数量	
手数料合計 (61,700) 円			

記載例		整理番号		※記入してください。	
		広告物等安全点検報告書			
		(元号) ○年 ○月 ○日			
高知市長 様		※申請書記載の申請者と同一にしてください			
申請者	住所（事務所の所在地）	(〒780-****) 高知市○○町△丁目×番×号			
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）	○△株式会社 代表取締役 高知太郎			
	電話番号	088-823-9465			
広告物等の点検結果を次のとおり報告します。					
点検年月日	(元号)○年○月○日		広告物等の種類	敷地内独立広告物等	
表示内容	○△ストアー				
点検者	住所	実際に点検を実施した方を記入してください。			
	氏名	当該広告物の上端の位置が地盤面から 4.0mを超える場合は、一部を除き有資格者の点検が必要となります。			
	電話番号				
	点検資格	1. 屋外広告士 2. 安全点検技能講習会修了者 3. 建築士で屋外広告物講習会修了者			
点検箇所	点検項目		点検結果	備考 (不具合の具体的な状況など)	
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜及びびぐらつき		○良・経過観察・要改善		
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等		○良・経過観察・要改善		
	3 鉄骨のさび発生及び塗装の老朽化		○良・経過観察・要改善		
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間		○良・経過観察・要改善	該当に○印をしてください。	
	2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み及び欠落		○良・経過観察・要改善		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食及び変形		○良・経過観察・要改善		
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等		○良・経過観察・要改善		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）及び取付部周辺の異常		○良・経過観察・要改善		
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形及びビス等の欠落		○良・経過観察・要改善		
	2 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損		○良・経過観察・要改善		
	3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり		○良・経過観察・要改善		
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光		○良・経過観察・要改善		
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水		○良・経過観察・要改善		
	3 周辺機器の劣化及び破損		○良・経過観察・要改善		
その他	1 附属部品（※）の腐食及び破損		○良・経過観察・要改善		
	2 避雷針の腐食及び破損		○良・経過観察・要改善		
	3 その他点検した事項（ ）		○良・経過観察・要改善		
※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品 注1 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、空欄としてください。 注2 広告物等が複数ある場合は、広告物等ごとに作成してください。 注3 点検結果が「要改善」場合は、修理を行い改善前後の状況が分かるカラー写真又は改善計画書(任意様式)を添付してください。改善計画書には改善予定時期、改善方法その他必要な事項を記載してください。					

※ 広告物 1 基毎に作成し添付してください。

付6 屋外広告業登録申請書の記載事項等

1 登録申請者

登録申請者は、登録を受けようとする者となります。

登録を受けようとする者が法人である場合は、法人登記による名称及び代表者の職・氏名を記載してください。

屋外広告業登録申請書（第16号様式。以下「申請書」という。）は2部提出（1部写し可）であり、1部に10,000円分の高知市収入証紙を添付してください。

2 法人役員

申請書に、法人役員全員の職・氏名を記載のうえ（記載欄が不足する場合は別紙にて記載）、法人役員全員の略歴書を添付してください。

なお、法人役員とは次に掲げる方とし、監査役は含まないものとします。

- | | |
|------------|----------------------|
| ・業務を執行する社員 | 合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員 |
| ・取締役 | 株式会社、有限会社の取締役 |
| ・執行役 | 株式会社の執行役 |

3 法定代理人

登録申請者が個人であって未成年者である場合は、申請書に法定代理人の氏名、住所等を記入してください。

なお、登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、法定代理人の略歴書及び住民票抄本を添付してください。

4 営業所及び業務主任者

高知市の区域内で屋外広告業を営む営業所を記載してください。

営業所ごとに業務主任者の設置義務があるので、全ての営業所について業務主任者氏名の記載が必要です。業務主任者については、資格を証明する書類の写し（コピー）及び住民票の抄本を添付してください。なお、更新の場合で業務主任者に変更がないときは、資格証明書の写しは不要です。

○業務主任者の業務

- 1 条例、その他広告物等の表示又は設置に関する法令の規定の遵守に関すること
- 2 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること
- 3 営業所ごとに備える屋外広告物条例第51条に規定する帳簿の記載に関すること
- 4 1～3に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること

○業務主任者の資格（次に掲げるいずれかの者）

- 1 屋外広告士（登録試験機関が実施する試験の合格者）
- 2 地方公共団体の実施する講習会修了者
- 3 職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

付 7 屋外広告業登録申請の添付書類等

1 誓約書（第 17 号様式）

誓約書は、登録申請者（登録申請者が法人である場合はその役員全員、登録申請者が個人であって営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は法定代理人を含む。以下同じ。）が条例第 43 条に規定する登録の拒否要件に該当しない旨を誓約する書類であり、登録申請者が代表して提出してください。（1 申請に 1 部となります。）

2 略歴書（第 18 号様式）

登録申請には、登録申請者（法人である場合は、法人及びその役員全員）の略歴書の提出が必要です。

3 住民票抄本

登録申請者が個人の場合は、登録申請者の住民票抄本の提出が必要です。業務主任者については、登録申請者の個人、法人の別にかかわらず、業務主任者の全員の住民票抄本が必要です。

4 登記事項証明書又は登記簿謄本、住民票抄本の取扱い

登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は登記簿謄本（以下「登記事項証明書」という。）及び住民票抄本については、発行 3 か月以内のもので写しは不可となります。

5 新規・更新登録添付書類

屋外広告業登録申請書（第 16 号様式）に、10,000 円分の高知市収入証紙を添え、次の書類を添付して申請してください。

○登録申請者が法人の場合

提出書類	登録申請者	法人役員(全員)	業務主任者(全員)	法定代理人(未成年の場合)
誓約書	○	—	—	/
略歴書	○	○	—	
登記事項証明書	○	—	—	
住民票抄本	— ※1	—	○	
資格証明書	—	—	○ ※2	

※ 1 法人登記簿の代表役員の住所が異なる場合は、住民票抄本が必要となります。

※ 2 更新の場合で業務主任者に変更がないときは、資格証明書の写しは不要です。

○登録申請者が個人の場合

提出書類	登録申請者	法人役員(全員)	業務主任者(全員)	法定代理人(未成年の場合)
誓約書	○	/	—	—
略歴書	○		—	○
登記事項証明書	—		—	—
住民票抄本	○		○	○
資格証明書	—		○	—

※登記事項証明書及び住民票抄本については、発行日から 3 か月以内のもの
コピーは不可（変更届出においても同じ）

※法定代理人の略歴書及び住民票抄本は、登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合に提出する

6 変更届出添付書類

屋外広告業登録事項変更届出書（第20号様式）に、次の書類を添付して届出してください。

○変更届出に添付する書類

変更事項		添付書類
商号、名称又は氏名及び住所の変更	法人	・ 登記事項証明書
	個人	・ 住民票抄本
営業所の名称及び所在地の変更		・ 登記事項証明書（商業登記の変更がある場合）
営業所の追加		・ 登記事項証明書（商業登記の変更がある場合） ・ 業務主任者の資格証明書の写し ・ 業務主任者の住民票抄本
営業所の削除		・ 登記事項証明書（商業登記の変更がある場合）
法人の役員の就任及び交代		・ 登記事項証明書 ・ 誓約書 ・ 略歴書（種別：登録申請者）※代表者の交代時のみ ・ 略歴書（種別：法人の役員）※新たに就任した役員のみ
法人の役員（取締役）の退任		・ 登記事項証明書
業務主任者の変更		・ 業務主任者の資格証明書類写し ・ 住民票抄本
法定代理人の変更 （登録申請者が個人の場合）		・ 誓約書 ・ 略歴書 ・ 住民票抄本

7 申請書、届出書等の提出先

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

高知市 都市建設部 都市計画課（本庁舎5階，510窓口）

TEL：088-823-9465 FAX：088-823-9454

E-mail：kc-170200@city.kochi.lg.jp

HP：<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/>



付8 屋外広告業登録申請関係書類記載例

第16号様式（第25条関係）

（第一面）

収入証紙
貼付欄

※高知市収入証紙を貼り付けてください

年 月 日

高知市長 様

※申請者は登録を受けようとする
法人又は個人となります

住所 高知市 町 丁目 番地
氏名 株式会社こうち広告 代表取締役 高知 太郎

本申請に関する担当者のお名前と連絡
先の電話番号を記入してください

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名）
担当者名（ 高知 次郎 ）
電話番号（ 088 - 111 - 1111 ）

屋 外 廣 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、高知市屋外広告物条例の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

該当する方に ○印をつけてください

登録の種類	新規	※ 登録番号	※更新登録の場合に記入してください	高知市屋外広告業登録第	号
	更新	※ 登録年月日		年	月 日
		※ 登録有効期間	年	月 日 から	年
氏名 及び生年月日 （法人にあつては、商号又は名称、代表者の職氏名及び生年月日）	カブシキガイシャ コウチ 株式会社こうち広告		ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役	コウチ タロウ 高知 太郎	
生年月日 法人・個人の別	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	1 法人	2 個人	該当番号に ○印をつけてください	
住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	郵便番号（ 780 - 0000 ） 高知市 町 丁目 番地 電話番号（ 088 ） 111 - 1111				
主たる業務の内容	屋外広告物の企画・設計・製作・施工				

以下の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄					手数料

備考

- ※印のある欄は、初回登録の場合には記入しないこと。
- 「新規 更新」、「法人・個人の別」及び「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに○印を付すこと。
- 各欄において、全てを記入できない場合は、適宜用紙を追加して記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 「1 高知市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、本市の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 「6 他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には全て記入すること。

(第二面)

1 高知市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称 ^{フリガナ}	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号	
	本社 ^{ホンシャ}	780-0000 高知市 町 丁目 番地		088 - 111 - 1111	
	〇〇営業所 ^{マルマルエイギョウウシヨ}	000-0000 〇〇市 町 丁目 番地		000 - 000 - 0000	
※高知市内で屋外広告業を営む営業所を記入してください					
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名 ^{フリガナ}		資格名及び交付番号等	摘要
	本社 ^{ホンシャ}	高知 太郎 ^{コウチ タロウ}		屋外広告士 第0000号	
	〇〇営業所 ^{マルマルエイギョウウシヨ}	土佐 次郎 ^{トサ ジロウ}		〇〇市屋外広告物講習会 第000号	
※営業所ごとに業務主任者を置く必要があり、資格証明書等の写しを添付してください (屋外広告士、屋外広告物講習会の修了者等)					
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。) の職名及び氏名	職 名		氏 名 ^{フリガナ}		
	代表取締役		高知 太郎 ^{コウチ タロウ}		
	取締役		土佐 次郎 ^{トサ ジロウ}		
	取締役		高知 花子 ^{コウチ ハナコ}		
※法人登記簿に記載された役員全員 (監査役を除く) を記入してください					
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	氏 名 ^{フリガナ} 及び生年月日	※申請者が未成年の場合のみ記入します			
	(法人にあっては、商号又は名称、代表者の職氏名及び生年月日)	生年月日	年	月	日
	住所	法人・個人の別	1 法人	2 個人	
住所	郵便番号 ()	※申請者が未成年の場合のみ記入します			
住所	電話番号 ()	-			
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		氏 名 ^{フリガナ}		
	※法定代理人が法人である場合のみ記入します				
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた地方公共団体名	登録・特例届出の別	登録 (届出) 年 月 日	登録 (届出) 番号	
	〇〇県	登録・特例届出	(元号)〇〇年〇月〇日	第000000号	
	〇〇市	登録・特例届出	(元号)〇〇年〇月〇日	第000000号	
		登録・特例届出			
		登録・特例届出			
該当する方に ○印をつけてください					
7 所属する屋外広告業の事業者団体	〇〇県屋外広告美術協同組合				

記載例

※誓約書は、登録申請者が、登録申請者・役員又は法定代理人を代表して、条例第43条の登録拒否要件に該当しないことを誓約するものです。※提出部数は1部です。

第17号様式(第25条関係)

※登録申請書に記載した日付か直前の日付を記入してください。

誓約書

(元号)〇〇年 月 日

高知市長 様

住所（事務所の所在地）	(〒780-0000) 高知市 町 丁目 番地
氏名（名称及び代表者の職・氏名）	株式会社こうち広告 代表取締役 高知太郎 <small>※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</small>
電話番号	088-100-0000

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）は、高知市屋外広告物条例第43条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

高知市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第43条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第41条第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第53条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第40条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第53条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第53条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、当該停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

記載例

※略歴書は、法人の場合⇒法人と役員全員分がそれぞれ別に必要です

第 18 号様式(第 25 条関係)

略 歴 書	
種 別	<input type="checkbox"/> 登録申請者 (個人・法人) <input type="checkbox"/> 法定代理人 (個人・法人) <input checked="" type="checkbox"/> 法人の役員
住所 (事務所の所在地)	(〒780-000) 高知市 町 丁目 番地
フリガナ氏名 (名称及び代表者の職・氏名)	コウチ タロウ 高知 太郎
生 年 月 日	(元号)〇〇年 〇月 〇日
電 話 番 号	088-100-100
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日 職務内容又は業務内容
	昭和 52 年 1 月 1 日 会社設立
	平成 3 年 9 月 9 日 法人登記 (有限会社)
賞 罰	年 月 日 賞罰の内容
	該当なし
	※屋外広告物法に基づく条例による行政処分等があれば、必ず記載してください。特にない場合は「該当なし」と記入してください。
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	氏名 高知 太郎
※登録申請書に記載した日付か直前の日付を記入してください。	
※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	

- 備考 1 「種別」については、該当するものに☑印を付すこと。また、登録申請者又は法定代理人の場合は、個人・法人のどちらか該当するものを○で囲むこと。
- 2 個人又は法人の役員の場合は、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄については住民票記載のものとする。
- 3 法人の場合は、「生年月日」欄の記載の必要はありません。

第2編 法令等

○屋外広告物法

昭和二十四年六月三日号外法律第百八十九号

[改正沿革]

昭和五年 五月三〇日法律第二一四号〔文化財保護法附則一二八条による改正〕

昭和七年 四月 五日法律第七一号〔第一次改正〕

昭和九年 五月二九日法律第一三一号〔文化財保護法の一部を改正する法律附則九項による改正〕

昭和三一年 六月一二日法律第一四八号〔地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律一八条による改正〕

昭和三七年 九月一五日号外法律第一六一号〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律二三五条による改正〕

昭和三八年 五月二四日法律第九二号〔第二次改正〕

昭和三九年 七月一日法律第一六九号〔地方自治法等の一部を改正する法律一四条による改正〕

昭和四三年 六月一五日号外法律第一〇一号〔都市計画法施行法一〇条による改正〕

昭和四五年 六月 一日法律第一〇九号〔建築基準法の一部を改正する法律附則四項による改正〕

昭和四八年 九月一七日法律第八一号〔第三次改正〕

昭和五〇年 七月 一日法律第四九号〔文化財保護法の一部を改正する法律附則一二項による改正〕

平成 四年 六月二六日号外法律第八二号〔都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律附則一二条による改正〕

平成 六年 六月二九日号外法律第四九号〔地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律一〇条による改正〕

平成一一年 七月一六日号外法律第八七号〔地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律四〇六条による改正〕

平成一六年 五月二八日号外法律第六一号〔文化財保護法の一部を改正する法律附則三条による改正〕

平成一六年 六月一八日号外法律第一一一号〔景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律四・五条による改正〕

平成一七年 七月一五日号外法律第八三号〔学校教育法の一部を改正する法律附則四条による改正〕

平成一七年 七月二六日号外法律第八七号〔会社法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律四六八条による改正〕

平成二〇年 五月二三日号外法律第四〇号〔地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律附則四条による改正〕

平成二三年 六月三日法律第六一号〔民法等の一部を改正する法律附則一六条による改正〕

平成二九年 五月一二日号外法律第二六号〔都市緑地法等の一部を改正する法律附則六条による改正〕

平成三〇年 五月三〇日号外法律第三三号〔不正競争防止法等の一部を改正する法律附則二六条による改正〕

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 広告物等の制限(第三条—第六条)

第三章 監督(第七条・第八条)

第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等(第九条—第十一条)

第二節 登録試験機関(第十二条一第二十五条)
第五章 雑則(第二十六条一第二十九条)
第六章 罰則(第三十条一第三十四条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

条例第1条

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

条例第6条

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第九条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第一百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

条例第7条

一 橋りょう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要が

条例第2条

あると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第三章 監督

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次

条例第8条

条例第9条～
第18条

条例第9条～
第18条

条例第28条

条例第39条

の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等(前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。)に負担させることができる。

7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件(第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

条例第 32 条
～第 33 条,
第 37 条

条例第 34 条
～第 36 条

第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 登録の有効期間に関する事項

条例第 40 条

条例第 40 条

二 登録の要件に関する事項	条例第 43 条
三 業務主任者の選任に関する事項	条例第 49 条
四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項	条例第 53 条
五 その他登録制度に関し必要な事項	
2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。	条例第 40 条
一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。	
二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。	条例第 43 条
イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者	
ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者	
ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	
ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	
ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの	
ヘ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの	
ト 業務主任者を選任していない者	
三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。	条例第 49 条
イ 国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者	
ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者	
ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者	
四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。	条例第 53 条
イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。	
ロ 第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。	
ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。	
(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)	
第十一条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。	条例第 52 条
第二節 登録試験機関	
(登録)	
第十二条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。	

(欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうち、第一号に該当する者があること。

(登録の基準)

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
- 二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
 - イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
 - ロ 試験事務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。)に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。
- 三 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

- 2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第十九条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目

録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十四条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十三条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第二十条第一項、第二十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第十九条第一項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第十条第二項第三号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事

務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(特別区の特例)

第二十六条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一項に規定する認定市町村である市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

条例第 58 条

第六章 罰則

第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第二十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条 第二十条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十四条 第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

条例第 6 章

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法(明治四十四年法律第七十号)は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則〔昭和二五年五月三〇日法律第二一四号抄〕

(施行期日)

第百十三条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則〔昭和二七年四月五日法律第七一号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和二九年五月二九日法律第一三一号抄〕

この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三十一年六月一二日法律第一四八号〕

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百七号)の施行の日〔昭和三十一年九月一日〕から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百七号)附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則〔昭和三七年九月一五日法律第一六一号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔昭和三八年五月二四日法律第九二号〕

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則〔昭和三九年七月一日法律第一六九号抄〕

（施行期日）

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第一〇一号〕

この法律〔中略〕は、新法〔都市計画法＝昭和四三年六月法律第一〇〇号〕の施行の日〔昭和四四年六月一四日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四五年六月一日法律第一〇九号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（都市計画法等の一部改正に伴う経過措置）

17 この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第二章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は空地地区若しくは容積地区に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次の各号に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 屋外広告物法

二～九 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

附 則〔昭和四八年九月一七日法律第八一号〕

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則〔昭和五〇年七月一日法律第四九号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

（経過措置）

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則〔平成四年六月二六日法律第八二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 屋外広告物法

二～六 〔略〕

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日〔平成七年四月一日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
二～六 〔略〕

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこ

れに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成一六年五月二八日法律第六一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成一六年六月一八日法律第一一一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、〔中略〕第五条〔中略〕並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の屋外広告物法(以下「旧屋外広告物法」という。)第七条第一項の規定により命ぜられた措置については、第四条の規定による改正後の屋外広告物法(以下「新屋外広告物法」という。)第七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第八条及び第九条の規定に基づく条例(以下この条において「旧条例」という。)を定めている都道府県(旧屋外広告物法第十三条の規定によりその事務を処理する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。)が、新屋外広告物法第九条の規定に基づく条例(以下この条において「新条例」という。)を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び第十四条(第九条第二項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者(新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者)については、新条例の施行の日から六月以上で条例で定める期間(当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第九条第一項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第十条第二項第三号イの試験に合格した者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められている美観地区(附則第二条第一項前段に規定する美観地区を除く。)についての第五条の規定による改正後の屋外広告物法第三条第一項第一号の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一六年六月一八日法律第一一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔平成一七年七月一五日法律第八三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から四まで 略

五 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)別表

附 則〔平成一七年七月二六日法律第八七号抄〕

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則〔平成二〇年五月二三日法律第四〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔平成二三年六月三日法律第六一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則〔平成二九年五月一二日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。)、第十九条、第二十条、第二十二條及び第二十三条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十五条の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政

令で定める。

別表（第十四条関係）

科目	試験委員
一 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	一 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

○高知市屋外広告物条例

平成9年12月26日条例第47号

改正

平成12年4月1日条例第12号

平成14年10月1日条例第34号

平成17年1月1日条例第20号

平成17年10月15日条例第104号

平成20年1月1日条例第21号

平成21年10月1日条例第86号

平成24年4月1日条例第48号

平成30年3月30日条例第11号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 広告物等の規制

第1節 禁止,許可等(第6条—第21条)

第2節 表示又は設置する者等の義務(第22条—第27条)

第3節 違反に対する措置等(第28条—第39条)

第3章 屋外広告業(第40条—第55条)

第4章 高知市景観審議会(第56条)

第5章 雑則(第57条—第59条)

第6章 罰則(第60条—第65条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下「広告物」という。)の表示及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置並びに屋外広告業(法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。)について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止し、もって本市の都市美の形成に資することを目的とする。

(広告物等の在り方)

第2条 広告物及び掲出物件(以下「広告物等」という。)は、その表示又は設置の方法が、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、それぞれの地域の特性に応じて調和し、本市の都市美の形成に配慮したものでなければならない。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、広告物等の表示又は設置が適正に行われるよう、市民、屋外広告業を営む者、広告主(自ら広告物等の表示若しくは設置若しくは管理を行う者又は屋外広告業を営む者その他の者にこれらの行為を委託し、若しくは依頼して行わせる者をいう。以下同じ。)等の意識の啓発を行い、これらの者の自主的な活動の支援その他必要な施策を実施するものとする。

(屋外広告業を営む者及び広告主の責務)

第4条 屋外広告業を営む者は、法及び関係法令並びにこの条例を遵守するとともに、前条の規定により市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 広告主は、法及び関係法令並びにこの条例を遵守するとともに、広告物等の表示又は設置及び管理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の規定により市長が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 広告物等の規制

第1節 禁止, 許可等

(禁止地域等)

第6条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 風致地区, 特別緑地保全地区, 緑地保全地域, 生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区(市長が指定する区域を除く。)
- (2) 都市計画法第2章の規定による景観地区のうち, 市長が指定する区域
- (3) 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって, 同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち, 市長が指定する区域
- (4) 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例(以下「地区計画等形態意匠条例」という。)により制限を受ける地域のうち, 市長が指定する区域
- (5) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の区域(市長が指定する区域を除く。)
- (6) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され, 又は第110条第1項の規定により仮指定された地域
- (7) 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条第1項, 第26条第1項又は第30条第1項の規定に基づく高知県保護有形文化財, 高知県保護有形民俗文化財又は高知県史跡, 高知県名勝若しくは高知県天然記念物で定着性を有するもの
- (8) 高知市文化財保護条例(昭和51年条例第16号)第4条第1項, 第30条第1項又は第34条第1項の規定に基づく高知市保護有形文化財, 高知市保護有形民俗文化財又は高知市史跡, 高知市名勝若しくは高知市天然記念物で定着性を有するもの
- (9) 前3号に掲げる区域の周囲の地域で市長が指定する区域
- (10) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定に基づく名所又は旧跡の風致の保存のための保安林のある地域(市長が指定する区域を除く。)
- (11) 高知県自然環境保全条例(昭和48年高知県条例第27号)第18条第1項又は第27条第1項の規定に基づく高知県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域
- (12) 鏡川清流保全条例(平成元年条例第37号)第15条第1項又は第2項の規定に基づく自然環境保全区域又は景観形成区域(市長が指定する区域を除く。)
- (13) 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和49年条例第63号)第13条第1項, 第19条第1項又は第21条第1項の規定に基づく特別保護地区, 保存緑地又は保存樹林のある地域(市長が指定する区域を除く。)
- (14) 高速自動車国道及び自動車専用道路(当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。)の全区間並びにこれらの道路以外の道路(当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。)のうち市長が指定する区間並びに鉄道, 軌道及び索道(以下「鉄道等」という。)のうち市長が指定する区間
- (15) 道路又は鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域

規則第2条

p129 告示

p129 告示

- (16) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園並びに社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条各号に規定する公園及び緑地の区域
- (17) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域及び海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域
- (18) 前号に掲げる区域の付近の地域で市長が指定する区域
- (19) 湖沼, 溪谷, 海浜, 高原, 山及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
- (20) 港湾, 漁港, 駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
- (21) 官公署, 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するものに限る。), 図書館, 公会堂, 公民館, 集会所, 体育館, 博物館, 美術館及び公衆便所の建物並びにその敷地
- (22) 古墳, 墓地, 火葬場及び葬祭場
- (23) 社寺及び教会の境域で市長が指定する区域
- (24) 前各号に掲げるもののほか, 特に良好な景観を形成し, 又は風致を維持するために必要なものとして市長が指定する地域又は場所

p129 告示

(禁止物件)

第7条 次に掲げる物件には, 広告物等を表示し, 又は設置してはならない。

- (1) 橋, トンネル及び高架構造物
 - (2) 石垣, 擁壁その他これらに類するもの
 - (3) 街路樹, 路傍樹及び高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例第21条第1項の規定に基づく保存樹木
 - (4) 信号機, 道路標識, 道路情報管理施設, 歩道さく, 車道さく, 駒止め, 分離帯, 植樹帯, 里程標その他これらに類するもの
 - (5) 道路のうち市長が指定する区間に設置された電柱
 - (6) 国又は地方公共団体が設置した街灯柱及び消火栓標識
 - (7) 消火栓及び火災報知器
 - (8) 郵便差出箱, 信書便差出箱, 公衆電話ボックス及び路上変電施設
 - (9) 送電塔, 送受信塔及び照明塔
 - (10) 形像, 記念碑その他これらに類するもの
 - (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物のうち市長が指定するもの
 - (12) 景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (13) 前各号に掲げるもののほか, 特に良好な景観を形成し, 又は風致を維持するために必要なものとして市長が指定する物件
- 2 道路の路面には, 広告物を表示してはならない。
- 3 次に掲げる物件には, はり紙, はり札等, 広告旗又は立看板等(法第7条第4項に規定するはり紙, はり札等, 広告旗又は立看板等をいう。以下同じ。)を表示してはならない。
- (1) 電柱, 街灯柱, 消火栓標識その他これらに類するもの(第1項第5号及び第6号に掲げるものを除く。)
 - (2) アーケード, アーチその他道路を横断する工作物の支柱

(禁止広告物等)

第8条 次に掲げる広告物等は, 表示し, 設置し, 又は放置してはならない。

- (1) 著しく汚染し, たい色し, 又は塗料その他の表層物のはく離したもの
- (2) 著しく破損し, 又は老朽したもの
- (3) 倒壊, 落下又は飛散のおそれのあるもの
- (4) 信号機若しくは道路標識等に類似し, 又はこれらの効用を妨げ, 若しくは妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(規格の設定)

第9条 広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定める規格(一定の種類)の広告物等に共通する表示又は設置の基準をいう。)に適合しなければならない。

規則第3条

(総量規制)

第10条 第12条第1項の広告景観形成地区及び第13条第2項第1号の広告物協定地区以外の地域において、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(門及び塀を除く。))をいう。以下この項において同じ。)に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、当該建築物の壁面の面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

規則第4条

2 規則で定める工作物に表示する広告物等の面積は、広告物等を表示する方向から見た場合における当該広告物等を表示し、又は設置する工作物の外郭線内を一平面とみなしたときの当該一平面の面積に応じて、規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

規則第4条

(広告物等の許可)

第11条 第6条各号に掲げる地域又は場所を除く本市域内において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の基準は、規則で定める。

規則第6条

(広告景観形成地区)

第12条 市長は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、次に定める区域又は範囲について、広告景観形成地区として指定することができる。

p130 告示

(1) 個性的で魅力ある景観の保全及び創出を図る必要があると認める区域

(2) 市長が定める場所から展望することができる範囲

2 市長は、広告景観形成地区を指定するときは、当該広告景観形成地区における広告物等の表示又は設置に関する広告景観形成基準(以下「形成基準」という。)を定めるものとする。

3 形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物等の表示又は設置に関する基本方針

(2) 広告物等の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示若しくは設置の方法又はこれらの維持の方法の基準に関する事項

(3) 次項の許可の基準

(4) 第10条の規定による総量規制に関する事項

(5) 適用除外に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、形成基準に関し必要な事項

4 広告景観形成地区において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による許可は、要しない。

5 広告景観形成地区において、形成基準に定めのない事項については、当該広告景観形成地区における一般規制規定(当該広告景観形成地区に指定されないとき)に当該区域に適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物等の表示又は設置に関する禁止又は制限の規定をいう。)によるものとする。

6 市長は、相当の事由があると認めるときは、広告景観形成地区の指定を変更し、若しくは解除し、又は形成基準を変更することができる。

(広告物協定地区)

第13条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(公共の用に供する土地を除く。)の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)は、その全員の合意により、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物等に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、当該広告物協定が適当である旨

規則第7条

の市長の認定を受けることができる。

- 2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、当該広告物協定は、その定める事項に関し、当該広告物協定の目的となる土地の区域(公共の用に供する土地を含む。第1号において同じ。)における一般規制規定(当該広告物協定が認定されないとしたときに当該区域に適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物等の表示又は設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下この条において同じ。)を緩和するものであってはならない。
 - (1) 広告物協定の目的となる土地の区域(以下この条において「広告物協定地区」という。)
 - (2) 広告物等の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示若しくは設置の方法又はこれらの維持の方法の基準に関する事項
 - (3) 第4項の許可の基準
 - (4) 第10条の規定による総量規制に関する事項
 - (5) 適用除外に関する事項
 - (6) 広告物協定の有効期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関し必要な事項
- 3 市長は、広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的な支援等を行うことができる。
- 4 広告物協定地区において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条第1項の規定による許可は、要しない。
- 5 広告物協定地区において、広告物協定に定めのない事項については、当該広告物協定地区における一般規制規定によるものとする。
- 6 この条例又はこの条例に基づく規則の改正その他の事由により、広告物協定が、当該広告物協定地区における一般規制規定を緩和するものとなったときは、当該広告物協定は、その緩和するものとなった部分について定めのないものとみなす。
- 7 広告物協定に係る土地所有者等は、当該広告物協定を変更しようとするときは、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。
- 8 広告物協定に係る土地所有者等は、当該広告物協定を廃止しようとするときは、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。
- 9 市長は、相当の事由があると認めるときは、広告物協定の認定を取り消すことができる。

(更新の許可)

第14条 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者(以下「表示設置者」という。)は、広告物等を許可の期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(変更等の許可)

第15条 表示設置者は、許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

(禁止地域等における特例許可)

第16条 第6条第1号、第9号、第15号及び第18号から第20号までの区域において、次に掲げる広告物等(第19条第1項各号及び第2項各号に掲げるものを除く。)を表示し、又は設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への案内誘導を目的として表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件(公益性を有する物件で、それ自体が公衆の利便に供されるものをいい、市長が認めるものに限る。)に表示し、又は

規則第7条

規則第8条

規則第6条

規則第6条

設置するもので、規則で定める基準に適合するもの

(許可の基準の特例)

第17条 この条例の規定による許可にあつては、当該広告物等の表示又は設置が当該許可の基準に適合しない場合においても、市長が特にやむを得ないと認めるとき、又は当該広告物等の表示又は設置が良好な景観の形成又は風致の向上に寄与すると認めるときは、期間を定めてこれを許可することができる。

2 市長は、前項の許可をする場合は、あらかじめ高知市景観条例(平成21年条例第86号)第28条第1項に規定する高知市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、許可をする期間が1年以内で、更新の許可をしないときはこの限りでない。

(許可の期間及び条件)

第18条 市長は、この条例の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年以内で、広告物等の種類ごとに規則で定める期間を超えることができない。

(適用除外)

第19条 次に掲げる広告物等には、第6条、第7条、第11条第1項、第12条第4項及び第13条第4項の規定は、適用しない。

(1) 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

(3) 臨時的、仮設的又は慣習的なもので、規則で定めるもの

(4) 人及び動物並びに車両、電車、汽車、船舶等(土地に定着しているものを除く。)に表示し、又は設置するもの

2 次に掲げる広告物等(前項各号に掲げるものを除く。)には、第6条、第7条、第11条第1項の規定は、適用しない。ただし、第1号に掲げる広告物等にあつては、市長に届け出たものに限る。

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもの

(2) 公益のため表示し、又は設置するもので、市長が認めるもの

(3) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの

(4) 自家用広告物等(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。)で、規則で定める基準に適合するもの

(5) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの

(6) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条の許可を受けて設置する道標又は案内板

3 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合する広告物等については、第11条第1項の規定は適用しない。

(指定等の案の縦覧等)

第20条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 第6条又は第7条の規定により、地域若しくは場所又は物件を指定し、又は当

規則第9条

規則第11条

規則第10条

規則第11条

規則第11条

規則第11条

規則第11条

規則第12条

- 該指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (2) 第9条の規格を定め、又は変更しようとするとき。
 - (3) 第10条又は第11条第2項の基準を定め、又は変更しようとするとき。
 - (4) 第12条第1項又は第6項の規定に基づき広告景観形成地区として指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
 - (5) 第12条第2項又は第6項の規定により形成基準を定め、又は変更しようとするとき。
 - (6) 第13条第1項又は第7項から第9項までの規定に基づき広告物協定について認定をし、変更若しくは廃止の認定をし、又は認定を取り消そうとするとき。
- 2 前項の規定による公告があったときは、市民等及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- (告示及び経過措置)**

- 第21条** 市長は、次に掲げる指定、指定の変更、指定の解除等(以下「指定等」という。)をしたときは、遅滞なくその旨を告示し、当該指定等に係る図書を公衆の縦覧に供さなければならない。
- (1) 第6条又は第7条の規定により、地域若しくは場所又は物件を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除したとき。
 - (2) 第12条第1項又は第6項の規定に基づき広告景観形成地区として指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除したとき。
 - (3) 第12条第2項又は第6項の規定により形成基準を定め、又は変更したとき。
 - (4) 第13条第1項又は第7項から第9項までの規定に基づき広告物協定について認定をし、又は変更若しくは廃止の認定をし、若しくは認定を取り消したとき。
- 2 前項の指定等の際現にこの条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等については、同項の規定による告示のあった日の翌日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。
- 3 第1項の指定等の際現にこの条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等については、同項の規定による告示のあった日の翌日から起算して3年間は、当該許可の期間にあってはなお従前の例により、又は当該許可の期間を経過した後において更新の許可を受けて、表示し、又は設置することができる。

第2節 表示又は設置する者等の義務

(表示又は設置等の完了の届出義務)

- 第22条** 表示設置者は、許可に係る広告物等の表示若しくは設置又は変更若しくは改造を完了したときは、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物等については、この限りでない。

規則第 13 条

(許可証票の表示義務)

- 第23条** 表示設置者は、許可に係る広告物等に市長が交付する許可証票を、道路に面した箇所等容易に確認できる場所にはり付けておかななければならない。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

規則第 14 条

(管理者の設置及び管理義務)

- 第24条** 表示設置者は、広告物等を管理する者(以下「管理者」という。)を置かななければならない。この場合において、規則で定める広告物等の管理者は、法第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他広告物等に関して一定の知識を有する者として規則で定める者でなければならない。

規則第 15 条

- 2 管理者は、県内に住所を有する者でなければならない。
- 3 表示設置者及び管理者は、広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らない

ようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。

(管理者等の届出義務)

第25条 表示設置者は、この条例の規定による許可を受けようとするときは、管理者の氏名及び住所を市長に届け出なければならない。

2 表示設置者又は管理者について変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 表示設置者及び管理者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったときは、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(除却義務及び除却等の届出義務)

第26条 表示設置者は、許可の期間を経過したとき、若しくは第29条の規定に基づき許可を取り消されたとき、又は当該広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなったときは、30日以内に当該広告物等を除却しなければならない。第21条第2項又は第3項の規定により表示し、又は設置することができる期間を経過した広告物等についても、同様とする。

2 表示設置者又は管理者は、この条例の規定による許可に係る広告物等を除却したとき、又は当該広告物等が滅失したときは、規則で定めるところにより、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(手続、処分等の効力の承継)

第27条 表示設置者又は管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により、従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分その他の行為は新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第3節 違反に対する措置等

(違反に対する措置)

第28条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物等については、これらを表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者を過失がなくて確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(許可の取消し)

第29条 市長は、表示設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第15条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造したとき。

(2) 第18条第1項の規定に基づき付された許可の条件に違反したとき。

(3) 前条第1項の規定による命令に従わなかったとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反事実の公表等)

第30条 市長は、第28条第1項の規定に基づき措置を命じた場合において、当該措置を命ぜられた者が措置すべき期限を経過しても当該措置を行わないときは、当該広告物等にこの条例の規定に違反する旨の表示をすることができる。

2 市長は、第28条第1項の規定に基づき措置を命じた場合において、当該措置を命

規則第 16 条

規則第 17 条

規則第 18 条

規則第 18 条

ぜられた者が措置すべき期限を経過しても当該措置を行わないときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。この場合において、市長は、当該公表に当たって、あらかじめその旨を当該措置を命ぜられた者に通知するものとする。

(広告主に対する勧告等)

第31条 市長は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置された場合において、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要と認めるときは、当該広告物等の広告主に対し、期限を定めて、広告物等の撤去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。この場合において、市長は、当該公表に当たって、あらかじめその旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

規則第 19 条

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第32条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
- (3) その広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

規則第 20 条

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第33条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(第37条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公告すること。

規則第 21 条

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

規則第 21 条

(広告物等の価額の評価の方法)

第34条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第35条 市長は、法第8条第3項の規定による保管した広告物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

規則第 22 条

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第36条 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告物等 2週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第37条 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含

規則第 23 条

む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は広告物等を表示し、若しくは設置する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査すること(以下この条において「立入検査等」という。)ができる。

- 2 市長は、立入検査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。
- 3 立入検査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(簡易除却に係る身分証明書)

第39条 法第7条第4項の規定に基づき、この条例の規定に違反して表示され、又は設置されている広告物等を除却する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

規則第 24 条

規則第 24 条

第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第40条 高知市の区域内で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

規則第 26 条

(登録の申請)

第41条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

規則第 25 条

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
 - (2) 高知市の区域内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地
 - (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - (4) 登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
 - (5) 第49条第1項の規定により営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第43条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

規則第 25 条

(登録の実施)

第42条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

規則第 25 条

(登録の拒否)

第43条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第41条の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第53条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第40条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第53条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第53条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、当該停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第44条 屋外広告業者は、第41条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

規則第 27 条

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第41条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第45条 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第46条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

規則第 28 条

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 高知市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつ

た個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第47条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第53条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第48条 市長は、広告物等の表示又は設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を必要に応じ開催するものとする。

- 2 市長は、前項の講習会の運営に関する事務を、委託した者に行わせることができる。

(業務主任者の設置)

第49条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 登録試験機関が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
 - (3) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)又は他の中核市(同法第252条の22第1項の中核市をいう。)の行う広告物等の表示又は設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
 - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、前条第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者として市長が認める者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものを行うものとする。
- (1) この条例その他広告物等の表示又は設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
 - (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
 - (3) 第51条に規定する帳簿の記載に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第50条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第51条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第52条 市長は、高知市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(登録の取消し等)

第53条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を

規則第 29 条～
第 31 条

規則第 32 条

規則第 33 条

命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第43条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第44条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第43条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第54条 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

規則第34条

2 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告及び検査)

第55条 市長は、高知市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係るのある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

規則第24条

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 高知市景観審議会

(審議会)

第56条 市長は、第20条第1項各号に掲げる場合においては、同項の規定による縦覧期間の満了後、審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、同条第2項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。

景観条例第28条

2 市長は、第17条第2項及び前項の規定によるほか、この条例に関して重要と認める事項について審議会の意見を聴くことができる。

3 審議会は、広告物等に関する事項について市長に建議することができる。

第5章 雑則

(手数料の納付等)

第57条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

別表

2 第40条第1項及び第3項の規定による登録を受けようとする者は、10,000円の手数料を納付しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、第1項の手数料を免除することができる。

(1) 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出をしている政治団体が、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可(許可の更新を含む。)を受けようとするとき。

(2) 第12条又は第13条に規定する広告景観形成地区又は広告物協定地区の制度の促進を図るために市長が必要と認めるとき。

4 市長は、前項各号に掲げる場合のほか、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

る。

5 第48条第1項の講習会を受講しようとする者は、受講1回につき、3,400円の手数料を納付しなければならない。

(適用上の注意)

第58条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第59条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第40条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第40条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第53条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第61条 第28条第1項の規定に基づく市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条、第7条、第11条第1項、第12条第4項、第13条第4項又は第16条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第15条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第26条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (4) 第44条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第49条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第55条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第60条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第46条第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第50条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第51条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第18条及び第35条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行(前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。)の際現に高知県屋外広告物条例(平成8年高知県条例第5号。以下「県条例」という。)の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等(次項に規定するものを除く。)で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の当該規定並びに第37条第2項及び第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成13年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。
- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の当該規定並びに第37条第3項及び第5項の規定にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成13年3月31日を超えることができない。
- 4 平成10年3月31日以前に、県条例に基づく規則で定められ、又は県条例に基づき告示された事項で、同日において現に効力を有するものうち、この条例の規定により公告し、及び審議会の意見を聴いて規則で定め、又は告示するべき事項に相当するものについては、第18条第1項の規定により公告し、及び第35条第2項の規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

- 5 鏡村及び土佐山村の編入(以下この項において「編入」という。)の際現に旧鏡村及び旧土佐山村の区域において表示され、又は設置されている広告物等で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、編入の日から平成19年12月31日までの間は、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 6 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に県条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等(次項に規定するものを除く。)で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の当該規定並びに第21条第2項の規定にかかわらず、編入の日から平成22年12月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。
- 7 編入の際現に県条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の当該規定及び第21条第3項の規定にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、平成22年12月31日(野立て広告物等(建物の所在しない土地に表示し、又は設置するものをいう。)に係るものについては、平成28年3月31日)を超えることができない。
- 8 編入の際現に県条例の規定により高知県知事の登録を受け屋外広告業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第40条第1項の登録を受けなくても引き続き旧春野町の区域内において屋外広告業を営むことができる。
- 9 編入の日前にした県条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年4月1日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)第36条第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開催の公告がされた講習会に係る手数料から適用し、施行日前に開催の公告がされた講習会に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表の規定は、施行日以後に許可の申請がされたものに係る手数料から適用し、施行日前に許可の申請がされたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年10月1日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の高知市都市美条例の規定により高知市都市美審議会が行った調査、審議その他の行為は、第1条の規定による改正後の高知市都市美条例の規定により高知市都市美審議会が行った調査、審議その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に第2条の規定による改正前の高知市屋外広告物条例の規定により高知市屋外広告物審議会が行った調査、審議その他の行為は、第2条の規定による改正後の高知市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)の規定により高知市都市美審議会が行った調査、審議その他の行為とみなす。
- 4 新条例第36条第5項の規定は、施行日以後に許可の申請がされたものに係る手数料から適用し、施行日前に許可の申請がされたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月15日条例第104号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の高知市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第31条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月(この期間内にこの条例による改正後の高知市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がこの期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第33条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第49条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年1月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年10月1日条例第86号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第48号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 57 条関係）

広告物等の区分		単位	手数料
			円
はり紙		100枚までごと	500
はり札等		10枚までごと	500
はり紙及びはり札等以外の広告物等で、許可の期間が規則で6ヶ月以内と定められているもの		1基	600
上記以外の 広告物等	表示面積(屋外広告物を掲出する物件にあつては、表示可能面積)が 2平方メートル未満のもの	1基	1,400
	2平方メートル以上 5平方メートル未満のもの		2,300
	5平方メートル以上 10平方メートル未満のもの		3,500
	10平方メートル以上 15平方メートル未満のもの		5,500
	15平方メートル以上 20平方メートル未満のもの		6,900
	20平方メートル以上 30平方メートル未満のもの		9,500
	30平方メートル以上 40平方メートル未満のもの		12,700
	40平方メートル以上 50平方メートル未満のもの		17,000
	50平方メートル以上のもの		20,100円に50平方メートルを超える面積が10平方メートルごと(10平方メートル未満の端数は、切り捨てる)に 3,100円を加算して得た額

○高知市屋外広告物条例施行規則

平成9年12月26日規則第88号
改正
平成11年4月1日規則第61号
平成12年4月1日規則第52号
平成13年7月1日規則第70号
平成14年10月1日規則第100号
平成17年4月1日規則第94号
平成17年12月28日規則第152号
平成19年4月1日規則第40号
平成20年1月1日規則第52号
平成22年4月1日規則第28号
平成24年4月1日規則第55号
平成28年11月7日規則第123号
平成30年3月30日規則第19号
平成30年4月1日規則第59号
平成31年4月1日規則第52号
令和3年4月1日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市屋外広告物条例(平成9年条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一種禁止地域等 条例第6条各号に掲げる地域又は場所のうち、同条第1号の第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域又は場所をいう。
- (2) 第二種禁止地域等 条例第6条各号に掲げる地域又は場所のうち、第一種禁止地域等以外の地域又は場所をいう。
- (3) 許可地域 条例第11条第1項に規定する本市域内の地域をいう。
- (4) 色又は色彩 広告物等の素材、塗装、フィルム、プラスチックその他これらに類するものの色又は色彩をいう。
- (5) 地色 文字その他の図柄以外の地の色をいう。
- (6) 色相、明度又は彩度 日本産業規格Z8721(色の表示方法)の色相、明度又は彩度をいう。
- (7) けばけばしい色 彩度が8以上の色をいう。

3 この規則における広告物等の種類及びその意義は、別表第1に定めるとおりとする。

(規格の設定)

第3条 条例第9条の規則で定める規格は、別表第2に定めるとおりとする。

(総量規制)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、別表第3に定めるとおりとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める工作物は、煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの(以下「特定工作物」という。)とする。

3 条例第10条第2項の規則で定める基準は、広告物等を表示し、又は設置する特定工作物の面積の合計の4分の1以下とする。

別表第1

別表第2

別表第3

(広告物等の表示又は設置の許可の申請等)

- 第5条** 条例第11条第1項、第12条第4項、第13条第4項、第16条若しくは第17条の許可(以下「新規許可」という。)、条例第14条の許可(以下「更新許可」という。)又は条例第15条の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとする者は、広告物等許可申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、更新許可又は変更許可であって表示内容若しくは意匠のみを変更する場合を除く。
- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所の配置図(敷地内独立広告物等にあつては当該土地の区域並びに区域内の建築物及びその周辺の公共施設の位置を示したもの、野立て広告物等にあつては当該土地の区域及びその周辺の公共施設の位置を示したもの)及び付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を示したもの)
- (2) 広告物等の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置、構造、寸法その他表示又は設置の方法を明らかにした仕様書及び図面(照明装置又は特殊装置を伴うものにあつてはその概要を示したもの、壁面等利用広告物等にあつては建築物及び工作物の立面図に位置を示したもの、屋上広告物等にあつては建築物の立面図に位置を示したもの、はり紙にあつてはその現物又は見本を含む。)
- (3) 自家用広告物等以外の広告物等で表示面積が30平方メートルを超えるものについて新規許可を受けようとするときは、その広告物等の管理者が条例第24条第1項の規定による資格を有することを証明する書類の写し
- (4) 公益物件利用広告物等である場合は、第10条第3項に規定する公益物件等認定書の写し
- 3 条例第16条に規定する区域に係る新規許可又は変更許可の申請には、前項各号に規定する書類のほか、色相、明度及び彩度を明らかにした図面を添付しなければならない。
- 4 変更許可(表示内容又は意匠のみを変更する場合に限る。次項において同じ。)の申請には、変更部分が明らかになる図面を添付しなければならない。
- 5 更新許可及び変更許可を受けようとする者は、当該広告物等の本体、取付部、支持部等の劣化、損傷その他の異常の有無に係る点検を行い、その結果を記載した広告物等安全点検報告書(第2号様式)を第1項の申請に添付しなければならない。この場合において、広告物等の上端から地盤面までの高さが4メートルを超える広告物等(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等、アドバルーン、電柱等利用広告物等(電柱その他これに類するものの表面を直接塗装したもの又は当該表面に接して巻き付けたものに限る。))及び壁面等広告物等(壁面等の表面を直接塗装したものその他これに類するものに限る。)を除く。)に係る更新許可の場合における当該点検は、更新許可の申請の日前3月以内に行わなければならない。
- 6 前項後段の点検は、次に掲げる者にさせなければならない。
- (1) 条例第49条第1項第1号に規定する者
- (2) 第15条第2項第1号に規定する者
- (3) 屋外広告業者で構成される事業者団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習のうち市長が認めるものを修了した者
- 7 市長は、第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る許可をするときは広告物等許可証(第3号様式)を当該申請をした者に交付し、許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第1号様式

第3号様式

第2号様式

第3号様式

(許可の基準)

第6条 条例第11条第2項の許可の基準は、別表第4に定めるとおりとする。
2 条例第16条各号の規則で定める基準は、別表第5に定めるとおりとする。

(広告物協定の認定の申請等)

第7条 条例第13条第1項の認定を受けようとする土地所有者等は、同条第2項各号に規定する事項を定めた広告物協定書を作成し、その代表者が市長に申請しなければならない。
2 市長は、前項の規定による申請に係る広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合は、条例第13条第1項の認定をするものとする。
(1) 広告物協定の内容が当該広告物協定の目的となる土地の区域の景観及び環境と調和し、かつ、相当の区間にわたる土地を対象としていること。
(2) 広告物協定の有効期間が5年以上30年以内であること。
(3) 市長が必要と認める書類を添付していること。
3 条例第13条第7項の認定は、前2項の規定を準用する。
4 条例第13条第8項の認定を受けようとする土地所有者等は、その代表者が市長に申請しなければならない。

(軽微な変更等)

第8条 条例第15条ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) 既設の広告物等の表示内容又は意匠に変更を加えない程度の補修、塗料の塗り替え、補強、美化等
(2) 掲出物件の形状及び位置を変更することなく行う、当該物件に表示される新聞、ポスター等、興行の表示内容又は商品等の表示内容の短期かつ定期的な変更
(3) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に設置した広告幕等を掲出する物件の形状及び位置を変更することなく行う、当該物件に表示される自己の営業内容等を表示する広告幕等の短期かつ定期的な変更
(4) 可変表示式広告物の表示内容の変更

(許可の期間)

第9条 条例第18条第2項の規則で定める期間は、別表第6に定めるとおりとする。

(公益性の認定の申請等)

第10条 広告物等を表示し、又は設置するに当たり当該広告物等及び物件の公益性について、市長の認定を受けようとする者は、公益物件等認定申請書(第4号様式)により、市長に申請しなければならない。
2 前項の申請には、関係行政機関の当該広告物等及び物件に関する意見書(第5号様式)を添付しなければならない。
3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る認定をするときは公益物件等認定書(第6号様式)を当該申請をした者に交付し、認定をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(適用除外の基準)

第11条 条例第19条第1項第3号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) 冠婚葬祭若しくは祭礼のために一時的に表示し、又は設置するもの
(2) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のために、当該会場の敷地内に表示し、又は設置するもの
(3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに工事期間中に限り表示されるもので、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されていないもの
(4) 前3号に掲げるもののほか、臨時的、仮設的又は慣習的なもので、市長が特に認めるもの
2 条例第19条第2項ただし書の規定による届出は、広告物等表示・設置届出書(第7

別表第4
別表第5

別表第6

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式

号様式)に、第5条第2項の書類を添付して行わなければならない。

- 3 条例第19条第2項第3号の規則で定める基準は、表示面積が、0.5平方メートル以下であり、かつ、広告物等を表示する方向から見た場合の施設若しくは物件の外郭線内を一平面とみなしたときの当該一平面の面積(当該広告物等の表示面積を除く。)の10分の1以下であることとする。
 - 4 条例第19条第2項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第一種禁止地域等において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は4平方メートル以下であること。
 - (2) 第二種禁止地域等又は許可地域において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は、10平方メートル以下であること。
 - (3) 集合広告物等(複数の広告物等で構成される広告物等をいう。以下同じ。)においては、前2号の規定は一の広告物等に適用する。
 - (4) 屋上広告物等であるときは、その高さが当該屋上広告物等を表示し、又は設置する建物の高さの2分の1以下であること。
 - (5) 広告物等が照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること。
 - (6) 第6条第1項に規定する許可の基準に適合しているものであること。
 - 5 条例第19条第2項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第一種禁止地域等において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は4平方メートル以下であること。
 - (2) 第二種禁止地域等又は許可地域において表示し、又は設置するときは、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は10平方メートル以下であること。
 - (3) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等のときは、当該管理に必要な最小限の事項を表示するものであること。
 - (4) 自己の管理する物件(建物を除く。)に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等のときは、その表示面積が、当該広告物等を表示する方向から見た場合の当該物件の外郭線内を一平面とみなしたときの当該一平面の面積(当該広告物等の表示面積を除く。)の10分の1以下であること。
 - (5) 広告物等が照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること。
 - (6) 第6条第1項に規定する許可の基準に適合しているものであること。
 - 6 条例第19条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第6条第1項に規定する許可の基準に適合しているものであること。
 - (2) 表示期間が30日以内であること。
 - (3) 表示期間並びに表示設置者又は管理者の氏名及び連絡先を明示していること。
 - (4) 表示又は掲出する場所又は施設の管理者(管理者がない場合にあつては、その所有者)の承諾を得ていること。

(指定等の案の公告)
- 第12条** 条例第20条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 指定等(条例第20条第1項各号に掲げる行為をいう。以下この条において同じ。)の種類等
 - (2) 指定等の案の縦覧場所

<p>(表示又は設置等の完了の届出)</p> <p>第13条 条例第22条の規定による届出は、広告物等表示・設置等完了届(第8号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第22条ただし書の規則で定める簡易な広告物等は、当該広告物等の表示又は設置の許可の期間が6月以内のものとする。</p> <p>(許可証票等)</p>	第8号様式
<p>第14条 条例第23条の許可証票及び許可の押印は、第9号様式によるものとする。</p> <p>(管理者の設置等)</p>	第9号様式
<p>第15条 条例第24条第1項の規則で定める広告物等は、自家用広告物等以外のもの で、その表示面積が30平方メートルを超えるものとする。</p> <p>2 条例第24条第1項の規則で定める者は、条例第49条第1項第2号又は第3号に該当する者であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(2) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別表に掲げる一級土木施工管理技士及び二級土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>(3) 建設業法施行規則別表に掲げる一級建築施工管理技士及び二級建築施工管理技士の資格を有する者</p> <p>(管理者等の届出)</p>	
<p>第16条 条例第25条第1項の規定による届出は、第5条第1項の規定による申請時に、 広告物等許可申請書の管理者欄に記載して行うものとする。</p> <p>2 条例第25条第2項及び第3項の規定による届出は、広告物等表示設置者等変更届 (第10号様式)により行うものとする。</p> <p>(除却等の届出)</p>	第1号様式 第10号様式
<p>第17条 条例第26条第2項の規定による届出は、広告物等除却等届(第11号様式)に より行うものとする。</p> <p>(違反事実の公表等)</p>	第11号様式
<p>第18条 条例第30条第1項の表示は、違反広告物等表示書(第12号様式)を当該違反 広告物等にはり付けてするものとする。</p> <p>2 条例第30条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第28条第1項の規定による命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名)</p> <p>(2) 広告物等の種類、設置場所及び表示内容</p> <p>(広告主の公表事項)</p>	第12号様式
<p>第19条 条例第31条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第31条第1項の規定による勧告に従わない者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名)</p> <p>(2) 広告物等の表示内容、設置場所及び勧告の内容</p> <p>(広告物等を保管した場合の公示事項)</p>	
<p>第20条 条例第32条第4号の必要と認められる事項は、保管した広告物等を返還する 場所とする。</p> <p>(公示の方法)</p>	
<p>第21条 条例第33条第1項第1号の規則で定める場所は、高知市公告式条例(昭和28 年条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場とする。</p> <p>2 条例第33条第2項の規則で定める様式は、保管物件一覧簿(第13号様式)によるもの とする。</p> <p>3 条例第33条第2項の規則で定める場所は、都市建設部都市計画課とする。</p> <p>(保管した広告物等を売却する場合の手続)</p>	第13号様式
<p>第22条 条例第35条の規則で定める方法は、高知市契約規則(昭和40年規則第4号)</p>	

の規定を準用する。 (広告物等の返還の手続)	
第23条 条例第37条の規則で定める様式は、受領書(第14号様式)によるものとする。 (身分証明書)	第 14 号様式
第24条 条例第38条第3項、第39条及び第55条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(第15号様式)によるものとする。 (屋外広告業の登録等)	第 15 号様式
第25条 条例第41条第1項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(第16号様式)によるものとする。	第 16 号様式
2 条例第41条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第3号及び次項第1号において同じ。)が条例第43条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面 (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第49条第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面 (3) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面 (4) 登録申請者(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人)が法人である場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本	
3 市長は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)について、登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。 (1) 登録申請者が個人である場合は、当該登録申請者(当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人) (2) 登録申請者が法人である場合は、その役員 (3) 登録申請者が選任した業務主任者	
4 第2項第1号及び条例第41条第2項の書面は、誓約書(第17号様式)によるものとする。	第 17 号様式
5 第2項第3号の書面は、略歴書(第18号様式)によるものとする。	第 18 号様式
6 条例第42条第2項の規定による通知は、高知市屋外広告業登録証(第19号様式)の交付により行うものとする。 (登録の更新の申請期限)	第 19 号様式
第26条 屋外広告業者は、条例第40条第3項の更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。 (変更の届出)	
第27条 条例第44条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(第20号様式)により行うものとする。	第 20 号様式
2 前項の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書に添付しなければならない。 (1) 条例第41条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人であ	

- る場合に限る。) 登記事項証明書又は登記簿謄本
- (2) 条例第41条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書又は登記簿謄本
- (3) 条例第41条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書又は登記簿謄本並びに第25条第2項第1号及び第3号の書面
- (4) 条例第41条第1項第4号に掲げる事項の変更 登記事項証明書又は登記簿謄本(法定代理人が法人である場合に限る。)並びに第25条第2項第1号及び第3号の書面
- (5) 条例第41条第1項第5号に掲げる事項の変更 第25条第2項第2号の書面
- 3 市長は、第25条第3項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、第1項の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- (廃業等の届出)

第28条 条例第46条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書(第21号様式)により行うものとする。

第 21 号様式

(屋外広告物講習会)

第29条 市長は、条例第48条第1項の講習会(以下「講習会」という。)を開催するときは、講習会の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

2 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(第22号様式。次条第3項において「受講申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

第 22 号様式

3 市長は、講習会の全科目(次条第2項の規定により受講を免除された講習科目を除く。)を受講し、講習会の全課程を修了した者に対し、高知市屋外広告物講習会修了証書(第23号様式)を交付するものとする。

第 23 号様式

(講習科目)

第30条 講習会における講習科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告物等に関する法令
 - (2) 広告物等の表示及び設置に関する事項
 - (3) 広告物等の施工に関する事項
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により前項第3号の講習科目の受講を免除するものとする。
- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
 - (5) 建設業法施行規則別表に掲げる一級土木施工管理技士及び二級土木施工管理技士の資格を有する者
 - (6) 建設業法施行規則別表に掲げる一級建築施工管理技士及び二級建築施工管理技士の資格を有する者
- 3 前項の申請をしようとする者は、受講申込書にその旨を記載するとともに、前項各号のいずれかに該当することを証明する書面を当該受講申込書に添付しなければならない。

(講習会の委託)

第31条 条例第48条第2項の事務は、第29条第1項及び第3項を除く事務とする。

2 市長は、条例第48条第2項の規定に基づき委託をする場合は、当該事務を的確に

処理する能力があると認める者に対して行うものとする。

(標識の掲示)

第32条 条例第50条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 登録期間
- (4) 営業所名
- (5) 業務主任者の氏名

2 条例第50条の標識は、高知市屋外広告業者登録票(第24号様式)によるものとする。

第 24 号様式

(帳簿の記載事項等)

第33条 条例第51条の帳簿(以下「帳簿」という。)は、第25号様式によるものとする。

第 25 号様式

2 帳簿への記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約名又は工事名及び契約又は工事着手年月日
- (2) 請負金額
- (3) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (4) 広告物等の表示又は設置の場所
- (5) 広告物等の名称又は種類、表示内容及び数量
- (6) 表示又は設置の年月日

3 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

4 帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(監督処分簿)

第34条 条例第54条第1項の規則で定める閲覧所は、都市整備部都市計画課とする。

2 条例第54条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた者の住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名)及び営業所名
- (2) 業務主任者の氏名
- (3) 処分年月日
- (4) 処分内容
- (5) 処分理由

(その他)

第35条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第21条から第28条までの規定は、公布の日から施行する。

(春野町の編入に伴う経過措置)

2 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に効力を有する高知県屋外広告物条例施行規則(平成8年高知県規則第81号)の規定に基づきされた申請、手続その他の行為のうち、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、別に定めのあるものを除き、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則(平成11年4月1日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市屋外広告物条例施行規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成12年4月1日規則第52号抄)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年7月1日規則第70号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に高知市屋外広告物条例(平成9年条例第47号)及びこの規則による改正前の高知市屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等で、この規則による改正後の高知市屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、改正後の規則の当該規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成16年6月30日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。
- 3 この規則による改正前の規則の規定に基づく様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成14年10月1日規則第100号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第94号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月28日規則第152号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に高知市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成17年条例第104号)による改正前の高知市屋外広告物条例(平成9年条例第47号)及びこの規則による改正前の高知市屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等で、この規則による改正後の高知市屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成21年3月31日まで(改正前の規則別表第4に規定する野立て広告物等に係るものについては、平成28年3月31日まで)の間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。
- 3 この規則による改正前の規則の規定に基づく様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成19年4月1日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市屋外広告物条例施行規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成20年1月1日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成24年4月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年11月7日規則第123号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市屋外広告物条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市屋外広告物条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(令和3年4月1日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条に1号を加える改正規定、別表第1の改正規定、別表第6 はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等、アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物等の項の次に次のように加える改正規定及び附則第3項の規定は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知市屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」と

いう。)第5条第5項後段及び第6項の規定は、この規則の施行の日から3月を経過した日以後に高知市屋外広告物条例(平成9年条例第47号)の規定による許可(以下「許可」という。)の期間が終了する広告物等に係る同条例第14条の許可について適用し、同日前に許可の期間が終了する広告物等に係る同条の許可については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則別表第6の規定は、令和3年7月1日以後にする許可について適用し、同日前にする許可については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の高知市屋外広告物条例施行規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第5条第7項の規定により交付された広告物等許可証は、当該広告物等許可証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の高知市屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第5条第7項の規定により交付された広告物等許可証とみなす。
- 3 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

別表第1 (第2条関係)

広告物等の種類及びその意義

区分	広告物等の種類	意義	
素材及び形態による区分	はり紙	紙等を素材とし、建物その他の物件にはり付けて表示するもので、立看板等及びはり札等以外のもの	
	はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物	
	広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)	
	立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)	
	旗、のぼり類	布等を土地又は建物等に固定した旗ざお等に取り付け、当該旗ざお等により広告物等を支えて、恒常的に表示し、又は設置するもの	
	広告幕等	布等により表示し、又は設置するもので、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等及び旗、のぼり類以外のもの	
	アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの	
利用物件による区分	可変表示式広告物	電気等を利用して自ら発光して表示し、常時表示内容を変えることができるデジタルサイネージ、電光掲示板その他これらに類する広告物又は掲出物件(文字のみを表示するものを除く。)	
	道路横断広告物等	道路の上空を横断するもの又は道路の上空を横断する工作物等に表示し、又は設置するもの	
	アーケード利用広告物等	アーケード(日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。)に表示し、又は設置するもの	
	特定工作物利用広告物等	第4条第2項に規定する工作物に表示し、又は設置するもの	
	電柱等利用広告物等	電柱その他これに類するものに表示し、又は設置するもの	
敷地形態による区分	公益物件利用広告物等	国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件(市長が認めるものに限る。)を利用して、表示し、又は設置するもの(寄贈者名等を表示し、又は設置するものを除く。)	
	建物利用広告物等	屋上広告物等	建物の屋上若しくは最上階のひさしの上又は屋上の工作物に表示し、又は設置するもの。屋上にある建築面積の8分の1以内の建築物の階の壁面に表示し、又は設置するものを含む。
		突出広告板等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に、これらに沿わない方向に突き出して、表示し、又は設置するもので、板状又はこれに類するもの
		壁面等広告物等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に表示し、又は設置するもので屋上広告物等及び突出広告板等以外のもの
	敷地内独立広告物等	建物の所在する敷地内に、建物その他の工作物とは別個に独立して、表示し、又は設置するもの	
野立て広告物等	建物の所在しない土地に表示し、又は設置するもの		

備考 1 一の広告物等がこの表の複数の種類に該当することがある
 2 この表においては、規制をする広告物等のみを規定しているため、いずれの種類にも該当しない広告物等がある

別表第2（第3条関係）

広告物等の規格

広告物等の種類	規格
すべての広告物等 (共通事項)	歩道の上空を占有して表示し、又は設置するものの下端は当該歩道の路面から2.5メートル以上、車道の上空を占有して表示し、又は設置するものの下端は当該車道の路面から4.5メートル以上離れていること(道路横断広告物等及び公益物件利用広告物等並びに道路に設置している電柱等利用広告物等を除く。)
道路横断広告物等	1 道路を横断している部分の下端は、当該道路の路面から 4.7メートル以上離れていること 2 公益のために表示するものであること
電柱等利用広告物等	電柱等が道路に設置されているときは、電柱等の表面に接して巻き付けるものであること
屋上広告物等	建物の壁面又は最上階のひさしの端の垂直面状を超えて0.45メートル以上外部に突き出していないこと
突出広告板等	建物その他の工作物からの突き出し幅は1.5メートル以下であり、かつ、道路境界線からの突き出し幅は1.0メートル以下であること
壁面等広告物等	広告物等の一部が、当該広告物等を表示し、又は設置している壁面以外の壁面の延長面状を超えて突き出していないこと

備考 一の広告物等がこの表の複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の規格に適合しなければならない

別表第3（第4条関係）

総量規制基準

区域	建物に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計
第一種禁止地域等	建物の壁面面積の合計の10分の3以下
第二種禁止地域等	
許可地域	建物の壁面面積の合計の10分の5以下

備考 1 地盤面から建物の上端までの高さが 51メートルを超えるときは、51メートルを超える部分の壁面については、この表の壁面面積に算入しない
2 屋上にある建築面積の8分の1以内の建築物の階の壁面については、この表の壁面面積に算入しない

別表第4（第6条関係）

許可の基準 【条例第 11 条第1項の規定による許可の基準】

広告物等の種類	許可の基準
すべての広告物等 (共通事項)	蛍光色を使用しないこと
はり紙及びはり札等	表示面積は、1平方メートル以下であること
広告旗	1 表示面積は、2平方メートル以下であること 2 広告旗の相互間の距離は、5メートル以上離れていること(自家用広告物等を除く。)
立看板等	表示面積は、2平方メートル以下であること
旗、のぼり類	表示面積は、5平方メートル以下であること
電柱等利用広告物等	表示面積は、電柱等1本につき1平方メートル以下であること
特定工作物利用広告物等	1 自家用広告物等であること 2 広告物等を表示する方向から見た場合の工作物の外郭線内を一平面とみなしたときの面積の4分の1以下であること
公益物件利用広告物等	表示面積は、1平方メートル以下であり、かつ、広告物等を表示する方向から見た場合の公益物件の外郭線内を一平面とみなしたときの面積(当該広告物等の表示面積を除く。)以下であること
屋上広告物等 (アドバルーンを除く。)	1 地盤面から広告物等の上端までの高さが 15メートルを超え 51メートル以下のときは、当該広告物等の縦の長さ(建築面積の8分の1以内の建築物の階の上部に設置する場合は、当該階の高さを含む。)が当該広告物等を設置する建物の高さの2分の1以下であること 2 地盤面から広告物等の上端までの高さが 51メートルを超えるときは、当該広告物等の縦の長さが3メートル以下であること
壁面等広告物等	1 表示面積は、広告物等を表示し、又は設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の2分の1以下であること 2 地盤面から建物の上端までの高さが 51メートルを超える場合で、51メートルを超える壁面の部分に表示し、又は設置する広告物等のときは、縦の長さが3メートル以下であること
敷地内独立広告物等	1 表示面積は、1面につき 50 平方メートル以下であり、かつ、1基につき 140 平方メートル以下であること 2 高さは、地盤面から 15メートル以下であること
野立て広告物等	1 表示面積は、1面につき 50 平方メートル以下であり、かつ、1基につき 140 平方メートル以下であること 2 高さは、地盤面から 15メートル以下であること

備考 一の広告物等がこの表の複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の許可の基準に適合しなければならない

別表第5（第6条関係）

1 禁止地域等において許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等の基準 (条例第16条第1号の基準)

- 1 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場の名称、方向、距離、略図又は方向を示す記号等案内誘導を目的とする事項を表示するものであること
- 2 事業内容を表示するときは、必要な最小限のものであること
- 3 商品名を表示しないこと
- 4 縦及び横の長さはそれぞれ2メートル以下であり、かつ、表示面積は2平方メートル以下であること
- 5 地色にけばけばしい色を使用しないこと
- 6 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用しないこと
- 7 照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること
- 8 一の事業所、営業所又は作業場につき4基以下であること
- 9 集合広告物等にあつては次に掲げるものとする
 - (1) 集合広告物等の縦及び横の長さは、それぞれ8メートル以下であること
 - (2) 集合広告物等の表示面積は、1面につき8平方メートル以下であり、かつ、1基につき16平方メートル以下であること
 - (3) 一の広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ2メートル以下であり、かつ、表示面積は2平方メートル以下であること

2 条例第16条第2号の基準

表示面積は、1本又は1基につき1平方メートル以下であり、かつ、広告物等を表示する方向から見た場合の公益物件の外郭線内を一平面とみなしたときの面積（当該広告物等の表示面積を除く。）以下であること

別表第6（第9条関係）

許可の期間

広告物等の種類	許可の期間
はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等、アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物等	6月以内
可変表示式広告物	1年以内
上記の種類以外の広告物等	3年以内

		整理番号※			
広告物等（新規・更新・変更等）許可申請書					
年 月 日					
高知市長		様			
申請者	住所（事務所の所在地）	(〒)			
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）				
	電話番号				
高知市屋外広告物条例の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
許可年月日※				許可番号※	
表示又は設置の期間					
広告物等の管理者 <small>（高知県内在住者である必要があります。）</small>	住所	(〒)			
	氏名				
	電話番号				
工事の施工者（新規又は変更等の場合に記入）	住所（事務所の所在地）	(〒)			
	氏名（名称）				
	電話番号		屋外広告業登録番号		
表示又は設置の場所					
地域の区分 1 第一種禁止地域等 2 第二種禁止地域等 3 許可地域 4 広告景観形成地区 5 広告物協定地区					
広告物等の表示内容					
照明装置等の有無等					
広告物等の種類	縦(m)×横(m)×面=表示面積(m ²)	数量	手数料	高さ(m)	
手数料合計 () 円					

(裏)

高知市収入証紙貼付け欄

手数料 (円)

許可申請の代理者	住所(事務所の所在地)	(〒 -)
	氏名(名称)	
	電話番号	
許可証の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 許可申請の代理者	
更新通知の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 許可申請の代理者	
留意事項		
注 ※印欄は、新規の申請の場合は記入しないでください。		

第3号様式（第5条関係）

（表）

		整理番号			
<p>広 告 物 等 許 可 証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所（事務所の所在地） 氏名（名称及び代表者の職・氏名）</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">高知市長 印</p> <p>広告物等の表示又は設置について高知市屋外広告物条例施行規則の規定に基づき次のとおり許可します。</p>					
許 可 年 月 日	年 月 日			許 可 番 号	
許 可 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日			手 数 料	円
広告物等の管理者	住 所	(〒 -)			
	氏 名				
	電 話 番 号				
工事の施工者（新規又は変更等の場合）	住所(事務所の所在地)	(〒 -)			
	氏名(名称)				
	電 話 番 号		屋外広告業登録番号		
表示又は設置の場所					
地 域 の 区 分	1 第一種禁止地域等 2 第二種禁止地域等 3 許可地域 4 広告景観形成地区 5 広告物協定地区				
広告物等の表示内容					
照明装置等の有無等					
許 可 の 条 件					
広 告 物 等 の 種 類	縦(m)×横(m)×面=表示面積(m ²)	数 量	手 数 料	高 さ (m)	

(裏)

留意事項

- 1 この許可は、高知市屋外広告物条例の規定に基づく許可であり、他の法令の規定により許可等を必要とするものについては、その許可等を受けるまでは広告物等を表示し、又は設置することはできません。
- 2 他人が所有する土地又は建物に広告物等を表示し、又は設置するときは、その所有者の承諾を受けるまでは当該広告物等を表示し、又は設置することはできません。
- 3 広告物等の表示若しくは設置又は変更若しくは改造を完了したときは、30日以内にその旨を市長に届け出なければなりません。
- 4 立看板等、はり札等、はり紙及び広告旗については、表示が禁止されている地域等及び物件を確認して、適法に表示しなければなりません。
- 5 許可を受けている期間を経過した後も引き続きその広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、更新の許可が必要です。
- 6 許可を受けた広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、別に許可が必要です。ただし、高知市屋外広告物条例施行規則第8条に規定する軽微な変更又は改造のときは、許可は必要ありません。
- 7 許可の期間が6月を超える広告物等の表示若しくは設置又は変更若しくは改造が完了したときは、30日以内に所定の様式により届け出なければなりません。
- 8 許可を受けた広告物等（許可の押印を受けたものを除きます。）には、交付を受けた許可証票をはり付けておかなければなりません。
- 9 許可を受けた広告物等は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。
- 10 許可を受けた者又は許可を受けた広告物等を管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、30日以内に所定の様式により届け出なければなりません。
- 11 許可を受けた者又は許可を受けた広告物等を管理する者の氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったときは、30日以内に所定の様式により届け出なければなりません。
- 12 許可の期間を経過したとき、若しくは許可を取り消されたとき、又は許可を受けた広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなったときは、30日以内にその広告物等を除却しなければなりません。
- 13 許可を受けた広告物等を除却したとき、又はその広告物等が滅失したときは、30日以内に所定の様式により届け出なければなりません。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

意見書

年 月 日

高知市長 様

関係 行政 機関	所在地	(〒 -)
	名称	
	代表者の職 及び氏名	

本物件について、次のとおり公益のため設置が必要であると認められますので、高知市屋外広告物条例の規定による取扱いについて意見を申し述べます。

物 件	種 別 ※該当する番号に○印	1 広告物等	2 広告物等以外
	表示内容又は種類		
	規 模	(表示面積, 縦, 横の長さ)	
	数 量		
	公 益 の 内 容		
	設 置 者		
	設 置 場 所		
特 記 事 項			
担 当 者	所 属 職 氏 名		
	電 話 番 号		

公益物件等認定書

高知市屋外広告物条例施行規則に基づき、次のとおり公益物件として認定します。

申請者		住所(事務所の所在地)	(〒 -)
		氏名(名称及び代表者の職・氏名)	
公益性の内容		1 広告物等の公益性(条例第19条第2項第2号)	
※該当する番号に○印		2 寄贈者名等を掲出する施設又は物件の公益性(条例第19条第2項第3号)	
		3 広告物等を掲出する物件の公益性(条例第16条第2号)	
物件	種別 ※該当する番号に○印	1 広告物等	2 広告物等以外
	表示内容又は種類		
	規模	(表示面積, 縦, 横の長さ)	
	数量		
	公益性の内容		
	設置者		
	設置場所		
特記事項			
年 月 日			
高知市長 印			
※他の法令の規定により、表示又は設置ができない場合があります。			

※整理番号	
-------	--

広告物等表示・設置届出書 年 月 日				
高知市長 様				
届 出 者	住所(事務所の所在地)	(〒 -)		
	氏名(名称及び代表者の職・氏名)			
	電話番号			
広告物等の表示又は設置について高知市屋外広告物条例及び同施行規則に従い、次のとおり届出をします。				
表示又は設置の場所				
地域の区分	1 第一種禁止地域等	2 第二種禁止地域等	3 許可地域	
	4 広告景観形成地区	5 広告物協定地区		
広告物等の種類	縦(m)×横(m)×面=表示面積(m ²)	数 量	手数料	高さ(m)
広告物等の表示内容				
表示又は設置の期間	年 月 日～ 年 月 日			
工事の着手予定年月日	年 月 日			
照明装置又は特殊装置の有無及びその内容	有・無			
広告物等の管理者	住所	(〒 -)		
	氏名			
	電話番号			
工事の施工者	住所(事務所の所在地)	(〒 -)		
	氏名(名称)			
	電話番号		屋外広告業登録番号	
備 考				
注 ※印欄は、記入しないでください。				

		整理番号	
広告物等表示・設置等完了届 年 月 日			
高知市長 様			
届 出 者	住所（事務所の所在地）	〒 - ）	
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）		
	電話番号		
許可を受けた広告物等の表示又は設置（変更・改造）が完了したので、高知市屋外広告物条例及び同施行規則に従い、次のとおり届出をします。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	
広告物等の表示内容			
表示又は設置等の完了年月日	年 月 日		
写真貼付け欄			
注 1 広告物等及び設置した場所の周囲の状況を明らかにしたカラー写真（10センチメートル×7センチメートル以上の大きさのもの）を貼り付け、又は添付してください。 2 この届は、許可の期間が6月を超える広告物等について、その表示又は設置等が完了した日から30日以内に届け出てください。 3 敷地内独立広告物等、野立て広告物等、突出広告板等又は屋上広告物等で高さが4メートルを超えるものについては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証を添付してください。			

第9号様式(第14条関係)

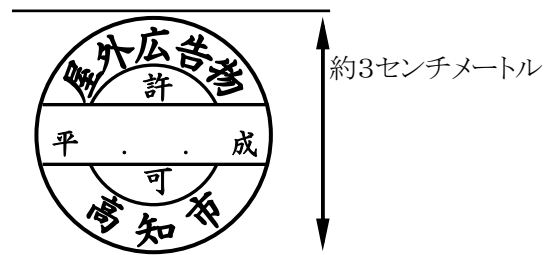
許可証票

← 8.2 センチメートル →

高知市屋外広告物許可証票	
許可番号	
許可期限	
管理者	
連絡先	

↑
3.6
センチ
メー
トル
↓

許可の押印



広告物等表示設置者等変更届

年 月 日

高知市長 様

届 出 者	住所(事務所の所在地)	(〒 -)
	氏名(名称及び代表者の職・氏名)	
	電 話 番 号	

広告物等の表示設置者(管理者)について変更があったので、高知市屋外広告物条例及び同施行規則に従い、次のとおり届出をします。

整 理 番 号			
表示又は設置の場所			
広 告 物 等 の 種 類			
広告物等の表示内容			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
表 示 設 置 者	住所(事務所の所在地)	(〒 -)	(〒 -)
	氏 名 (名 称)		
	電 話 番 号		
管 理 者	住 所	(〒 -)	(〒 -)
	氏 名		
	電 話 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

- 注 1 表示設置者又は管理者について変更があった日から 30 日以内に届け出てください。
 2 自家用広告物等以外の広告物等で表示面積が 30 平方メートルを超えるものの管理者を変更したときは、その広告物等の管理者が高知市屋外広告物条例第 24 条第 1 項の規定による資格を有することを証明する書類の写しを添えてください。

整理番号		
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">広告物等除却等届</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p>		
高知市長 様		
届 出 者	住所(事務所の所在地) (〒 -)	
	氏名(名称及び代表者の職・氏名)	
	電話番号	
<p>広告物等を除却(が滅失)したので、高知市屋外広告物条例及び同施行規則に従い、次のとおり届出をします。</p>		
許可年月日	年 月 日	許可番号
表示又は設置の場所		
広告物等の種類		
広告物等の表示内容		
広告物等の表示面積	m ²	数量
除却又は滅失の年月日	年 月 日	
除却又は滅失の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可の期間が経過した。 2 許可を取り消された。 3 設置し、又は表示する必要がなくなった。 4 除却を命ぜられた。 5 滅失した。 6 その他 () 	
<p>注 1 「除却又は滅失の理由」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。</p> <p>2 この届は、除却し、又は滅失した日から 30 日以内に届け出てください。</p> <p>3 除却前後の状況が確認できる写真を添付してください。</p>		

第 号

違反広告物

この広告物等は、高知市屋外広告物条例に違反していますので、速やかに除却してください。

年 月 日

高 知 市 長

受 領 書

年 月 日

高知市長 様

返還を受けた者

住所(事務所の所
在 地) (〒 -)

氏名(名称及び代
表者の職・氏名)

下記のとおり広告物等(現金)の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 広 告 物 等	整 理 番 号	
	広 告 物 等 の 種 類	
	表 示 又 は 設 置 の 場 所	
	広 告 物 等 の 表 示 内 容	
	数 量	
返 還 を 受 け た 金 額		

第 15 号様式(第 24 条関係)

身分証明書

表面

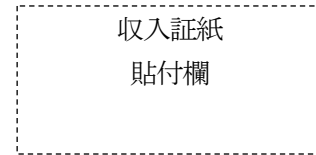
← 8.5 センチメートル →

第 号	↑
身 分 証 明 書	
所 属 名	
職 名	
氏 名	5 ・ 5 セ ン チ メ ー ト ル
上記の者は、次の事項を命じた者であることを証明します。	
1 屋外広告物法第 7 条第4項の規定に基づき、高知市屋外広告物条例の規定に違反して表示され、又は設置されている広告物等について簡易除却を行うこと。	
2 高知市屋外広告物条例第 38 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定に基づき、立入検査等を行うこと。	
年 月 日	
高知市長	↓
印	

裏面

← 8.5 センチメートル →

<p>○屋外広告物法(抜粋)</p> <p>○屋外広告物法(抜粋)</p> <p>第7条 (第1項～第3項 略)</p> <p>4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。))又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。</p> <p>一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。</p> <p>二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。</p> <p>○高知市屋外広告物条例(抜粋)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第 38 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は広告物等を表示し、若しくは設置する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査すること(以下この条において「立入検査等」という。)ができる。</p> <p>2 市長は、立入検査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。</p> <p>3 立入検査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第 55 条 市長は、高知市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	↑
	5 ・ 5 セ ン チ メ ー ト ル
	↓



年 月 日

高知市長 様

住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名 〕
担当者名（ ）
電話番号（ ）

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、高知市屋外広告物条例の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※ 登録番号	高知市屋外広告業登録第 号
	更新	※ 登録年月日	年 月 日
		※ 登録有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
氏名 及び生年月日 〔 法人にあつては、商号又は名称、代表者の職氏名及び生年月日 〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地 〕	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
主たる業務の内容			

以下の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄					手数料

備考

- 1 ※印のある欄は、初回登録の場合には記入しないこと。
- 2 「新規 更新」、「法人・個人の別」及び「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに○印を付すこと。
- 3 各欄において、全てを記入できない場合は、適宜用紙を追加して記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 5 「1 高知市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、本市の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 6 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 7 「6 他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には全て記入すること。

(第二面)

1 高知市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称 ^{フリガナ}	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名 ^{フリガナ}	資格名及び交付番号等	摘要
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職 名		氏 名 ^{フリガナ}	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	氏 名 ^{フリガナ} 及び生年月日 〔法人にあつては、商号又は名称、代表者の職氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		氏 名 ^{フリガナ}	
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた地方公共団体名	登録・特例届出の別	登録 (届出) 年 月 日	登録 (届出) 番号
		登録・特例届出		
		登録・特例届出		
		登録・特例届出		
		登録・特例届出		
7 所属する屋外広告業の事業者団体				

誓 約 書

年 月 日

高知市長 様

住所（事務所の所在地）	(〒 -)
氏名（名称及び代表者の職・氏名）	※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電 話 番 号	

登録申請者，その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては，その役員を含む。）は，高知市屋外広告物条例第43条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

高知市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第 43 条 市長は，登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき，又は第 41 条第 1 項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり，若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 53 条第 1 項の規定により登録を取り消され，その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第 40 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第 53 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあった日前 30 日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 53 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ，当該停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

第 18 号様式(第 25 条関係)

略 歴 書		
種 別	<input type="checkbox"/> 登録申請者 (個人・法人) <input type="checkbox"/> 法定代理人 (個人・法人) <input type="checkbox"/> 法人の役員	
住所 (事務所の所在地)	(〒 -)	
フリガナ氏名 (名称及び代表者の職・氏名)		
生 年 月 日	年 月 日	
電 話 番 号		
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容
	-----	-----
	-----	-----
上記のとおり相違ありません。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">氏名</div>		

※ 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

- 備考 1 「種別」については、該当するものに☑印を付すこと。また、登録申請者又は法定代理人の場合は、個人・法人のどちらか該当するものを○で囲むこと。
- 2 個人又は法人の役員の場合は、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄については住民票記載のものとする。
- 3 法人の場合は、「生年月日」欄の記載の必要はありません。

高 知 市

屋 外 広 告 業 登 録 証

登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
住 所 (事 務 所 の 所 在 地)			
氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 の 職 ・ 氏 名)			

営 業 所 の 名 称	営 業 所 の 所 在 地	業 務 主 任 者 氏 名

高知市屋外広告物条例の規定による登録を受けた者であることを証します。

年 月 日

高知市長 印

高知市長 様

住所
氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名
担当者名（
電話番号（

屋外広告業登録事項変更届出書

高知市屋外広告物条例の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	高知市屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
氏名 及び生年月日 （ 法人にあつては、商号又は名称、代表者の職氏名及び生年月日	生年月日	年 月 日	
	法人・個人の別	1 法人 2 個人	
住所 （ 法人にあつては、主たる事務所の所在地	郵便番号（ - ）		
	電話番号（ ） -		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名及び住所 （ 法人にあつては、商号又は名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地			
2 営業所の名称及び所在地			
3 役員の氏名			
4 法定代理人の氏名及び住所 （ 法人にあつては、商号又は名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名			
5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由			

備考 1 「法人・個人の別」及び「変更に係る事項」については、いずれか該当するものに○印を付すこと。

2 各欄において、全てを記入できない場合は、適宜用紙を追加して記入すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

以下の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

高知市長 様

届 出 者	住所(事務所の所在地)	(〒 -)
	氏名(名称及び代表者の職・氏名)	
	電 話 番 号	

高知市屋外広告物条例及び同施行規則に従い、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
屋外広告業者の商号, 名 称 又 は 氏 名	
法 人 ・ 個 人 の 別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
届 出 の 理 由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 合併による消滅 <input type="checkbox"/> 破産 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出者 との関係	<input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 元代表役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 精算人 <input type="checkbox"/> 本人

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出者との関係」欄については、
該当するものにレ印を付すこと。

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

高知市長 様

写真貼付け箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・無帽で上半身のもの ・縦4センチメートル以上 ・横3センチメートル以上

住 所	(〒 -)
フリガナ 氏 名	
生年月日	
電話番号	
職 業	
勤務先又は 学校名	

屋外広告物講習会を受講したいので、高知市屋外広告物条例施行規則の規定により受講を申し込みます。

講習科目(広告物等の施工に関する事項)の受講の免除の申請の有無

有 ・ 無

高知市収入証紙貼付け欄

(手数料 円)

- 注 1 講習科目(広告物等の施工に関する事項)の受講の免除を申請するときは、その資格を証明する書面を添えてください。
- 2 講習科目(広告物等の施工に関する事項)の受講の免除を申請できる資格は次のとおりです。
- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
 - (5) 建設業法施行規則別表に掲げる一級土木施工管理技士及び二級土木施工管理技士の資格を有する者
 - (6) 建設業法施行規則別表に掲げる一級建築施工管理技士及び二級建築施工管理技士の資格を有する者
- 3 「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。
- 4 高知市収入証紙には、消印をしないでください。

第 号

高 知 市
屋 外 広 告 物 講 習 会 修 了 証 書

住 所

氏 名

生 年 月 日

受 講 年 月 日

受 講 場 所

高知市屋外広告物条例第 48 条第1項の規定による屋外広告物講習会の課程を修了したことを証明します。

年 月 日

高知市長 印

第 24 号様式(第 32 条関係)

←

40 センチメートル以上

→

高知市屋外広告業者登録票	
商号, 名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年月日
登録期間	年月日～年月日
営業所の名称	
業務主任者氏名	

↑

35
センチメートル以上

↓

第 25 号様式(第 33 条関係)

(高知市屋外広告物条例第 51 条の規定により屋外広告業者が備付けする帳簿)

商号, 名称又は氏名		営業所の名称	
登録番号		業務主任者氏名	
No.		帳簿記載年月日	年 月 日
契約又は工事の名称			
契約又は工事着手年月日			
請 負 金 額			
注 文 者	氏名又は名称		
	住 所		
	電 話 番 号		
広 告 物 等	表 示 又 は 設 置 場 所		
	名 称 又 は 種 類		
	表 示 内 容		
	数 量		
	設 置 年 月 日		
写真等貼付け欄			

○屋外広告物の表示等の禁止地域の指定

(平成 18 年 4 月 1 日告示第 89 号)
改正 平成 20 年 1 月 1 日告示第 24 号

高知市屋外広告物条例(平成 9 年条例第 47 号)第 6 条第 1 項第 14 号, 第 15 号及び第 24 号の規定に基づき, 屋外広告物等の表示等を禁止する道路の区間及び道路に接続する区域等を次のとおり指定し, 平成 18 年 4 月 1 日から施行し, 屋外広告物の表示等の禁止地域の指定(平成 11 年告示第 185 号)は, 平成 18 年 3 月 31 日限り廃止する。

指定区間及び指定区域	
1	県道春野赤岡(高知市仁井田字西ノ野 220 番 2 地先から同字御出道 4220 番地先を経由して高知市池字住吉林 2220 番 2 地先に達するまでの区間を除く。以下同じ。)の高知市内(旧春野町の区域を除く。)の区間
2	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
3	都市計画道路高知山田線(予定地を含む。)の高知市内の区間
4	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
5	都市計画道路曙町波川線(予定地を含む。)の高知市内の区間
6	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
7	都市計画道路浦戸東部道路(予定地を含む。)の高知市内の区間
8	前項の区間の道路の区域から側方 100 メートル以内の区域
9	都市計画道路高知新港線のうち, その終点から県道春野赤岡に接するまでの区間
10	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
11	都市計画道路百石町長浜線(予定地を含む。)のうち, その終点から都市計画道路梅ノ辻孕橋線に接するまでの区間
12	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
13	都市計画道路長浜桂浜線(予定地を含む。)のうち, その起点から県道春野赤岡に接するまでの区間
14	前項の区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域(旧春野町の区域を除く。)
15	都市計画道路五台山道路(予定地を含む。)のうち, 五台山を通過するトンネルの南出口から都市計画道路高知新港線に接するまでの区間
16	都市計画道路五台山道路(予定地を含む。)のうち, 五台山を通過するトンネルの南出口から下田川左岸に接するまでの区間の道路の区域から側方 50 メートル以内の区域
17	都市計画道路五台山道路(予定地を含む。), 都市計画道路高知新港線及び下田川左岸に囲まれる区域
18	都市計画道路五台山道路(予定地を含む。), 都市計画道路浦戸東部道路(予定地を含む。)及び下田川左岸に囲まれる区域
19	四国横断自動車道(予定地を含む。)の高知市内の区間
20	前項の区間の道路の区域から側方 100 メートル以内の区域

備考

- (1) この表にいう道路は, 道路交通の用に供される区域(停車可能な区域を含む。)とし, 法面等を含まないものとする。
- (2) この表(別添位置図を含む。)による指定区間及び指定区域には, 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定による近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域又は工業専用地域である区域を含まない。
(別添位置図は省略)

○桂浜花海道西広告景観形成地区の指定

平成 18 年 4 月 1 日告示第 90 号

高知市屋外広告物条例（平成 9 年条例第 47 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により広告景観形成地区を次のとおり指定し、同条第 2 項の規定により広告景観形成基準を次のとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、広告景観形成地区の指定等（平成 16 年告示第 85 号）は、平成 18 年 3 月 31 日限り廃止する。

第 1 広告景観形成地区の名称及び指定区域

- 1 名称 桂浜花海道西広告景観形成地区
- 2 指定区域 県道春野赤岡線のうち、高知市浦戸字並松 839 番 1 地先から 839 番 57 地先の区間及び当該区間の道路の区域から側方 10 メートル以内で別図に示す区域

第 2 広告物等の表示又は設置に関する基本方針

この区域は、桂浜花海道と称し、太平洋の荒波が打ち寄せる砂浜と海岸に連なる松林が美しい南国高知を代表する景観を有している。また、観光名所である桂浜へのアクセス道路として多くの観光客が通行する路線である。

平成 9 年に策定した高知市都市美形成基本計画においても、主要な道路景観軸の一つとして「太平洋の眺望を活かした道路整備」が景観整備方針として定められ、良好な道路景観の形成のため沿道の広告規制が必要であるとされている。こうした地域の特徴を活かし、当区域を広告景観形成地区に指定し、広告物等の基数、規模、設置位置等を制限することで、良好な広告景観を図るものとする。

第 3 広告物等の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示若しくは設置の方法又はこれらの維持の方法の基準に関する事項

- 1 形状・面積
 - (1) 当路線の沿道景観の特徴である松林と調和した広告景観が形成されるよう、広告物等の規模を制限する。
 - (2) 建物を利用する広告物等については、道路側から見たときに建物との調和がとれた形状となるよう、形状及び面積を制限する。
 - (3) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への案内誘導を目的として表示し、又は設置する広告物等（以下「案内誘導広告物等」という。）については、表示が過度にならないよう、広告物等の規模を制限する。
- 2 色彩・意匠・素材
 - (1) 色彩及び意匠については、沿道景観上支障となるような過度に目立つものや安易な仕様のものは認めない。
 - (2) 素材については、堅牢なものを使用することとする。
- 3 位置・その他
 - (1) 敷地内独立広告物等は、敷地内への乱雑な設置を避けるため、基数を制限する。

(2) 案内誘導広告物等は、沿道への乱雑な設置や交差点付近への多数の設置は、沿道景観上の支障となりやすいため、規模及び設置位置の制限を行うとともに、広告物等の集合化を促進する。

第4 許可の基準

別表第1及び別表第2による。

第5 総量規制に関する事項

一般規制規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときにこの区域に適用されるべき条例及び高知市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第88号。以下「規則」という。）の広告物の表示又は設置に関する禁止又は制限の規定をいう。）による。

第6 適用除外に関する事項

- 1 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもの
- 2 公益のため表示し、又は設置するもので、市長が認めるもの
- 3 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置するもので、規則第11条第3項で定める基準に適合するもの
- 4 自家用広告物等（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。）で、縦及び横の長さがそれぞれ2メートル以下であり、かつ、表示面積が2平方メートル以下で、第4の規定に適合するものについては、条例第12条第4項前段の規定は、適用しない。

第7 手数料の免除

桂浜花海道西広告景観形成地区においては、条例第57条第3項第2号の規定に基づき、広告物等についての許可の手数料を免除する。

第8 経過措置に関する事項

- 1 この告示による指定の際現に条例及び規則の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等（次項に規定するものを除く。）は、平成19年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。
- 2 この告示による指定の際現に条例及び規則の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、この告示の規定により許可の基準に適合しないこととなるものについては、この告示の規定にかかわらず、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間及び当該更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる期間は、平成19年3月31日を超えることができない。

別表第1(第4関係)

許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
すべての広告物等 (共通事項)	1 蛍光の素材を使用しないこと。 2 照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅及び回転しない構造であること。
屋上広告物等	1 縦及び横の長さは、それぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は、4平方メートル以下であること。 2 当該広告物等の高さは、当該広告物等を表示し、又は設置する建物の高さの2分の1以下であること。 3 縦長のものでないこと。 4 支柱が露出しないものであること。
壁面等広告物等	1 縦及び横の長さは、それぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は、4平方メートル以下であること。 2 表示面積は、広告物等を表示し、又は設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の4分の1以下であること。
敷地内独立広告物等	1 地盤面からの高さ及び横の長さは、それぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は、4平方メートル以下であること。 2 設置の数量は、一の敷地内において2基以下であること。 3 集合広告物等にあつては、次に掲げるものとする。 (1) 地盤面からの高さ及び横の長さは、それぞれ4メートル以下であること。 (2) 表示面積は、1面につき6平方メートル以下であり、かつ、1基につき12平方メートル以下であること。 (3) 1の広告物等の縦及び横の長さは、それぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は、4平方メートル以下であること。

備考

- 1 一の広告物等が、複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の基準に適合しなければならない。
- 2 この許可の基準に規定していない広告物等については、一般規制規定(当該広告景観形成地区に指定されないとしたときにこの区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は設置に関する禁止又は制限の規定をいう。)による。

別表第2(第4関係)

案内誘導広告物等に該当する広告物等の基準

- 1 規則別表第5 1 条例第16 条第1号の基準第1項から第4項, 第7項及び第8項までの基準に適合すること。
- 2 蛍光の素材を使用しないこと。
- 3 照明装置付きのものであるときは, 当該照明装置は, 次に掲げるものによること。
 - (1) ネオンサイン及びこれに類するものを使用しないこと。
 - (2) 点滅及び回転しない構造であること。
- 4 集合広告物等にあつては, 次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 独立した広告物等であること。
 - (2) 地盤面からの高さ及び横の長さは, それぞれ4メートル以下であること。
 - (3) 表示面積は, 1面につき6平方メートル以下であり, かつ, 1基につき12 平方メートル以下であること。
 - (4) 1の広告物等の縦及び横の長さは, 2メートル以下であり, かつ, 表示面積は2平方メートル以下であること。
- 5 別図(ア)に示す場所に表示し, 設置できる広告物等は, 2基以内とする。
- 6 別図(イ)に示す区間に表示し, 設置するときの広告物等の相互間の距離は, 50 メートル以上離れていること(敷地内独立広告物等を除く。)
- 7 前2項に掲げる以外の場所には表示又は設置できない。
- 8 屋上広告物等は縦長のものでなく, かつ, 支柱が露出しないものであること。
- 9 壁面等広告物等の表示面積は, 広告物等を表示し, 又は設置する壁面の 51 メートル以下の部分の壁面面積の4分の1以下であること。

○高知城周辺広告景観形成地区

(平成18年4月1日告示第91号)
改正 平成18年10月2日告示第207号

高知市屋外広告物条例(平成9年条例第47号。以下「条例」という。)第12条第6項の規定により、広告景観形成地区の指定及び形成基準を次のとおり変更した。

第1 広告景観形成地区の名称及び指定区域

- 1 名称 高知城周辺広告景観形成地区
- 2 指定区域 高知市丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、永国寺町、追手筋二丁目及び本町五丁目の各一部で別図に示す区域

第2 地区指定の主旨

高知城は、本市の中心に位置し、歴史的及び文化的価値が高く、市民に親しまれてきたシンボルである。高知城の眺望及び高知城周辺の景観は、将来に引き継ぐべき市民共有の財産であり、本市の個性的で魅力のある都市景観の形成において極めて重要な役割を果たしている。

そこで、高知城の眺望及びシンボル性を保全し、都市の発展と景観が調和したまちづくりを目指すため、広告景観形成地区を指定するものである。

第3 広告物等の表示又は設置に関する基本方針

- 1 広告物等の掲出は、高知城からの眺望及び高知城への眺望の確保に努める。
- 2 高知城周辺の格調高い景観との調和に配慮したデザイン、掲出方法とする。

第4 表示又は設置を禁止する広告物等

- 1 広告旗
- 2 電柱等利用広告物等

第5 広告物等の形状等及び位置その他に関する事項

- 1 広告物等の形状、面積、色彩、意匠及び素材
 - (1) 規模は、統一が図られた美しい広告景観が形成されるよう配慮する。
 - (2) 色彩は、地色については彩度の低い色彩となるよう配慮し、また、全体として彩度の高い色彩を使用する面積の割合を低くするよう努める。
 - (3) 電光表示板、LED表示板等は、高知城周辺の景観との調和を図ることが困難な広告物等であるため、設置しないよう努める。
 - (4) 奇抜なものや安易な仕様のもは設置しない。
- 2 位置その他
 - (1) 設置位置は、高知城からの眺望及び高知城への眺望に配慮する。
 - (2) 敷地内独立広告物等は、乱雑な配置を避けるため、集合化に努める。

第6 許可の基準

- 1 条例第12条第4項前段の規定による許可の基準は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項の許可の基準に規定していない広告物等については、一般規制規定(当該広告景観形成地区に指定されないとしたときにこの区域に適用されるべき条例及び規則の広告物の表示又は設置に関する禁止又は制限の規定をいう。)による。
- 3 第1項の許可の基準が一般規制規定の規制を強化するものである場合は、当該基準を適用し、この許可の基準が一般規制規定の規制を緩和するものである場合は、一般規制規定を適用する。

第7 総量規制に関する事項

建物の壁面に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、表示する壁面の面積の10分の1以下とする。

第8 適用除外に関する事項

- 1 第3に適合する広告物等であって、次に掲げるものについては、第4及び条例第12条第4項前段の規定は、適用しない。ただし、第1号及び第8号に掲げる広告物等については、高知市屋外広告物条例施行規則(平成9年規則第88号。以下「規則」という。)第7号様式に規則第5条第2項の書類を添付し、市長に届け出たものに限る。
 - (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもの
 - (2) 公益のため表示し、又は設置するもので、市長が認めるもの
 - (3) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置するもので、規則第11条第3項で定める基準に適合するもの
 - (4) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、規則第11条第5項で定める基準に適合するものであり、広告物等の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積は4平方メートル以下のもの
 - (5) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条の許可を受けて設置する道標又は案内板
 - (6) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則第11条第6項で定める基準に適合するもの
 - (7) 建築物又は建築物の敷地内に表示し、又は設置される旗、のぼり類のうち、表示内容が、国旗及び国歌に関する法律(平成11年法律第127号)第1条に規定する国旗又は社旗等であって、規則第6条第1項に規定する許可の基準に適合するもの
 - (8) 短期間の催物のために表示し、又は設置するものであって、次に掲げる事項をすべて満たすもの
 - ア 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項(商品名を除く。)を表示するもの
 - イ 表示期間が30日以内であるもの
 - ウ 表示又は掲出する場所又は施設の管理者(管理者がない場合にあつては、その所有者)の承諾を得ているもの
- 2 この広告景観形成基準第3から第7までの規定及び規則第6条第1項に規定する許可の基準に適合しているもので、広告物等の縦及び横の長さがそれぞれ4メートル以下であり、かつ、表示面積が4平方メートル以下のものは、条例第12条第4項前段の規定は、適用しない。

第9 手数料の免除

高知城周辺広告景観形成地区においては、条例第57条第3項第2号の規定に基づき、広告物等についての許可の手数料を免除する。

第10 経過措置に関する事項

条例第21条の規定による。

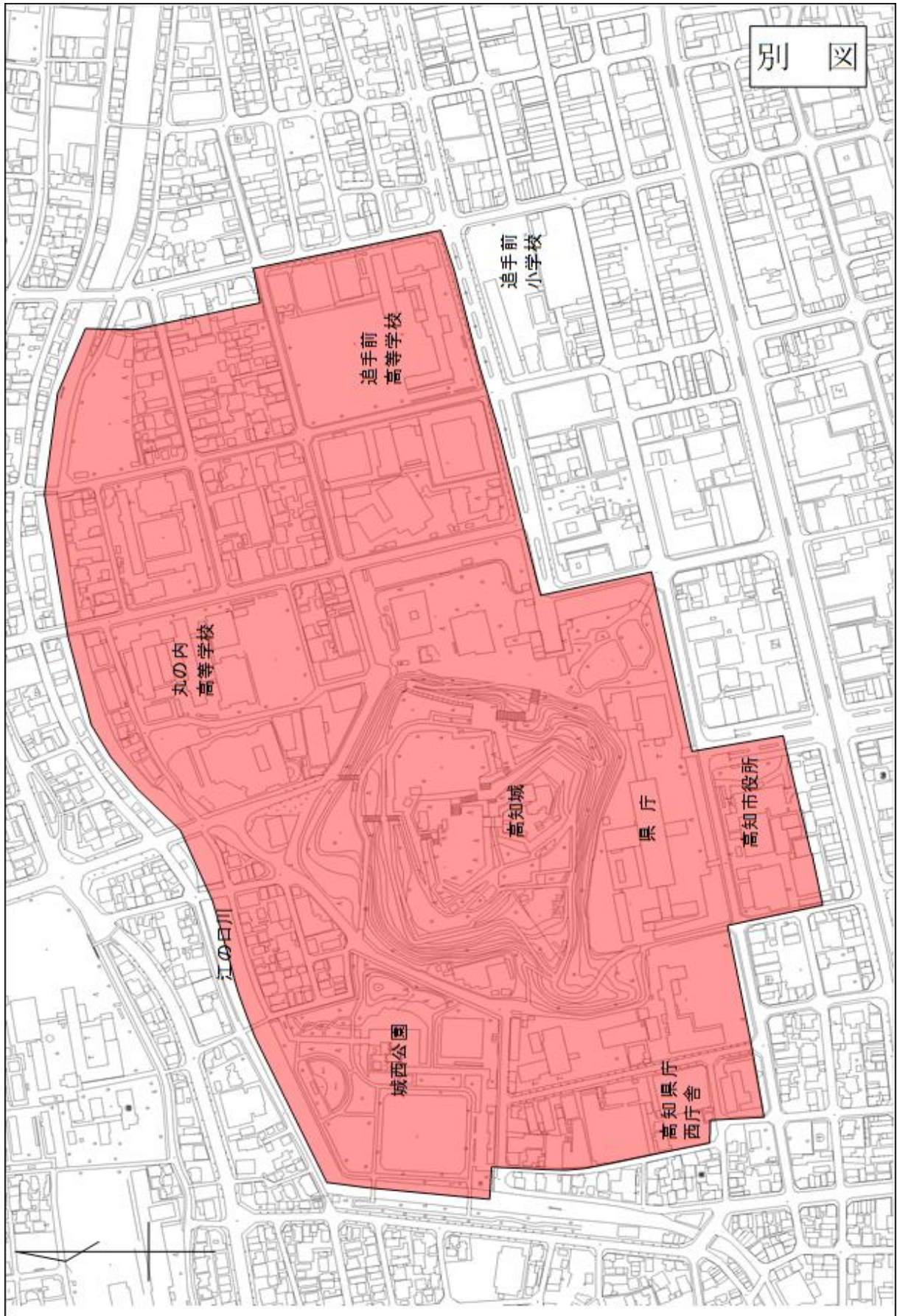
別表（第6関係）

広告物等の種類	許可の基準
すべての広告物等 (共通事項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地盤面から広告物等の上端までの高さは、10メートル以下であること。ただし、次に掲げる事項をすべて満たすものを除く <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己の名称、商標及びビル名称等を、建物の1壁面に対し1か所表示するものであること (2) 壁面又は壁面と同色同素材のものに文字、数字又は商標を表示するものであること (3) 縦の長さは3メートル以下であり、かつ、表示面積は10平方メートル以下であること 2 自家用広告物等(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。)であること 3 地色にけばけばしい色を使用せず、かつ、表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用しないこと(適用除外となる広告物等を除く) 4 照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は点滅及び回転しない構造であること(車両等の出入り時のみに点滅及び回転するものは除く) 5 ネオンサインを使用しないこと 6 建物利用広告物等の上端の高さは、建築物の最高の高さを超えないこと
広告幕等	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は10平方メートル以下であること 2 同一の表示内容は1壁面につき1基以下であること
屋上広告物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己の名称、商標及びビル名称等を、建物の1壁面に対し1か所表示するものであること 2 壁面又は壁面と同色同素材のものに文字、数字又は商標を表示するものであること 3 縦の長さは3メートル以下であり、かつ、表示面積は10平方メートル以下であること
突出広告板等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物その他の工作物からの突き出し幅は1メートル以下であること 2 1壁面に1列であること
壁面等広告物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は10平方メートル以下であること 2 広告物等を表示し、又は設置する壁面について、同一の表示内容は1基であること
敷地内独立広告物等 野立て広告物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は10平方メートル以下であること 2 集合広告物等(複数の広告物等で構成される広告物等をいう)にあっては、前項の規定にかかわらず、広告物等の表示面積は一面につき10平方メートル以下であり、かつ、1基の表示面積は20平方メートル以下であること

備考

一の広告物等が、複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の基準に適合しなければならない。

別 図



〒780-8571 高知市本町五丁目 1 番 45 号

高知市 都市建設部 都市計画課

TEL:088-823-9465 FAX:088-823-9454

E-mail:kc-170200@city.kochi.lg.jp

HP:<http://www.city.kochi.kochi.jp>



高知市屋外広告物の手引き

令和五年四月

高知市
都市計画課